

# 広島県 薬剤師会誌

2016

隔月発行

3

No.262



## スポーツファーマシスト&通訳募集!

ヒヤリ・ハットエビデンス情報

広島県モバイルDI室・事例報告⑯



公益社団法人  
広島県薬剤師会

# 公益社団法人広島県薬剤師会会长候補者及び監事選挙に関する告示

記

選挙期日 平成28年3月27日（日）

投票場所 広島市中区富士見町11-42 広島県薬剤師会館 4階ホール

会長候補者 1名

監事 2名以内

立候補届受付開始日 平成28年3月7日（月）

立候補届受付締切日 平成28年3月16日（水）

（立候補の受付は午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）（郵送による場合は、締切日時までに到着したもの有効とする。）

平成28年3月1日

公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員長 山本和彦

被選挙権 広島県薬剤師会正会員A・正会員B

（ただし、平成28年1月31日までに正式に入会手続き完了した会員。）

選挙権 広島県薬剤師会代議員

投票方法 会長候補者選挙は単記無記名投票、監事選挙は連記無記名投票

投開票日 平成28年3月27日（日）

開票場所 広島県薬剤師会館 4階ホール

立候補届出用紙は広島県薬剤師会事務局に用意しております。

選挙日の選挙長 山本和彦

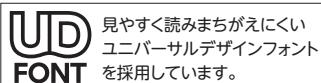
※集合研修会 平成28年度開催分（平成28年4月以降開催研修会）より  
受講シールの年度、色調が変わります。ご注意ください!!

	1単位	2単位	3単位	4単位	6単位	9単位
平成28年度開催分 H28.4.1～H29.3.31						
平成27年度開催分 H27.4.1～H28.3.31						

# 広島県薬剤師会誌目次

No.262

安田女子大学OSCE	2
第3回安田女子大学薬学部卒後教育研修会	3
日本薬剤師会平成27年度 試験検査センター技術研修会	5
広島国際大学薬学部OSCE	8
広島県医療費適正化計画（第2期広島県医療費適正化計画検討委員会）	9
日本集団災害医学会・災害医療認定薬剤師委員会 災害薬事研修会コース	11
第87回・第88回 中國地方社会保険医療協議会広島支部会	12
(一社) 薬学教育評価機構 第8回評価者研修会	13
21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラム 認知症の人を支える医療・介護 一多職種と地域で協働して—	14
平成27年度第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会	16
平成27年度広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師研修会（西部・東部）	19
ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会	22
平成27年度広島県在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ	23
平成27年度第1回 薬事情報センター実務担当者等研修会	26
平成27年度広島県合同輸血療法研修会	27
平成27年度日本薬剤師会生涯学習担当者全国会議	28
マスコット・キャラクター活用検討会	29
<b>福利厚生 指定店一覧／広島県立美術館「団体割引会員」について</b>	31
県薬だより 県薬より各地域・職域薬剤師会への発簡 常務理事会議事要旨 県薬日誌 行事予定	34
行政だより	49
地域薬剤師会だより	66
諸団体だより	68
研修だより	71
広島県モバイルDI室・事例報告⑯	76
薬事情報センターのページ	79
お薬相談電話事例集No.98	81
安全性情報 No.329・330	82
検査センターだより	83
ひろしま桔梗研修会	84
薬剤師の休日	85
薬局紹介⑦	86
書籍等の紹介	87
告知板	88
保険薬局ニュース	色紙
薬剤師連盟のページ	色紙



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

表紙写真 アオキ（ミズキ科）

アオキは18世紀後半に観賞用樹木としてヨーロッパに伝えられ有名になります。学名も Aukuba japonica と命名されアオキ葉との日本語が使われました。民間療法でアオキの葉をあぶり火傷や腫れ物にぬっていたようです。胃薬で有名な陀羅尼助錠にはキハダと共にアオキが配合されています。

写真解説：吉本 悟先生（安芸支部）撮影場所：広島市

## 安田女子大学OSCE



安田女子大学薬学部 新井 茂昭

日 時：平成27年11月29日（日）

場 所：安田女子大学安東キャンパス 9号館

平成27年度安田女子大学薬学共用試験OSCEは、ご協力いただき無事終了しました。広島県薬剤師会、広島県病院薬剤師会、および学外評価者の先生方にこの場を借りて厚くお礼申し上げます。

本年度のOSCEでは、受験者数65名に対して、評価者36名（薬局薬剤師13名、病院薬剤師10名、他大学教員3名、本学教員10名）、模擬患者・模擬医師12名、および運営スタッフ52名があたりました。9月中旬に薬学共用試験センターから試験課題が通知されて以降、実施計画書やマニュアルの作成、評価者や模擬患者への依頼とその養成、直前講習会開催など、忙しく準備を進めてまいりました。本試験実施の前々日には、教職員が総動員でパーティション約100枚と大量の模造紙を使って試験会場の設営を行いました。本学でのOSCE開催は6回目ということもあり、全般的にOSCEは適正に且つスムーズに実施できたと感じております。

評価に関しましては、評価者養成講習会ならびに直前評価者講習会を開催し、評価者間の意見交換を充分していたことから、全般的に見て評価マニュアルに従った適正な評価が行われたと考えておりますが、まだ評価の標準化が十分でなかったと思われる課題も一部残っています。評価者間のバラツキはOSCE評価の客観性と正当性を否定するものとなりますので、今後も評価者間のバラツキを極力抑える努力をしていきたいと思っています。

一方、学生は、課題の閲覧開始まで課題内容を知らざれず、しかも2名の評価者の前で、5分以内に終了しな

ければならないことから、かなりの精神的な負担がかかっていたようです。当日は極度の緊張のあまり実力を発揮できない学生もいましたが、緊張した表情を浮かべながらも、着実にそれぞれの課題をクリアしていたようです。

薬学教育6年制の一つの柱である薬学共用試験(CBT、OSCE)は、大学の責任のもとで行うものとなっておりますが、OSCE評価者としてあるいは臨床のエキスパートとしてのご助言など薬剤師会の先生方の協力無くしては実施することは不可能です。さらに薬学教育の基本となる薬学教育モデル・コアカリキュラムが改定され、それを基盤とした新カリキュラムが本年度の1年次生から適用されています。早い段階での臨床現場での体験と患者コミュニケーション教育が重視されるとともに、地域医療をはじめとして医療薬学のより充実した内容となっています。5年次の実務実習も平成31年度からは、薬局実習と病院実習とが連続して行われる形式となり、主要8疾患についての学習など、内容の濃いものとなります。新コアカリで謳われている「薬剤師として求められる基本的な10の資質」を持つ薬剤師を育てるには、今までにも増して医療現場と大学間のより緊密な連携が必要であると考えます。本学は医療を担う人間性豊かな薬のスペシャリストとして活躍できる薬剤師の養成に力を注いでいきますので、今後とも皆様のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

## 第3回 安田女子大学薬学部卒後教育研修会

安田女子大学薬学部 新井 茂昭

日 時：平成27年12月5日（土）

場 所：安田女子大学薬学部

本研修会は、本学卒業生および近隣の薬剤師を対象に生涯学習の一助となるべく平成25年より毎年開催しております。講師は主に本学教員が務めますので、卒業生諸君にとっては懐かしい教員の懐かしい講義だと思います。もう一度聞きたい講義、あるいは医療現場に関連したもう少し高度な内容で講義してほしい。そのようなニーズにあったテーマ、講師を選んで開催しております。

また本学卒業生以外の方々にとって、大学でどのような雰囲気で講義をしているのかを見ていただくよい機会になると思います。さらに今回は、かねてより念願であった卒業生が活躍している状況の報告（自慢？）も加えることができました。今回の参加者は、本学卒業生・在学生、薬剤師など合わせて62名でした。今回の研修会は、赤木玲子薬学科長より開会の辞の後、本学の教員2名と招待演者として迎えた本学卒業生1名による3講演を拝聴しました。



薬剤師の在宅医療・福祉への関わりは時代の要請であり欠くことのできないものとなっていますが、残念ながらその状況は十分とは言えません。薬局における在宅医療が進まない原因として在宅患者に必要な無菌調製ができる設備を整えた薬局が少ないことや、注射剤や輸液などの調製経験を有する薬剤師があまりいないことなどが挙げられています。しかしながら、高齢社会はこれからも進展し在宅医療も増えていくものと考えられ、それに合わせ在宅患者への無菌製剤の供給が確実に増加することが容易に想像できます。そこで今回は、薬局で無菌製剤を調製する際に、どのような取り組みを行うべきかについて、特に環境管理と汚染リスクに焦点を当て、「在宅医療における無菌調製」をテーマとしました。

はじめに、本学薬学科教授水内義明先生が、「在宅医療における無菌調製-無菌管理-」という題目で、国立がんセンター在職中のご自身の経験をベースに講演されました。一般的に無菌室設備および動線はゾーニングの思想に基づいて設計する必要があるが、在宅医療における無菌調製・無菌管理の条件としては、

- ①限られたスペースで無菌調製や監査が行えること。
- ②患者宅への運搬・保管で品質を保持すること。
- ③簡便に無菌試験が行えること。

などを考慮する必要がある。また調製する個々人が無菌調製の意義を知り様々な点に注意して無菌調製を行う姿勢が大切だと話されました。さらに、調整輸液の無菌性を投与前に確かめる方法はないが、残液の細菌試験を行うことにより環境や手技を評価することが可能である。調製から投与開始までの時間を可能な限り短くすること。あるいは冷所で保存し増菌させない。在宅医療では、患者宅への運搬や保管においても十分な注意を払うことにより、万が一細菌汚染が生じていても、菌血症を起こさせない工夫も必要である。その他、パーティクルカウンターを使った塵埃測定や、真空パックによるピンホール・液漏れの発見法など実例を挙げて紹介されました。無菌調製に必要な環境整備から製品の品質管理に至るまで網羅した幅広い内容の講演でした。



続いて、本学薬学科准教授西村基弘先生に、「在宅医療における無菌調製-微生物汚染-」という題目で講演していただきました。微生物学を専門とされている西村先生は現在、薬学2年生の微生物学、同6年生の感染症学の講義科目を担当されています。本講演では、

- ①こんなところにも微生物はある！
- ②要注意の身近な微生物たち。

- ③感染を防止するには？
- ④薬局における感染対策。
- ⑤在宅医療における感染対策。

という内容で、微生物による環境汚染と感染予防についてとてもわかりやすく解説していただきました。在宅医療の現場である患者宅には、患者由来常在菌・病原菌、ウイルス、真菌などが存在している。これらの微生物たちによる感染を防ぐには、すべての患者に対して標準的に行う疾患非特異的感染予防対策（スタンダードプロトコーション）が必要であり、全ての患者が病原体を保有していると仮定して対応する必要がある。呼吸器感染症（肺炎、インフルエンザ、結核）、皮膚・軟部組織感染症（褥瘡、疥癬）、尿路感染症が在宅医療における三大感染症とされている。在宅患者は他患者からの暴露がないため感染率は低いが、介護者や医療スタッフが感染源にならないよう注意が必要である。患者や家族に対して、手指衛生、食器・リネンの消毒、嘔吐物・排泄物の処理、医療器材の清掃保持について適切なアドバイスをすることが必要である。一方、薬局調剤室にクリーンベンチを設置して無菌調剤を行う場合の注意点として、調剤室は通常のオフィスと比べて、外気の流入、狭い空間での人の行き来、粉塵が発生しやすいなどから、意外に汚いことを認識した上で、

- ①調剤台に隣接するところにクリーンベンチは置かない。
- ②散剤の調剤中には無菌調剤は行わない。
- ③外気がクリーンベンチ内に流入しないように、周囲をビニールカーテンで囲うなどの工夫をする。
- ④クリーンベンチ内に持ち込む物品の消毒を行う。また余計な物を置いたままにしない。
- ⑤無菌操作の習熟が必要である。

と説明されました。講演の最後に「要は、無菌製剤を作ればよい！」と締めくくられました。



最後に、ウォンツ吉島薬局 沖本万純先生に、「在宅医療における無菌調製 一在宅医療の実際一」について講演していただきました。薬局での在宅業務である訪問薬剤指導、高カロリー輸液の調製、在宅緩和ケア、多職種連携の

ためのカンファレンス参加、医療材料・衛生材料・介護用品の供給、栄養指導について紹介されました。一人で患者宅を訪問し、一人で様々なことに対応しなければいけないので非常にプレッシャーがかかる業務であること。初回訪問時には、地図を持って行くのだがなかなか探し当たれなく、薬局に電話をしてサポートを受けたり、薬局に戻らざるを得ないこともあったなど苦労されたことも話されました。ウォンツ吉島薬局での無菌調製は合理的に標準化されており、薬剤の配合変化・安定性の検討から、クリーンベンチ内での調製までの手順を演者自らの写真を使って説明されました。また輸液は冷蔵庫で7日間保存可能としているので、14日分処方の場合は原則2回に分けて分割調剤しているが、患者宅での無菌製剤の保管のために、患者宅の冷蔵庫内にスペースを確保しようとしても7日分の保管スペースを確保できないこともあるとのことでした。薬局での無菌調製は、少しづつではあるが進展しているように感じられました。

講習会終了後の情報交換会には、多くの卒業生が参加し、薬剤師や教員を交えておいしいスイーツをほおばりながら、仕事内容などの近況報告、職場の状況・待遇など情報交換に花が咲いていました。



高度化・専門化が進む昨今の医療現場で、薬剤師の職能に対する期待は大きいものがあります。薬剤師が安全・安心な医療の担い手としての職能を發揮し、患者や他の医療職種から「當てにされる」薬剤師になるためには、薬学生の教育だけではなく、既卒薬剤師の資質向上のための生涯教育の推進が必要と思われます。その取り組みの一つとしての本研修会は定期的に開催しますので、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

# 日本薬剤師会 平成27年度 試験検査センター技術研修会

日 時：平成27年12月10日（木）・12月11日（金）

場 所：東京・日本薬剤師会



## 第1日目

検査センター 城崎 利裕

まずははじめに、日本薬剤師会山本信夫会長より、日本薬局方の改正及びジェネリック医薬品による医療費削減に試験検査センターとして関わっていくのかが今後の課題であると挨拶された。

また、機能性食品についての使い方において、売りつけるのではなく、正しく勧めて欲しいと述べられた。

### 1. 「第17改正のトピック」

国立医薬品食品衛生研究所所長  
川西 徹 氏

第17改正日本薬局方の要点として、製造工程管理の導入、残留溶媒、容器包装関連について述べられた。

製造工程管理については、品質管理の要件の収載、その要件を医薬品各条に表現する枠組み、不純物質の規格設定が収載される。また、製造工程管理で汎用される試験法は、一般試験法として積極的に収載される予定である。

次に、残留溶媒については、通則第34条及び一般試験法の残留溶媒試験法で規定し、適切に管理を行うこととした。

容器包装については、通則第5条で容器の規程を保存条件とともに判定基準から外し、医薬品各条の貯法の項は参考に留めることとした。

また、新規で「製剤包装通則」を収載し基本的要件の具体例を記載するなど改訂を行っている。

### 2. 「第17改正日本薬局方 化学薬品関連のトピックス」

国立医薬品食品衛生研究所副所長  
奥田 晴宏 氏

化学薬品関連では、純度試験、国際調和、製剤均一試験などの試験法について述べられた。

純度試験では類縁物質について説明され、個別設定不純物、その他の不純物、不純物総量が規格に設定される。

国際調和として、日本薬局方では薬局方検討会議(PDG)という組織がある。

そこではUSP及びEP等との医薬品各条や一般試験

法の「調和」に関して、調和された手順で試験された化合物や製剤が、同じ結果を与え同じ結論に至るとき、一般試験方法等が「調和」されたとしている。もし、完全調和が不可能な場合、各条あるいは一般試験法で調和されていない事項の存在を各局方は許容することとなる。

その他、製剤均一性試験、赤外吸収スペクトル、旋光度、融点について述べられた。その中で旋光度、融点に関しては、適否の判定の基準とはしないとしている。

### 3. 「日本薬局方 生葉関連のトピックス」

国立医薬品食品衛生研究所薬品部長  
合田 幸広 氏

第17改正日本薬局方では、シンギ（晋耆）、タンジン（丹参）、トウジン（党参）、ボウショウ（芒硝）、無水ボウショウ（無水芒硝）の5種類が新規収載となった。

また、生葉総則の改正も行われ、判定基準に合わないものは局方不適であるが、判断基準の場合には例外がありうる。例えば、チンピはウンシュウミカンの成熟した果皮であり、黄赤色～暗黄褐色と規定されている。従って濃い緑色の早生の成熟した果皮は不適と判断されるが、一方で黄赤色の外面の一部斑入りで白色の部位を含む個体があったとしても、その他の要素で適合すれば、その生葉は不適とはならない。

その他、一般試験法（生葉関係）の改正についても報告があった。

#### ○試験検査センター委員会報告

- 1) 平成26年度医薬品外部精度管理試験結果報告
- 2) 平成27年度医薬品外部精度管理試験実施要項について
- 3) 医薬品試験における品質管理

日本薬剤師会試験検査センター委員会副委員長代行  
中村 弘揮 氏

厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関は、精度管理試験の実施が規定されており、日本薬剤師会では全国統一試験を実施している。

平成25年と平成26年度は同じ項目を選択し、試験実施者を変更することが望ましいとする方法で実施した。

評価方法はZスコアにより「精度十分」「疑わしい」「精度不十分」の3段階で評価した。

定量試験において、1機関はZスコアを大きく外れていた。このような場合、すぐに再試験を行わず、原因の究明を行うことが重要であると述べられた。

平成27年度は、薬局製剤を対象品目とすることが決まっており、薬局製剤指針の「かぜ薬5-②」の定量法(1)を全国で行う予定である。

液体クロマトグラフ法で試験を行うにあたり、システムの適合性を確認した後、実施することが説明された。

また、注意事項として局方で示された条件などは、安易に変更しないことを確認した。

医薬品における品質管理として、医薬品及び医療機器等法（旧薬事法）施行規則とGMP省令を参考に述べられた。医薬品試験は厳しい管理が必要であり、特に「手順書」「記録」については重要である。手順書については、あらゆることを想定して作成し、試験手順、機器の操作手順、逸脱したときの手順など決めておく必要がある。

記録についても、詳細に記載し、生データや計算の記録を残すことが重要であると述べられた。

#### 4. 雨水中の無機物質調査結果報告

日本薬剤師会試験検査センター委員会委員  
小出 宣生 氏

平成25年と平成26年度の2月～3月にかけて、全国の薬剤師会の協力により雨水調査を行った。

結果として、全国的にpHが4代と低く、酸性雨であることが判明した。

また、黄砂やPM2.5などの浮遊粒子状物質については、ほとんど認められずもう少し時期をずらせば違うデータが得られたかもしれないという反省もあった。

地域差としては、塩化物イオンが日本海側の地域で高く、内陸部では低い濃度であった。硫酸イオンについては、西日本で高い値を示した。



#### 第2日目

検査センター 後藤 佳恵

ジェネリック医薬品品質情報検討会の活動と公的機関における品質評価

国立医薬品食品衛生研究所 薬品部 第一室長

伊豆津 健一 氏

公的機関による製剤の品質試験・評価には以下の2つがある。

#### I. 「後発医薬品品質確保対策事業（医薬品等一斉監査

指導)」

従来の不良な医薬品等の発見や管理体制などの統一的な監視指導が目的で、承認規格への適合判定を行っている。主に溶出試験や定量試験が実施され、これまでの6年間に行われた試験検査の結果は不適合率は約0.4～0.5%程度となっている。

#### II. 「ジェネリック医薬品品質情報検討会」

後発医薬品の品質確保と信頼性の向上が目的で、先発製剤との同等性確保が重視されている。

この品質情報検討会は厚生労働省の委託を受けて国立医薬品食品衛生研究所が中心となり、学術的観点からの検討を有識者の協力を得て実施している。具体的には学会発表や学術雑誌の発表に関する検討と、試験検査の2本立てで行っている。厚労省とPMDAと協力し国衛研の中で情報検討会を組織し各有識者も参加し、地方衛研とも試験面で協力し信頼の基盤づくりを行っている。

実際に指摘の多い薬として安全域が狭く適切な管理の難しい医薬品としてシスプラチン注射剤があげられた。先発品を含む6製剤について局方シスプラチン（原薬）規定に準じた方法を含む3条件で純度を検討した結果、検討に用いた試験条件では製剤間の不純物量に大きな差は認められなかった。他にも成分含量比較試験や、経口固形製剤の溶出性評価（年間150製剤程度）等を実施しており、試験・評価結果は、国衛研とPMDAのホームページで公表されている。製品名を記載したデータを公表することで、医療機関が製剤を選択するための情報提供となり、メーカーの改善促進にもなっている。

今後の課題としては複雑な製剤の評価法の検討、原薬の品質と安定供給の確保などがあげられる。

またジェネリック医薬品の審査効率化・透明性の確保を目的とした「CTD（コモン・テクニカル・ドキュメント）/eCTD」による承認申請を準備中である。

後発医薬品の品質に対する信頼度は大幅に向かっているが、後発医薬品に対する患者や医療関係者に残る不安が積極的な採用を阻む障害となっている事等、現在も色々な形で課題があるため、メーカー、医療機関とともに情報交換を行いながら取り組んで行きたい。

機能性表示食品制度の発足と現状～制度をより良くしていくための課題

一般社団法人 消費者市民社会をつくる会 理事長  
阿南 久 氏（前・消費者庁長官）

食品に機能性を表示できる新たな制度として、特定保健用食品（トクホ）、栄養機能食品に続き、平成27年4月1日より開始された機能性表示食品制度では、定められたルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に

に関する科学的根拠などの必要事項を発売前(60日前まで)に消費者庁に届け出ることで、商品に機能性を表示することができる。

消費者庁のHPでは機能性表示食品の届出情報を一般向けと有識者向けの両方を見ることができる。現在の届け出は165品目である。今まで機能性表示はしてはいけなかつたが、これが開示された事は非常に画期的なことである。

消費者の日常の生活にかかわる中で

- ①消費者が消費生活において自主的・自律的に行動するための「消費者力」
- ②“持続可能な社会づくり”と“あたたかい地域コミュニティーづくり”に積極的に関わっていくための「消費者市民力」
- ③企業が消費者・生活者を経営の中心に位置づけて、“消費者・生活者目線”的事業を推進していく「消費者志向経営力」

の啓発が必要であると考え「一般社団法人消費者市民社会をつくる会ASCON」を設立した経緯である。

機能性表示食品の届け出の状況や、ASCONの取り組み、新しい食品表示制度である食品表示法の基本思想や変更点、健康食品への機能性表示の検討、機能性表示食品リーフレット作成内容、食品衛生法や健康増進法、消費者教育推進法における消費者教育の基本理念と事業者や団体の役割・責務等、広く多岐にわたりお話をいただいた。

また今後の課題として、この機能性表示食品制度は、企業の責任とはいえその科学的な根拠が開示されている

極めて透明な制度であり、そのいいところを伸ばしていくことが必要である。重要なことは消費者の表示を読む力、選択する力の育成や発揮となる。それには食と生活の見直しが必要であり、そのためには消費者の教育をもって推進していくしかない。買わない力をつけることで、最終的にいかがわしい物を市場から淘汰できることになる。より良い制度になるか否かは、事業者の協力とモラルの向上と消費者のリテラシーの向上にかかっている。「薬剤師会の皆さん方も心からご協力をお願いしたい。」との言葉で講義は終了した。

また両講義の後に合同で質疑応答の時間が設けられ、活発な質疑応答が交わされた。その中の一つに薬局が機能性表示食品を販売していくにあたり責任を持っていくかどうかという質問に、多くはGMP認証やHACCP等、品質管理の良いところで製造されているが、今後はそのような認証を義務付けなければならないし、原材料のチェックの仕組を登録の中に入れていく必要がある。最初の登録が確かでも後になると品質が落ちていく物が出てくる可能性が無いとも限らない、そのためにも仕組みを作ることが今後の課題の一つであり、阿南先生としても意見を出していきたいとの事であった。

最後に生出泉太郎日薬副会長より、昨年までは本研修会は機器等の展示や使い方を学んできたが、今回は今最も新しい情報を吸収する機会を設けた、是非各薬剤師会、試験検査センターの今後に役立てていただきたいとの挨拶で閉会した。

## 薬剤師国家試験問題 (平成27年2月27日～3月1日実施)

**問27** 自律神経節において節前線維から節後線維への神経伝達を行う受容体はどれか。

1つ選べ。

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1 グルタミン酸 NMDA 受容体 | 2 セロトニン 5-HT <sub>3</sub> 受容体           |
| 3 ニコチン性アセチルコリン受容体 | 4 $\gamma$ -アミノ酪酸 GABA <sub>A</sub> 受容体 |
| 5 グリシン受容体         |   |

正答は 89 ページ

## 広島国際大学薬学部OSCE



広島国際大学 三宅 勝志

日 時：平成27年12月13日（日）9:00～17:00

場 所：広島国際大学呉キャンパス 6号館

広島国際大学における第7回目の共用試験は、2015年12月2日および3日の両日に主に知識を問うCBT（Computer Based Testing）を、そして2015年12月13日に技能と態度の客観的臨床能力試験であるOSCE（Objective Structured Clinical Examination）を実施致しました。

今年度のOSCEは、昨年と同様に6ステーション・5レーンを設営し、午前・午後の2部構成とし、表1に示すように、183名の評価者、標準模擬患者およびスタッフ、そして受験生数110名、総勢293名のご参加・ご協力を得て実施されました。本学ではトライアル当初より、学内の教員と学外の先生方を1組として各レーンの評価にあたることが重要と考えてOSCEを準備しています。そのため、今回も広島県薬剤師会および広島県病院薬剤師会より、多くの先生方に外部評価者としてご協力いただきました。年末のご多忙な中、13日の本試験ばかりではなく、6日及び10日に行われた直前講習会にもご参加いただき、誠に有難うございました。

### 第7回広島国際大学OSCE参加者・協力者数

分 類	所 属	人 数
評 価 者	広島県薬剤師会	36
	広島県病院薬剤師会	30
	他大学教員	4
	学内教員	23
標準模擬患者	広島SP協会	18
ス タ ッ フ	学内教員	22
	学内事務職員	11
	TA（薬学部5年生）	38
モニター	共用試験センター	1
受 験 生		110
合 計		293

広島県におきましては県内の各大学のOSCE開催時期が1週おきに開催されるといった状況もあり、評価者の先生方にはOSCE関連行事に続けてご参加、ご協力いただくことが多いと伺っています。年末の大変お忙しい時期に、貴重なお時間をいただきましたことに、あらためて感謝申し上げます。

来年度以降も、同様な状況が続くことが考えられます。評価者としてご参加いただく場合には、必要要件がござ

いますが、養成講習会などにご参加いただくことでより多くの先生方のご協力がいただければと思います。

また、今年度は学内の都合で、評価者の先生方には事前に謝金振込先の情報提供のご依頼、加えて、OSCE当日の携帯電話の制限など、新たなお願いをさせていただきました。前者につきましてはマイナンバー制度移行前の学内的都合によるもので、お手数をおかけして申しわけありませんでした。後者につきましては共用試験センターからの指示に基づくものでしたが、OSCE終了後に制限方法などに関して多くの意見を頂戴しました。次年度につきましては、それらの意見を参考にして、ご不便をおかけしない方法で当該対応を行いたいと思います。

本学では今回を含めて7回のOSCEを開催したのですが、幸いなことに一度も大きなトラブルや事故が発生することなく、OSCEを無事終了することができています。モニターとして共用試験センターよりお越しいただいた福山大学の五郎丸先生からも、「試験が公正かつ適切に実施された」との講評をいただいております。これらを達成するためには、事前の入念な準備も必要となります、やはり評価をいただく先生方の献身的なご協力の賜物であると感じています。

また、毎年お伝えしていることですが、共用試験は長期実務実習に臨む際の、必要最小要件だと考えられています。その合格基準は細目評価で70%以上とされています。従って、試験に合格した学生であっても、その技能・態度に差があるのも事実です。これらを本当の「技能(技術)」や「態度」に醸成していくためには、医療現場における先生方のご指導に基づく、体験実習が重要であると考えています。

平成27年度より薬学教育のカリキュラムが改訂され、平成31年度には新しいカリキュラム下での学外実務実習が行われます。それに伴いOSCEについても改訂準備がすすんでおり、平成30年には現在とは異なった課題のもとにOSCEが行われます。従って、ここ数年間はそういった変化に伴って、OSCEに関しても従来とは異なるご依頼を行う場合もあるかと思います。これらの変更も、ひとえに6年制教育をより実りあるものとするためのものと考えています。

これからも、さらなるご協力とご指導を賜ります様、何卒宜しくお願い申し上げます。

## 広島県医療費適正化計画 (第2期広島県医療費適正化計画検討委員会)



副会長 村上 信行

日 時：平成27年12月16日（水）16:00～

場 所：県庁・自治会館会議棟

標記委員会に豊見雅文専務理事の代理で出席して参りました。広島県医療費適正化計画（以下、本計画）は平成20年度から24年度までの5年間を第1期とし、中間評価を経て現在は25年度からの第2期計画の中間評価段階に至っています。

委員は12名で、学識経験者代表として広島大学、広島国際大学、県老人クラブ連合会、日本労働組合総連合会県連合会の4名、保険者等として高齢者広域連合、国保連合会、協会けんぽ、保険組合連合会の4名、医療提供者として医師会、歯科医師会、薬剤師会の3名、そして行政から健康福祉局地域包括ケア推進部長が委員となっていて、計画概要（平成25～29年度）は、

1. 医療費を取り巻く現状と課題
2. 取組方針
3. 基本理念（目指す姿）
4. 数値目標
5. 取組（施策）・医療費適正化の効果

として公表されていて、具体的には、

### 1. 医療費を取り巻く現状と課題

- (1) 医療費の動向として計画末期の29年度においては45兆円の国民医療費が国民所得の11%を占めると推計され、広島県においての平成20年度8,836億円であった県民医療費は29年度において11,530億円と増加の推計がされている。
- (2) 広島県の市町国民健康保険は平成22年度において受診率と診療実日数（レセプト1件当たりの日数）双方が全国2位と高いところから、入院外1人あたり医療費は全国1位の水準であり、その要因の1つに被爆者医療があがっている。

### 2. 取組方針

- ◆県民の健康づくりに向けた取組  
メディカルケアからヘルスケアへの転換を図り、特定検診、がん検診の受診率向上
- ◆効率的な保健医療福祉提供体制の推進  
在宅医療の推進、介護提供体制の整備で「入院から在宅」「医療から介護」
- ◆適正受診の推進  
後発医薬品の使用促進、重複・頻回受診者に対する

保健指導の充実

◆関連計画との連携

「健康ひろしま21」「広島県保健医療計画」「広島県がん対策推進会議」「ひろしま高齢者プラン」

### 3. 基本理念（目指す姿）

すべての県民が、自ら健康増進を図るとともに、県内どこでも安心して、良質かつ適正な医療を受けられる体制の構築を目指します。

### 4. 数値目標

項目	目標	
特定健康診査の受診率	65%<	平成29年度40歳から74歳までの対象者の検診受診率（平成22年37.3%）
特定保健指導の実施率	45%<	平成29年度特定保健指導が必要とされた対象者の実施率（平成22年17.1%）
がん検診の受診率	50%<	5大がんにおいて、平成29年度において40歳から69歳までの対象者の受診率（子宮がんは20歳から）
市町がん検診受診者数	3～10割増	5大がんにおいて平成29年度において40歳から69歳までの受診者数（子宮がんは20歳から）

### 5. 取組（施策）・医療費適正化の効果

前述の取組方針に沿って25項目の施策が計画されています。薬局、薬剤師として関与していくべき施策のいくつかを紹介いたします。

- \*特定健康診査、がん検診受診率の向上
- \*糖尿病、虚血性心疾患、脳血管疾患等の早期発見
- \*たばこ対策
- \*市町保健増進事業への支援
- \*保険者との連携体制の推進
- \*「がん」「脳卒中」「急性心筋梗塞」「糖尿病」「精神疾患」の地域連携体制の普及促進
- \*地域包括ケア体制の構築
- \*認知症対策強化
- \*診療（薬剤）情報の共有

#### \*後発医薬品の使用促進

#### \*重複・頻回受診者に対する保健指導の推進

そして、医療費適正化の効果目標として、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率を25%以上とし、生活習慣病の発症率の低下により87億円の医療費減少を効果計画としています。また、在宅医療・介護提供体制の充実等により、平均在院日数を短縮した場合を72億円の効果計画としています。

現在、広島県薬剤師会は「がん検診サポート薬剤師」「薬剤師禁煙支援アドバイザー・マイスター」「健康生活応援店」「緩和ケア薬剤師研修」「HMネット」等の関連事業を実施し、薬局・薬剤師として「後発医薬品の使用促進」は最前線で取り組んでいます。

ポリファーマシーの概念が生まれ、居宅残薬の視点か

ら、向精神薬に限らず、「重複・頻回受診者」に対しての服薬指導、管理業務は、「お薬手帳」「薬剤服用歴管理」の本来業務の徹底で大きく貢献出来ると確信しています。少子・高齢社会においての厚生行政で、社会保障費、医療費は永遠の課題であり、日々カウターでの問題です。

20年程前だったと思いますが、現日薬副会長石井先生が厚生官僚の時代、医薬分業推進の真っ只中において「薬剤師も風を受けて下さい」と話されました。ときすでに医薬分業に対して、各分野からの声が上がっていたが故だと思います。「患者のための薬局ビジョン」が示され、それに沿った形での調剤報酬改訂は平成30年の医療介護報酬同時改定のプロローグです。

この医療費適正化計画は平成29年度目途であり正に、真摯な取り組みが30年改訂に反映できる内容でもありますので、すこし紙面を割いてご紹介いたしました。

### 薬剤師国家試験問題（平成27年2月27日～3月1日実施）

問185 60歳男性、身長172cm、体重72kg。10年前に2型糖尿病と診断され、経口血糖降下薬を内服していた。血圧136/86mmHg、脈拍70/分。血清カリウム値4.2mEq/L、血清クレアチニン値0.7mg/dL、空腹時血糖値126mg/dL、HbA1c7.4%（JDS）、血清総タンパク7.4g/dL、血清アルブミン4.0g/dL。

尿中アルブミン値（クレアチニン補正）1回目 120mg/g、2回目 80mg/g（基準値30mg/g未満）。

この症例に関する記述のうち、正しいのはどれか。1つ選べ。

- 1 糖尿病の治療を行っても、腎機能の障害は改善しない。
- 2 降圧目標は140/90mmHgであり、本症例では達成されている。
- 3 尿細管障害がアルブミン尿の原因である。
- 4 タンパク尿のため、浮腫が出現している。
- 5 レニン-アンギオテンシン系の活性を低下させることにより、腎障害の進行を抑制できる。

# 日本集団災害医学会・災害医療認定薬剤師委員会 災害薬事研修会コース



理事 竹本 貴明

日 時：平成27年12月20日（日）8:50～17:00

場 所：鳥取大学

参加者は26名。薬局薬剤師、病院薬剤師、医薬品卸売業者、行政、医師と多くの職種が参加していました。

研修会は以下に記載した内容であった。

- 〈講義1〉 この研修会の意義
- 〈講義2〉 我が国の災害医療体制
- 〈講義3〉 災害対応の原則 (CSCA)
- 〈講義4〉 グループディスカッション (CSCA)
- 〈講義5〉 机上シミュレーション 救護所での薬剤師としての情報収集と報告
- 〈講義6〉 薬事支援の原則 (PPP)
- 〈講義7〉 災害時における医薬品供給・処方支援
- 〈講義8〉 フィジカルアセスメント・問診
- 〈講義9〉 災害時における薬事トリアージ (実技)
- 〈講義10〉 災害時、薬事法遵守により発生する混乱事案
- 〈講義11〉 災害医療薬事支援シミュレーション
- 〈試験〉 筆記試験・実技試験

それぞれの講義の大まかな内容としては、  
〈講義1〉 研修会の1日流れ、各講義の目的を簡単に説明された。

〈講義2〉 災害拠点病院の機能・整備状況、広域災害・救急医療情報システム (EMIS) の機能、災害医療コードネーター体制等の説明が行われた。

〈講義3〉 大規模事故・災害への体系的な対応に必要な項目 (CSCA)・指揮と連携 (Command & Control)・安全 (Safety)・情報伝達 (Communication)・評価 (Assessment) 各項目の具体例と、評価の項目ではさらに「避難所アセスメントシート」の活用方法の説明があった。

〈講義4〉 大規模災害が起こった想定で、病院・薬局・医薬品卸売業・行政の立場でCSCAに沿って考え方検討を行った。

〈講義5〉 避難所に先着した薬剤師として、アセスメントシートを用いて情報を収集し、問題点の抽出を行った。

〈講義6〉 CSCAに続く必要な項目 (PPP)・薬事トリアージ (Pharmaceutical Triage)・準備、調剤 (Preparation)・供給 (Provide medicines) の説明。

薬事トリアージでは主に軽症患者を対象とし、

- ①医師の診察が必要
- ②薬剤師が投薬可能（お薬手帳の情報を元に）
- ③OTCで投薬可能
- ④情報提供のみの患者に第一印象や患者からの情報、フィジカルアセスメントを用いての選別について説明があった。

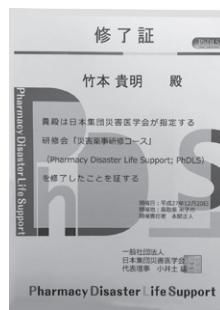
〈講義7〉 発災から72時間までは病院・診療所、薬局や区市町村の備蓄の使用。発災から72時間以降は卸を中心とした供給が理想的。そのためにはどのように医薬品ニーズを取りまとめ、どのような供給の流れが良いのか学んだ。

〈講義8〉 自覚症状に対する問診、心理・社会的情報についての問診と、代表的なバイタルサインとして・意識・呼吸・脈拍・血圧・体温についての評価基準を学んだ。

〈講義9〉 スタッフの先生方が患者役となり、問診及びバイタルサインの情報から薬事トリアージのロールプレイを行った。

〈講義10〉 災害時における薬事関連特例措置の例として・処方せんを持参できない・被保険者証、お薬手帳を確認できない・救護所での調剤・麻薬の施設間の貸し借りなど、過去に起きた大規模災害の事例を挙げながら説明された。

〈講義11〉 「避難所である総合体育館に医療救護所が設置されたが、患者が多く混乱しているため、薬剤窓口を設けトリアージを行って欲しい」と依頼があった。との想定で、医師2名・薬剤師2名・看護師2名・事務2名を総合体育館の図面を見ながらどこに配置するかを各班でディスカッションを行った。



今回参加させていただいた研修会の内容は、自分の住んでいる地域での災害時だけでなく、他地域での災害時にボランティアとして参加する場合にも非常に役立つ内容であった。災害現場で何を行ったら良いのか共通した認識を持つことで、現場の混乱は最小限に抑えられるのだと感じた。そのためにも継続的な研修への参加、できれば他の医療職種・行政も参加した研修会があれば参加してみたいと思った。

## 第87回・第88回 中国地方社会保険医療協議会広島支部会



副会長 渡邊 英晶

(第87回) 日時: 平成27年12月24日 (木) 14:00~ 場所: 中国四国厚生局

(第88回) 日時: 平成28年1月26日 (火) 14:00~ 場所: 中国四国厚生局

中国地方社会保険医療協議会は、中国四国厚生局の中に設置され、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて審議する、厚生労働大臣の諮問機関です。

中国地方社会保険医療協議会は、社会保険医療協議会令第1条第1項により、「部会」を設置することが認められており、中国地方社会保険医療協議会についても、一部の指定を除き、保険医療機関等の指定について審議するため、管内5県それぞれに「部会」を設置しています。年に複数回管内5県の委員が集合し総会が開かれ保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて審議しております。

最初に、第87回中国地方社会保険医療協議会広島支部会が開かれましたので報告します。

<委員> (順不同)

(支払側委員)

佐々木浩二委員 (広島県国民健康保険団体連合会常務理事)

中原裕子委員 (広島市地域女性団体連絡協議会副会長)

新井法博委員 (中国電力健康保険組合常務理事)

(診療側委員)

檜谷義美委員 (広島県医師会副会長)

片山巖委員 (広島県歯科医師会副会長)

渡邊英晶委員 (広島県薬剤師会副会長)

(公益委員)

田邊誠委員 (広島大学大学院法務研究科教授)

井戸陽子委員 (弁護士)

<事務局>

竹本指導監査課長 (中国四国厚生局)

松田指導監査課長補佐 (中国四国厚生局)

### 議事の概要

平成27年12月24日付中厚発1224第18号により、中国四国厚生局長から諮問のあった広島県下の医療機関および保険薬局について審議した結果原案のとおり指定すべきものと議決しました。

薬局については独立性、敷地、公道に面す等すべて満たしておりました。ただ薬局の名称について〇〇調剤薬局などについては、改善するよう通達がありました。なお、中国地方社会保険医療協議会広島部会は毎月開かれております。

新規保険医療機関等9件(医科3件、歯科3件、薬局3件)  
更新保険医療機関等101件(医科42件、歯科27件、薬局32件)

次に、第88回中国地方社会保険医療協議会広島支部会が開かれましたので報告します。

出席者

<委員> (順不同)

(支払側委員)

佐々木浩二委員、新井法博委員、中原裕子委員 (欠席)  
(診療側委員)

檜谷義美委員、片山巖委員、渡邊英晶委員  
(公益委員)

田邊誠委員、井戸陽子委員 (2/3以上出席委員の  
議決で成立)

<事務局>

竹本指導監査課長、松田指導監査課長補佐

### 議事の概要

新規保険医療機関等14件(医科1件、歯科6件、薬局7件)

更新保険医療機関等53件(医科26件、歯科13件、薬局14件)

### 議事の概要

平成28年1月26日付中厚発0126第3号により、中国四国厚生局長から諮問のあった広島県下の医療機関および保険薬局について審議した結果、原案のとおり指定すべきものと議決しました。

薬局については独立性、敷地、公道に面す等の条件をすべて満たしておりました。

近年、薬局に於いてはM&A等の買収による名義変更等の事案が増えております。その場合も新規医療機関として扱われます。

### 中国地方社会保険医療協議会広島部会開催予定表 (平成27年度)

平成27年4月24日	木曜日	午後2時より	開催済み
平成27年5月26日	火曜日	午後2時より	開催済み
平成27年6月25日	木曜日	午後2時より	開催済み
平成27年7月28日	火曜日	午後2時より	開催済み
平成27年8月26日	水曜日	午後2時より	開催済み
平成27年9月39日	火曜日	午後2時より	開催済み
平成27年10月29日	木曜日	午後2時より	開催済み
平成27年11月26日	木曜日	午後2時より	開催済み
平成27年12月24日	木曜日	午後2時より	開催済み
平成28年1月26日	火曜日	午後2時より	開催済み
平成28年2月25日	木曜日	午後2時より	開催済み
平成28年3月29日	火曜日	午後2時より	開催済み

# (一社) 薬学教育評価機構 第8回評価者研修会



常務理事 青野 拓郎

日 時：平成28年1月9日（土）・10日（日）

場 所：クロス・エーブル府中

## <1日目>

- 13:00 開会挨拶
- 13:05 自己紹介
- 13:30 質保証に果たす評価の役割について  
(講演・質疑応答)
- 14:15 評価をしてみよう（説明・質疑応答）
- 14:45 (休憩)
- 15:00 作業説明
- 15:15 第1部 個人で評価してみよう  
(作業時間：165分)
- 18:00 (夕食)
- 19:30 自由討論・情報交換会
- 21:00 解散

## <2日目>

- 9:00 第2部 チームとしての所見を作成してみよう  
(SGD:180分)
- 12:00 (昼食)
- 12:45 第2部 発表 (180分)
- 14:45 (休憩)
- 15:00 第2部 発表の続き
- 16:00 発表されたチームの所見について（コメント）
- 16:15 本研修会の総括
- 16:30 解散

薬学教育評価に関する事前の知識もほとんどないまま標記の研修会に参加しました。参加者は、薬剤師会から4名、薬学部の教員が44名といういつもと少し違う感じの研修会でした。

上記のスケジュールで研修が始まりました。午前中は、「質保証とは」、「評価の目的と必要性」、「評価チームは何をするのか」の講義の後、評価をするために必要な知

識、評価の実施方法、評価所見の作成方法について講義ありました。

午後からは、6チームに分かれた後、評価作業の説明があり、3つの中項目を2チームずつが担当することになりました。私達のチームは、「8. 成績評価・進級・学士課程修了認定」について評価することになり、まず3時間弱かけて個人で評価をしてみました。

その後、夕食をはさんで自由討論の時間になり評価の難しさやどんな評価をしたかななどいろいろな話をしました。

2日目は、昨日作った個人の評価をもとにチームとしての所見の作成に取りかかりました。6基準のそれぞれの観点について議論しながら

- 「長所」として特記すべき事項
- 「問題点」として指摘すべき事項
- 「改善を要する点」の根拠となる事項
- 「質問」すべき点
- 「訪問調査」で閲覧を希望する資料等

を検討し最後に評定まではできましたが、時間切れで概評をまとめることはできませんでした。

午後からは、チーム毎の所見の発表に移りました。同じ項目の発表では、観点に若干の相違はありましたが、同様の評定になっていました。他の項目の発表は実際の評価の際の参考になりました。

最後に研修会の総括があり全ての予定が終りました。

現在、薬学教育評価機構による第三者評価は、本年度で74校中24校が終了し、来年度は11校の予定とのことです。その内の1校の評価を担当し、評価チーム会議を3回、評価対象校への訪問調査を1回することになる予定です。評価のための書類がいっぱい詰まった段ボール箱が送ってきたら、評価ハンドブック片手に評価する日々を過ごすことになりそうです。

## 21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラム 認知症の人を支える医療・介護 一多職種と地域で協働してー



常務理事 谷川 正之

日 時：平成28年1月16日（土）14:00～16:30  
場 所：広島県医師会館

21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラムは、一般人の参加も受け付けて毎年開催されており、今回は「認知症の人を支える医療・介護ー多職種と地域で協働してー」をテーマに、広島県医師会常任理事小笠原英敬先生と広島テレビアナウンサー山上優子さんが司会進行を担当され開会しました。

まず、主催する「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」の構成団体である広島県社会福祉協議会、広島県地域女性団体連絡協議会、広島県老人クラブ連合会、広島県歯科医師会、広島県薬剤師会、広島県看護協会、広島県男女共同参画財団、広島県柔道整復師会、広島県民生委員児童委員協議会、広島県歯科衛生士会、広島県理学療法士会、広島県作業療法士会、広島県臨床検査技師会、広島県診療放射線技師会、広島県栄養士会、広島県介護福祉士会、広島県医療ソーシャルワーカー協会、NPO日本医療ソーシャルワーク研究会、広島県医師会などの団体が紹介されました。当会からは渡邊英晶副会長が登壇し紹介されました。



開会挨拶は、豊田秀三広島県医師会副会長が、今回の会場となった新しい広島県医師会館について紹介され、広島県歯科医師会館や広島県薬剤師会館も隣接して建設予定であること、この地域が医療・介護の拠点となることなど、平松恵一会長の挨拶を代読されました。

講演は、認知症予防の最新情報ー発症予防から進行防止までーの演題で、鳥取大学医学部保健学科生体制御学講座・環境保健学分野教授浦上克哉先生が、認知症とは、単なる年のせいではなく、脳の病気でおこるもの。もの忘れのために日常生活に支障をきたすようになった状態であり、2年前は200万人であった認知症患者は現在462万人とも言われ、65歳以上では7人に1人が認知症・13

～14人に1人はアルツハイマー型認知症であるが、認知症には早期発見・早期治療が大切であるとのことを紹介されました。



認知症発見のためのチェック項目として、

- 1) 時間や月日が分からなくなる。
- 2) 身近な家族の名前が分からなくなる。
- 3) 大切なもの（財布、通帳ほか）が分からなくなる。
- 4) 大事な約束を忘れてしまう。
- 5) 料理のレパートリーが少なくなる。
- 6) 会合、買い物などの外出が少なくなる。

と、配布された資料にも記載されています。

各自でできる認知症予防としては、

- 1) 創造的なことをする。
- 2) 指先、足を使う。
- 3) アロマセラピー。



具体的には、短歌・俳句をつくる、日記を書く、左手を使う、足の指を使う、笑うことなど、日頃使わない神経を使うことだと話されました。また、認知症に対するアロマセラピーの効果についても触れられ、浦上先生ご自身がアロマオイルも開発されていることの紹介もありました。

休憩時間には、認知症予防のための簡単な運動として広島県理学療法士会東克哉氏がステージ上で、運動を紹介され、会場の参加者も立ち上がり一緒に運動しました。本当に簡単な運動ですが、参加者から掛け声が出るなど盛り上がった休憩時間でした。

続いて、認知症の人を支える医療・介護—多職種と地域で協働して—のパネルディスカッションでは、広島県介護支援専門員協会理事長荒木和美氏が座長を務められ、「夫の介護から学ぶ」について、公益社団法人認知症の人と家族の会広島県支部堀操氏から、平成14年に夫が若年性認知症と診断されてから現在までたくさんの支援やサポートがあったが、その使い分けについて、また「大丈夫を言う大切さ」などについて話されました。続いて、「認知症疾患医療・地域包括支援・合併型センターと初期集中支援チームの活動」について、広島県西部認知症疾患医療・地域包括支援・合併型センターセンター長井門ゆかり医師から、高知県の石本浩市医師夫婦の例を紹介され最初は統合失調症と診断された妻が、3年後にレビー小体型認知症だと分かり認知症と向き合った様子が、「妻の病」というドキュメンタリー映画として制作されたこと、また井門先生が考案された井門式簡易認知機能検査がホームページ上に公開されていることなど話されました。最後に「認知症の人が地域で“生きる”ことを目指して」について、医療法人清光園白川病院ソーシャルワーカーの猿渡進平氏から、福岡県大牟田市で取り組んだ「安心して徘徊できる町づくり」について、小学校単位で自治会や民生委員などの協力を得て地域で協力した住民活動から、徘徊の人を地域で見守り支えようと「徘徊模擬訓練」に取り組んだことなど話されました。



最後にコーディネーターとして参加された浦上克哉先生を交えた、意見交換で感じたのは、市・町の規模ではなく小学校区や中学校区といった単位で考えることでスムーズに取り組みが進むこと、医療職・介護職など多職種の専門家と行政が本気で連携した取り組みを地域住民が望んでいるのだと感じました。

終了予定時間を少し過ぎましたが、最後に21世紀、県民の健康とくらしを考える会理事鈴木孝雄（広島県老人クラブ連合会）氏の閉会挨拶で無事に終了しました。

今年のフォーラムは、入場先着300名で企画されていましたが当日は320名程の参加があり、メイン会場のホールに入れないので、2階の研修室も解放されました。

### 薬剤師国家試験問題（平成27年2月27日～3月1日実施）

**問71 薬剤師を「医療の担い手」と明記している法律はどれか。1つ選べ。**

- |         |                     |       |
|---------|---------------------|-------|
| 1 薬剤師法  | 2 医薬品医療機器等法（旧称：薬事法） | 3 医療法 |
| 4 健康保険法 | 5 国民健康保険法           |       |

正答は 89 ページ

## 平成27年度 第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会



常務理事 重森 友幸

日 時：平成28年1月22日（金）13:45～16:15  
場 所：広島国際会議場

### プログラム (敬称略)

#### 1. 開会 (13:45～13:50)

あいさつ

#### 2. 報告 (13:50～14:50)

「中国四国ブロックにおけるエイズ対策の現状」

徳島大学病院 輸血・細胞治療部

講師 三木浩和

山口大学医学部附属病院 輸血部

准教授 藤井康彦

愛媛大学医学部附属病院 総合臨床研修センター

教授 高田清式

座長：広島大学病院 エイズ医療対策室長

藤井輝久

#### 3. 患者からの提言 (14:50～15:20)

地域原告団

#### 4. 休憩 (15:20～15:30)

#### 5. 講演 (15:30～15:45)

「HIV感染症に係る障害認定について」

厚生労働省年金局事業管理課給付事業室

障害認定企画 係長 村松英明

#### 6. 特別講演 (15:45～16:15)

「今年度の話題」

国立国際医療研究センター

エイズ治療・研究開発センター

治療開発室長 渕永博之

座長：広島市立広島市民病院 血液内科主任部長

野田昌昭

#### 7. 閉会 (16:15)

### 1. 開会

広島県健康福祉局笠松淳也局長の挨拶に続いて連絡協議会が開催されました。

座長 広島大学病院エイズ医療対策室長 藤井輝久 先生

### 報告1 「高齢化を迎えるエイズ患者の対応」

徳島大学病院 輸血・細胞治療部 三木裕和 先生

徳島県におけるHIV感染症の現状と肝炎合併症例の検討について報告

県内には中核拠点病院として徳島大学病院、徳島県立中央病院、拠点病院として県北部に徳島県鳴門病院、徳島県立三好病院、県南部に徳島県立海部病院、JA厚生連阿南共栄病院がある。

2001年から2014年12月までの受診患者でエイズ中核拠点病院（徳島大学病院、徳島県立中央病院）では、AIDS未発症（HIV感染者）29例、AIDS患者（血友病製剤感染を除く）17例。男性：42例、女性：4例。受診時の年齢は、未発症者：中央値35歳、AIDS患者：40歳、と比較的若い年齢が確認されている。

HIV感染者・AIDS患者数の年次推移では2006年では、いきなりAIDS発症率は66.7%、その後2014年では37.0%と低下はしているもののまだ高い率である。（いきなりAIDS発症率=AIDS患者/HIV感染者×100）早期診断が重要である。

感染経路としては、同性及び異性間はほぼ同数であり発見の契機はAIDS指標疾患、保健所の検査など。指標疾患はPCP（ニューモシスチス肺炎：カリニ肺炎）、消化管カンジダ症、AIDS消耗性症候群、CMV肺炎など。その他の合併症として、HBV、梅毒、帯状疱疹などの発生率が高い。HIV診療に関しては消化器内科、呼吸器内科、皮膚科、歯科等々他の診療科との連携が必要となる。

次にHIVと肝炎合併について

#### <HIV/HBV合併例>

HBVは水平感染が多くHIV/HBV共感染者はHIV感染者の10%。共感染者の場合はHBV感染症の病気進展が早くなり、肝硬変・肝がんへの進展が早くなる。

抗ウイルス治療において単一薬剤による治療ではそれぞれのウイルスに耐性を誘発する可能性がある。

抗HIV薬の開始時には、HBs抗原、HBc抗体等の検査でB型肝炎の確認をする必要がある。と報告された。

#### <HIV/HCV合併例>

HIV/HCV重複感染症には血液製剤の使用者が多い。

HIV/HCV共感染の抗HCV治療は、単独感染症と同じ治療。

INFとリバビリン併用では、相互作用、副作用に注意を要するものがある

AZT（レトロビル）貧血のリスク増大

EFV（ストックリン）精神症状の増悪

#### <血友病とHIV感染症について>

財団法人エイズ予防財団：血液凝固異常症全国調査：平成22年報告によると、

- 血友病A 4,394人

(HIV感染：590例13.4% : 非感染：3804例)

- 血友病B 952人

(HIV感染：175例18.4% : 非感染：777例)

また、血友病における合併症としてHCVが多いことが報告された。

#### 報告2 「山口県におけるエイズ対策の現状」

山口大学医学部附属病院 輸血部/再生細胞治療センター

藤井康彦 先生

山口県の拠点病院は中核拠点病院として、山口大学附属病院、門司医療センター、拠点病院として山口宇部医療センター、山口県立総合医療センター、岩国医療センターがある。

拠点病院の診療体制については、以下のとおり。

	山口大学 医学部 付属病院	門司医療 センター	山口宇部 医療 センター	岩国医療 センター	県立総合 医療 センター
HIV診療科	血液内科	内科・ 産婦人	呼吸器 内科	内科	血液 免疫科
担当医師	○	○	○	○	○
担当看護師	○	○	○		
担当薬剤師		○	○		
担当カウンセラ		○	○		
SW	○	○	○		

次に山口県のHIV診療における他職種間の情報交換について、山口HIVカンファレンス及び山口県エイズ診療拠点病院等連絡会議について報告があった。HIV診療の現状については、各拠点病院におけるHIV感染者、AIDS発症者及び男女比、血友病患者数及び年代別患者数の報告があった。

高齢のHIV患者のケアについて問題点

- 拠点病院から離れた場所に居住のとき

急性感染症合併時の受診が困難なこと

対策：診療実績のない病院の活性化、診療協力病院の発掘

- 身体活動能力の低下

自宅から離れた長期入院できる施設の希望

在宅看護・介護は希望しない

HIV感染者の腎臓透析例の報告及び血友病患者のHCV治療の現状についての報告があった。

#### 報告3 「中四国ブロックにおけるエイズ対策の現状 愛媛におけるHAND、医療支援/介護の現況」

愛媛大学医学部付属病院 高田清式 先生

患者総数について、1997年10名から2015年152名となっている。

HAND（HIV関連認知機能障害）について、HIVによる慢性炎症は、心血管系疾患発症リスクとなり、骨代謝異常、高血圧、脂質異常、がんの発症リスクの上昇そしてHANDも脳内の残存ウイルスに起因するものと考えられている。

また、ARTが行われている患者において、HANDは重症度により次の3つに分類されている。

- 1) 顕著な認知機能障害をともなうもの (2.4%)

- 2) 軽度神経認知障害 (12%)

- 3) 無症候性神経認知障害 (33%)

と有病率が報告されている。

前頭葉と周囲の萎縮による高次脳機能障害、高次脳機能/認知機能の障害についての解説

また高次機能障害における検査及び患者の脳血流CT、臨床心理検査についての説明があった。

高次機能障害の検査および愛媛大学医学部附属でのHAND疑いの診断プロセスについての説明・解説

HIV感染者の「高齢化」について50歳以上の中高年が占める割合が上昇しており、世界のHIV感染者（2012年末）3,530万人のうち、50歳以上は推定360万人と発表がされている。

一方都道府県別高齢化率（2015年65歳以上）は1位の秋田県に続いて2位、3位、4位にそれぞれ高知県、島根県、山口県と続いている。

まとめとして

- 1) 地方での高齢者のHIV感染者は増加し、日常生活に支障のある合併症やHAND例もあることから福祉連携が必要となる。

- 2) 介護関係職種の育成が重要な課題であり、出張研修・講習会などを計画・実行する。

- 3) 行政・保健所とさらに充実した連携を図る必要がある。

- 4) 介護向けに分かり易いリーフレットの作成を行った。

#### 患者からの提言

地域原告団から提言の紹介があった。

凝固因子製剤の投与によってHIV感染となりAIDS発症をされた広島在住の患者からの提言があった。

#### 患者からの提言

広島在住の血友病患者で、大阪HIV薬害訴訟原告団の理事。1963年に血友病が分かり、差別と偏見の中で生活をしていた。また1986年には22歳でエイズ感染となった。当時は黙って死を待つ状況だった。その後、数々の合併症で入退院を繰り返した。1996年から新しい薬などの開発によって、生活ができるようになってきた。チーム医療が今後ますます必要となる。医師をはじめ、それぞれの専門の方々の温かい応援が力になる。自身もピアカウンセリングを通じて、貢献して行くことを述べられた。

#### 講演「HIV感染症に係る障害認定について」

厚生労働省年金局事業管理課給付事業室障害認定企画係長  
村松英明 氏

ヒト免疫不全ウイルス感染症にかかる障害認定について  
1. 障害認定基準等作成経過について

2. 認定要綱の改訂について

ヒト免疫不全ウイルス感染症にかかる障害認定における留意事項の追加及び医療機関用記載要領の説明がなされた。

#### 特別講演「今年度の話題」

国立国際医療研究センター治療開発室長 潟永広之 先生

##### 2015年度の話題

1. ACCの疫学
2. CKD
3. 全例治療の有用性
4. WHOガイドライン最新版
5. DHHSガイドライン最新版

##### ACCの疫学

累積登録患者数は2014年までに3,826人である(2014年は195人)。2014年ACC初診患者の背景は、年齢別

では20~29歳(33%)、30~39歳(31%)、40~49歳(26%)。感染経路ではMSMで75%、Hetero : 13%その他及びドラッグとなっている。2014年は血液検査率の低い30歳以下の感染者が増加。2011-2013年の21%から2014年は35%へと増加している。一方通院症例の年齢分布は Agingの進行が見られる。

#### HIVとCKD

CKDのリスク因子としてHIVの持続感染も考えられる。HIV例の年齢層ごとのCKDの割合は、40歳未満、41~64歳、65歳以上では、それぞれ3%、15%、37%であり、CKD予備軍(eGFR60-75ml/min)で見ると21%、35%、37%であった。

#### 抗HIV療法とCKD

抗HIV療法は腎臓機能の低下を遅れさせる作用があり、末期腎不全患者でも、予後を改善する作用があることから抗HIV療法導入が推奨されている。

#### 腎臓機能障害と関連する抗HIV薬

アタザナビル(レイアタツ)及びテノホビル(ツルバタ、ビリード)は尿路結石のリスクや腎臓機能の低下に関連することから、避けるか他に変更することが推奨される。また非HIV患者の場合もCKD管理には血圧、脂質管理が行われる。

また、通院患者の透析導入例13例の推移では確実に増加傾向にあることが示された。透析に関して特別な事項は無いが、血液などの暴露事故の備えは必要である。

2015年国際エイズ学会開会宣言で「いつ治療を始めるべきか」は、もはや科学的理論の対象ではなく、財政や政治的な意思の問題である。と宣言された。

リスク者に予防的抗HIV薬の投与、及び全例治療が推奨されている。

第1推奨薬としてINSTIが中心となり整理された。

薬害のC型肝炎治療は、従来の制度で行う。

## 平成27年度 広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び 広島県学校薬剤師研修会（西部・東部）

(西部) 日時：平成28年1月23日（土）15:00～17:00 場所：広島県薬剤師会館

(東部) 日時：平成28年1月24日（日）10:00～12:00 場所：県民文化センターふくやま



### 報告Ⅰ 一西 部一

広島支部 佐々木 香織

広島県学校薬剤師会常務理事の竹本先生から、学校環境衛生検査技術講習会に参加された以下の内容を報告していただきました。

- ・学校環境衛生活動における学校薬剤師の役割
- ・学校環境衛生基準における環境衛生検査の実際
- ・スマールグループディスカッション「教室等の環境検査の完全実施にむけて」
- ・「教室等の環境」検査実習
- ・発表・全体討論

地域の実情に応じて、学校薬剤師の業績評価システムや学校薬剤師間のサポート体制の構築がなされるべきであり、環境衛生に対する設置者及び学校の認識不足の解消が求められます。

学校薬剤師の役割としては、学校環境衛生基準の把握、担当校の現状把握、問題点への適切な指導・助言が必要となります。

また、学校保健安全施行規則第24条で「学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること」とあるにも関わらず、学校保健委員会への出席率がまだまだ低いという現状があるようです。

学校薬剤師から学校への声掛けで学校保健委員会の開催回数を増やす、今できていない環境衛生検査を学校へ提案して実施率を上げるなどの取り組みが今後の課題となります。

2月に開催予定の伝達講習会では、各社メーカーの検査器具実技講習が体験できるようです。今回の研修で、我々学校薬剤師は、学校環境衛生基準を把握し、学校における健康相談や保健指導にしっかりと従事していくなければならないと改めて感じました。

また、埼玉県立先進医療センター副病院長の成瀬暢也先生からは、「危険ドラッグ問題と薬物依存症」について、依存症臨床の視点からご講演いただきました。

最近マスコミを騒がしている有名人の覚せい剤事件。一度薬物に手を染めてしまうとなぜ止められないのでしょうか？

成瀬先生から、まず「依存症」について分かりやすく

解説していただきました。例えば我々は車での移動に慣れてしまうと、つい近くのコンビニまで車で行ってしまう…楽な方法を覚えてついその方法を選んでしまうのも依存症の一つかもしれません。人は、苦労して手に入れた成功体験で忘がたい達成感を味わいます。ただ、この達成感を得るにはとてもない努力と時間を要します。普段充実している人と違って、生きるのが苦しい人はどう楽をして手に入る快感にすがってしまうのです。

依存症患者は薬物によって一瞬で恍惚感を手に入れてしまうため、その楽な方法から抜け出せなくなってしまうのだそうです。また、危険ドラッグの危険性・毒性は覚せい剤の数倍、大麻の数十倍もあるというお話を衝撃を受けました。

我々は、学校で薬物乱用教室に参加させていただく機会があります。薬物依存の恐ろしさはもちろん、人として当たり前の楽しさ苦しさを味わうことの大切さを教え、子供たちが苦難に直面したとき、すぐに周りに相談できる環境を整えておかなければなりません。学校薬剤師は薬物乱用防止に積極的な役割を担う責務があると痛感しました。

### 報告Ⅱ 一西 部一

廿日市支部 新出 恵

最初に広島県学校薬剤師会常務理事の竹本貴明先生が「学校環境衛生検査技術講習会の報告及び伝達講習会のお知らせ」という演題で、スクワール麹町で行われた技術講習会の報告を行われました。

次に埼玉県立精神医療センター副病院長成瀬暢也先生が「危険ドラッグ問題と薬物依存症～依存症臨床の視点から～」という演題で講演が行われました。

講演会の内容ですが、

1. わが国の薬物の問題の現状
2. 危険ドラッグ患者の臨床的特徴
3. 依存症とは？
4. 薬物依存症の治療
5. 薬物依存症の回復と対応の留意点
6. 学校保健における薬物乱用防止対策

という題の順番でお話しさされました。

講演の内容ですが、かなり充実した内容で、特に気になつたところを中心に報告します。

薬物乱用者の4割が覚せい剤で、あと4割が有機溶媒で占めており、その使用により精神障害を引き起こすそうです。また薬物依存症は「病気」ではなく「犯罪」としてのみ捉えられる傾向があると話されていました。

治療するのには依存症の治療こそが重要とされ、専門医療機関は全国に約10か所程度で、しかも薬物依存の専門医は10~20人ぐらいで治療を行っており、また回復の受け皿は一民間リハビリ施設である「ダルク」のみで、ダルクに過大な負担が課せられていると話されました。

昔は薬物といったら覚醒剤という話だったのだが、現在は多様性が問題になっており、特に危険ドラッグが急拡大してきたそうです。

危険ドラッグは圧倒的に若い人が多く、あらゆる学年層に浸透しているそうです。また、使用した危険ドラッグの種類によって症状が多種多様にできるそうです。

興奮系と鎮静系に分かれ、興奮系では急性錯乱・幻覚妄想を引き起こし、鎮静系では急激で重度の意識障害を起こすことがあるそうです。特に近年の危険ドラッグはドラッグ自体が多岐にわたりどのような薬物が入っているか分からなく覚醒剤の数倍、大麻の数十倍『危険性・毒性』が強く興奮系では横紋筋融解症、急性腎不全に注意を要するそうです。

講演の中で考えさせられたことは、薬物依存患者がせっかく薬物依存症の治療を行おうとしているのに依存症の治療・支援を困難にしている最大の原因是、支援者の依存症者に対する陰性感情・忌避感情であると話されたことです。薬物患者は理解ある援助を求めていたり、それで陰性感情・忌避感情を持たず、共感できることが大切だと説かれていました。



### 報告Ⅲ 一東 部一

三原支部 川嶋 ゆか

#### 講演

**演題1：「学校環境衛生検査技術講習会の報告及び伝達講習会のお知らせ」**

広島県学校薬剤師会呉支部 平本敦大 先生

**演題2：「危険ドラッグ問題と薬物依存症～依存症臨床の視点から～」**

埼玉県立精神医療センター副病院長 成瀬暢也 先生

#### ◆演題 1

昨年8月29~30日に東京で行われた学校環境衛生検査技術講習会に参加された平本先生からの報告がありました。

学校環境衛生活動における学校薬剤師の役割において学校薬剤師はもっと評価されるべきで、そのためには学校における環境衛生検査の実施はもちろん学校環境衛生基準を把握し、学校保健委員会に参加して適切な指導・助言をするということでした。

またこれから学校薬剤師の役割として微小粒子状物質（PM2.5）や受動喫煙防止対策についても考えていく必要があり、PM2.5の「注意喚起のための暫定的な指針」に対して学校現場の混乱があることを知りました。

最後に2月21日の学校環境衛生検査技術講習会についてのお知らせがありました。

#### ◆演題 2

精神科医である成瀬先生から6つのポイントに分けてお話をありました。



【薬物問題の現状】では薬物依存症は「病気」ではなく「犯罪」として捉えられる傾向が今もあること、日本は他国と比べて薬物乱用防止対策は世界一流だが依存症からの回復支援は三流以下であること、今は「男・中年・やくざ・覚せい剤一筋」という典型例は少なく多様性が顕著であることなどを指摘されました。また代表的な依存性薬物の特徴も表でわかりやすく示していただきました。最近の薬物使用における新規外来患者・入院患者数では、危険ドラッグが覚せい剤を上回っているということでした。

【危険ドラッグ患者の臨床的特徴】では実際の症例紹介、【依存症とは?】では依存症が身近な病気であること、【薬物依存症の治療】では行動修正プログラムの内容説明がありました。

【薬物依存症の回復と対応の留意点】では、依存症患者には人間関係の問題があること、回復には自助グループが有効であり「正直な気持ちを安心して話せる場所」が必要であるということ、また薬物依存症患者への望ましい対応について話してくださいました。

【学校保健における薬物乱用防止対策】では飲酒・喫煙・薬物乱用する生徒に対しての大人の向き合い方、未成年の飲酒・喫煙・薬物問題を防ぐための対応というのは依存症患者への望ましい対応とまったく同じであるということを教えていただきました。

最後に「薬物問題は人間関係の問題であり、回復には信頼関係の構築が大切である。依存症患者が回復を望んだ時に当たり前に支援が受けられることを切望する。」という成瀬先生の言葉で講演は終了しました。

今回の研修会で学校薬剤師としての役割を改めて考えるきっかけになりました。また実際に薬物依存症患者を診ている医師からの話は私にとって衝撃的でした。最近薬物問題が世間を騒がせていますが、薬物乱用を防ぐためには薬物の危険性を薬剤師・学校薬剤師が伝えなければいけないと強く感じました。



#### 報告Ⅳ 一東 部一

福山支部 白川 智昭

研修を終えて学校薬剤師の現状を知り、もっと十分検査機器の研修をすべきだと思いました。

埼玉県立精神医療センター成瀬暢也先生の講演の中で、薬物中毒で来院した患者さんが、睡眠導入剤を1日90錠服用しても眠れないので、いろんな病院を受診し何十件もの病院で薬を集めている、でも治療するDr.の立場では、どうしても睡眠導入剤をださざるをえない現状、皆さんならどうお考えでしょうか？薬物中毒を治療するDr.の少なさ、いっこうに減らない覚せい剤、危険ドラッグなど読者の方も薬物乱用撲滅のため是非とも御協力お願いしたいと考えております。

今現在、色々な社会問題が薬物乱用につながっているのではないかと思う今日この頃です。



# ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会



常務理事 井上 映子

日 時：平成28年1月29日（金）18:30～20:00  
場 所：本通ドムス

標記の実行委員会では、2016年のイベント2件について、準備が始まりました。

「あなたとあなたの大切な人を乳がんから守るために」

## 1. 2016ピンクリボンde広響

日時：平成28年3月11日（金）18:45開演

場所：広島文化学園HBGホール

2. 2016ピンクリボンdeカーブが開催されます！

日時：平成28年5月8日（日） デーゲーム

対DeNAベイスターズ戦

内野自由席と乳がん検診のプレゼントがついたコラボチケットを販売する予定です。乳がん検診の対象者は40才以上の女性であらかじめ応募する必要がございます。この機会にたくさんの方に検診を体験していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

## 平成27年度 広島県在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ

日 時：平成28年1月31日（日）・2月11日（木・祝）  
 場 所：広島県薬剤師会館



### 報告Ⅰ ー 1日目ー

広島支部 森川 悅子

まず、広島県薬剤師会村上信行副会長から挨拶があり、その後、講義と実習が行われました。司会は中川潤子常務理事でした。

とてもボリュームの大きい研修会でしたので、詳しい内容についてはこの紙面ではとてもお伝えできませんが、特に印象に残った一部分を記載します。

#### A. チャレンジ・緩和ケア～疼痛コントロール編～

県立広島病院 笠原庸子先生

S B O s :

1. 疼痛コントロールのアセスメントができる。
2. 疼痛緩和にむけた処方への提案（参画）ができる。  
疼痛の性質を聞き取るには、患者さんがイメージしやすいように「じんじん」「刺すような」など言葉を添えて質問を行う。「テレビのリモコン」や「スマホの操作」など普段の生活の中で具体的に困っているところを尋ねる。痛みのレベルを把握するときに使用する「ニコニコマーク」を利用するときの注意点としては、患者さんがマークを見て、間違えて現在の気持ちを答える場合があるため、「痛みに関してどうですか。」と聞く。

実際に患者さんと向き合って工夫し、培ってこられたコミュニケーション技術・態度に細やかな心がこもっていて感動しました。フェンタニル貼付剤は他の薬剤に比べて便秘や消化器症状が少ないが、眠気がなくとも呼吸抑制が急にくることがあるので特に注意が必要です。

#### B. フィジカルイグザミネーション実習～バイタルサインを知ろう～

薬剤師フィジカルアセスメント研究会  
会長 立野朋志先生

S B O s : バイタルサインを知る。

1. バイタルサインとは
2. さまざまな言葉の意味
3. ファーマシューティカルアセスメントとは
4. 脈拍について
5. 血圧について

#### 6. 薬剤師のフィジカルアセスメント10か条

ファーマシューティカルアセスメントとは、適切な薬物療法を実施・提案するために、薬剤師が行う問診・イグザミネーション・検査データや他職種から得た情報やデータなどを活用し、薬学的視点を持って、包括的に評価すること。

グループで実際に脈拍を測ったり、上腕式の血圧計を使って血圧を測ったりしました。第一関門が聴診器の使い方。見ると聞くとは大違い。修練が必要です。

#### C-1. 検査値とバイタルサインを活用した薬剤管理

後藤病院 井上映子先生

S B O s : 検査値・バイタルサインについて

1. 検査値を知る
2. 検査値・バイタルサインにより患者の状態を知る
3. 情報を薬剤管理指導に活かす

検査値と共に必要なバイタルサインとして

- ①心機能・血圧・脈拍数・浮腫
- ②呼吸機能・呼吸数・喘鳴・喀痰
- ③胃腸症状・下痢・便秘・腹痛・食欲
- ④意識レベル
- ⑤その他・皮膚症状・睡眠・精神症状

がある。

模擬患者さんの検査値などを利用してグループワークを行いました。

#### C-2. 心電図について

薬剤師フィジカルアセスメント研究会

副会長 尾上 洋先生

添付文書の使用上の注意、副作用欄にみられる心電図異常関連の記述と抗精神病薬内服の患者の心臓突然死のリスクについての説明を受けた。記録用紙のQRS幅が0.12秒未満（3mm未満）なら上室性（心房性）不整脈、QRS幅が0.12秒以上（3mm以上）なら心室性不整脈である。

薬の効果はどうか、薬物療法を考慮する際、留意すべき心電図変化は生じていないか、副作用の発生を疑わせる心電図変化は生じていないかに注意する。

リズムコントロールとは、心房細動を洞調律に戻す事。抗不整脈薬を使用する。

レートコントロールとは、心房細動を洞調律に戻さず心拍数の調節を行う事。カルシウム拮抗剤 β遮断剤 ジギタリスなどを使用する。

#### D. 褥瘡治療における医療・衛生材料

(株)セイエルカスタマーサポート本部 清水宣彦 先生

S B O s : 褥瘡等、状態に即した適切な医療・衛生材料を選び、その用法を指導できる。

医療材料について。ドレッシング剤の分類・特徴・製品説明。

平成26年に診療報酬改定で導入された薬局を介した医療材料・衛生材料の供給の仕組みについての説明を受け、実際に今まで触れたことのない医療材料・衛生材料に触ってみることができた。

#### E. 在宅療法における酸素療法と人工呼吸療法の実際

コールメディカルクリニック広島 藤岡泰博 先生

S B O s : 酸素療法等、状態に即した医療機器の情報が提供できる。

1. 酸素療法 在宅酸素療法 (HOT)
2. 人工呼吸療法
3. 人工呼吸器と共に

最後に医療機器の使用の可否に迷っていた気持ちに力を与えてくれた文章をお伝えします。

気管切開や人工呼吸は決して延命処置ではありません。眼が見えづらくなれば眼鏡をかけます。耳が聞こえづらくなれば補聴器をつけます。慢性呼吸器不全になれば酸素吸入を利用します。難病で息がし難くなれば人工呼吸器を利用します。

重要なのは、それによって得られた人生をどのように過ごしていくのかだと思います。私たちに出来ることは、その方の人生に共感し、寄り添い、サポートし、共に生きることだと思います。

最後に講師の先生方、研修会を企画サポートしてくださった多くのスタッフ、ファシリテーターの方々に感謝します。



#### 報告Ⅱ ー 1日目ー

呉支部 大塚 茂雄

2日間行われました、その1日目について報告いたします。

内容は

- ①チャレンジ緩和ケア
- ②フィジカルイグザミネーション実習

③検査値とバイタルサイン、心電図を利用した薬剤管理

④褥瘡治療における医療材料・衛生材料

⑤在宅療養における酸素療法と人口呼吸療法

で、講義、実習、グループワークありと予定をみるだけでお腹一杯?の中始まりました。

#### ①チャレンジ緩和ケア

県立広島病院 笠原庸子 先生

緩和ケア医療における薬剤師の役割

- 薬剤の知識
  - 病態の知識
  - 症例に合わせた適切な薬物療法、薬物療法の把握
  - 患者の状態把握と判断能力
  - 薬物療法の支援
  - 適正使用のためのスタッフ教育
- などがあり、中でも医師から問い合わせを受ける事項として、
- オピオイドの開始時期、レスキューの設定における種類、量、指示内容
  - オピオイドスイッチング
  - 鎮痛補助薬
  - 精神症状への対応
  - 在宅支援
- がある。

痛みのアセスメントでは、実際に患者さんに聞く言葉で話され、コミュニケーションの重要性、効果や副作用まで確認して初めてスタートラインだということ、医療経済面からの提案が大変印象的でした。

患者とのコミュニケーション、他職種との情報共有の大切さ、薬薬連携について触れていただき、患者情報も、その人がどんな人かがわかるような内容が在宅移行後もシームレスに行う上で大切と思いました。

#### ②フィジカルイグザミネーション実習

薬剤師フィジカルアセスメント研究会 立野朋志 先生

フィジカルイグザミネーションとはヘルスケアアセスメントを行う為に必要な技法の事で、診察、バイタルサインの測定などがある。

薬剤師によるファーマシューティカルケアを実現するためのアセスメントを「適切な薬物療法を実施、提案するために薬剤師が行う問診、フィジカルイグザミネーション、検査データや他職種からの情報、データを活用して薬学的視点をもって包括的に評価すること」と定義することでフィジカルイグザミネーションを薬剤師が行う事がミニドクターになる事ではない事が明確になり、医療安全、医薬品の適正使用の為の手段である。

正しい手技と身体の仕組みに対する理解のもとに実践するとのことでした。

### ③検査値とバイタルサインによる薬剤管理

後藤病院 井上映子 先生

#### 心電図について

薬剤師フィジカルアセスメント研究会 尾上 洋 先生  
腎機能の評価と腎排泄型薬物の投与量設計について、心電図の仕組みについて説明の後、心房細動をもつ心不全患者について、症例検討をグループワークで行いました。

心電図については、刺激伝導系、電位のメカニズムと、薬を見る事でとてもわかりやすく、グループワークも時間が限られていきましたが普段、1人薬剤師で考えているので複数の薬剤師が集まって話す事はとても良い時間でした。

### ④褥瘡治療における医療、衛生材料

(株)セイエルカスタマーサポート本部 清水宣彦 部長  
厚みや大きさ、吸水力など特徴について、実物に触れました。平成26年から院外処方可能になりましたが、常時薬局で扱っているところも少ないと私は思っており、褥瘡については経験も少ない分野なのでこれからも呉市薬の研修などでも継続して実施したいと考えます。

した。

### ⑤在宅療養における酸素療法と人工呼吸療法

コールメディカルクリニック広島 藤岡泰博 先生  
先生の最後スライド

気管切開や人工呼吸療法は決して延命処置ではなく、眼が不自由な人には眼鏡があり、耳が聞こえ難い人は補聴器をつける、慢性呼吸不全であれば酸素吸入をするし、難病で息がし難くなれば人工呼吸器を利用する。

重要なのはそれによって得られた人生をどう過ごすか?で、わたし達はその方の人生に共感し、寄り添い、サポートして共に生きる事。

前半講義いただいた話の中にも、必ず患者とのコミュニケーションや、包括的な評価という言葉が多くありました。

テクニックや知識も大切ですが、まずは信頼されないと特に在宅では受け入れられません。

「アセスメントした、バイタルをとった」、「投与量を減らした」、「残薬調整した、処方提案をした」これが目的になる事なく、その後どうなるのか?なったのか?を患者さんに寄り添って包括的に評価していくようになる、今回の研修はとても勉強になりました。

## 薬剤師国家試験問題 (平成27年2月27日～3月1日実施)

問 151 受容体刺激薬と遮断薬に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1 刺激薬の  $pD_2$  値が大きいほど、効力が小さい。
- 2  $pA_2$  値は、競合的遮断薬の効力を示す。
- 3 受容体に結合した競合的遮断薬は、高濃度の刺激薬を共存させても受容体から解離しない。
- 4 遮断薬のうち、アロステリック部位に結合するものを、競合的遮断薬という。
- 5 部分刺激薬は、完全刺激薬により生じる最大反応を減弱させる。

正答は 89 ページ

# 平成27年度 第1回 薬事情報センター実務担当者等研修会



薬事情報センター 胡明 史子

日 時：平成28年2月5日（金）10:00～16:30

場 所：東京・日本薬剤師会

## プログラム (敬称略)

### 1. 開会挨拶

日本薬剤師会 副会長 鈴木洋史

### 2. 日薬及び薬剤師を取り巻く環境

日本薬剤師会 会長 山本信夫

### 3. 薬局プレアボイド、CASE-DIの意義

オリエンテーション／作業説明

DI委員会 委員長 澤田康文

アーカイブの利活用

DI委員会 委員 新田朋弘

### 4. ワークショップ

#### ◇テーマ

「薬局プレアボイドを活用して薬剤師業務（疑義照会）を一般国民へ理解して戴くためのDI手法を考案する」

#### ◇参加者

薬事情報センター実務担当者

#### ◇進行

- 趣旨説明 DI委員会 副委員長 河上英治

★どうする?:一般国民へ薬剤師業務（疑義照会）を啓発するための“DIの観点”から“学びとモノ（情報・手法）作り”、一日薬におけるヒヤリ・ハッタ事例アーカイブ（CASE-D）の薬局プレアボイドを素材として—

- 発表および質疑討論 DI委員会 委員 鈴木光之

### 5. 閉会挨拶

日本薬剤師会 常務理事 田尻泰典

昨今、医薬分業の意義が多くの場面で改めて議論されていますが、薬局薬剤師業務の薬物治療上の意義に関する国民の理解は乏しいと考えられています。

そこで今回の研修会では、DI委員長の澤田先生より「薬局プレアボイド\*とCASE-Dの意義」についてお話しいただき、その後に薬剤師業務を個々の患者とその家族、国民に理解してもらうための方法について検討するワークショップが行われました。

「リスクマネージャーとしての薬局薬剤師の業務は、疑義照会によりリスクを回避しているが、事の顛末を伝えなければ、患者には何も分からない。患者とその家族が不安にならず、医師への不信感を抱かないように薬局薬剤師の業務をどう啓発するか？」

日薬CASE-DIアーカイブにある特定の「薬局プレアボイド」を素材として、ボランティアの薬局薬剤師の先生方から現場に即した意見いただきながら、まずは、その事例で起こったことを患者やその家族にどう説明するのが良いかについて話し合い、さらに、「薬局プレアボイド」をはじめとする薬剤師業務をどのように啓発するかに進みました。

啓発方法については、キッザニアでのこども薬剤師体験、薬剤師業務が分かる漫画や動画、ポスター作成など、それぞれの班で様々な意見が出されました。議論が盛り上がった啓発方法としては、薬局での心温まるストーリーを国民から募集し、薬剤師の仕事内容をさりげなく紹介する（薬局プレアボイドをドラマ化した）動画を薬局内で流す、というのがありました。

どのような啓発方法であれ、薬剤師目線の一方的な発信ではなく、国民を巻き込んで取り組むことで、国民の心に響く効果的な啓発が行えるというお話が印象的でした。

#### ※薬局プレアボイド

薬剤師が患者基本情報を適確に収集し、適正な処方チェック・薬学的患者ケアを実践して、有害反応、治療効果不十分、精神的不安、経済的損失などを回避あるいは軽減した事例。

## 平成27年度 広島県合同輸血療法研修会

常務理事 谷川 正之

日 時：平成28年2月6日（土）15:00～

場 所：KKRホテル広島

当日、会場のKKRホテル広島に到着したのが午後2時半頃であったが、先駆けて開催されていた輸血担当者会議が終了してなく、ロビーで待機していた。この広島県合同輸血療法研修会は、医療機関における輸血療法委員会相互の情報交換を図り、広島県内における輸血療法の標準化を目指すことを目的として活動している広島県合同輸血療法委員会が、血液製剤の適正使用、安全性に関する知識の向上及び有効利用のより一層の推進を図るために企画された研修会である。

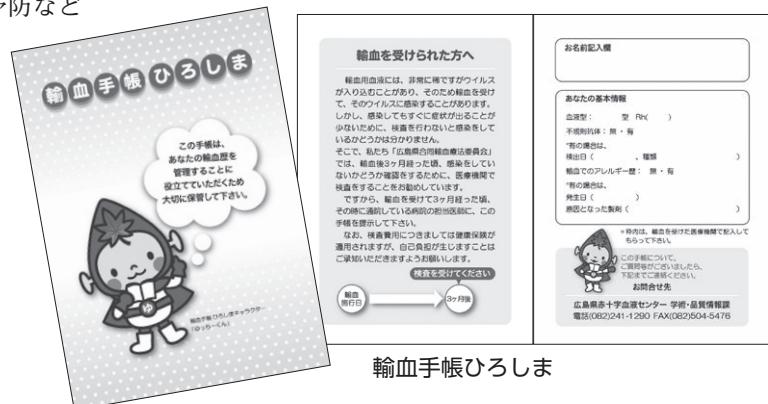
定刻に広島県福祉保健部薬務課徳永克志氏の司会の元、まず海嶋照美薬務課長の開会挨拶で今年の研修会が開会された。

研修会は3部構成であり、第1部は広島県合同輸血療法委員会委員長高田昇先生が座長を担当され、2題の事例報告があった。まず、「possible TRALI症例について」国立病院機構呉医療センター輸血療法委員会委員長高蓋寿朗氏より、続いて「遅発性溶血性副作用について」庄原赤十字病院医療技術部検査技術課長佐藤知義氏より報告された。最初の報告では、輸血関連急性肺障害(TRALI)は、輸血後6時間以内に非心原性肺水腫を発症する非溶血性輸血副作用であり、輸血を行った緊急手術の術後に、TRALI(possible TRALI)をきたしたと考えられる症例の報告であり、輸血後の急性呼吸障害を認めた際にはTRALIとTACOを鑑別する必要があり、輸血副作用としてTRALIを認識した時は、発生時に血液センターに報告することが重要であるとのことであった。次の報告では、輸血による抗原刺激で生産されるあるいは増加した抗体が体内に残存する輸血赤血球と反応し溶血が起こり、24時間以降に出現する発熱・貧血・黄疸・Hb値の低下・総ビリルビンの上昇・血色素尿などを伴う副作用が出現する遅発性溶血性副作用(DHTR)について、その原因、診断、治療、予防などについて症例を挙げながら報告された。

第2部は、広島赤十字・原爆病院輸血部長岩戸康治先生の座長で、「輸血療法に関するアンケート」結果報告等が広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授田中純子先生より、「輸血前後の感染症検査の手順書」作成状況等について広島県合同輸血療法委員会副委員長藤井輝久先生より報告があった。田中先生からは、今年度行った輸血療法に関するアンケート調査の結果についての報告であった。続いて藤井先生からは、輸血前後の感染症検査実施手順書（案）についてや、全国に先駆けて作成した「輸血手帳ひろしま」について等の報告・紹介があった。

休憩を挟んで第3部の特別講演は、高田昇先生が座長を務められ「知っておきたい輸血の副作用と対策」の演題で山口大学医学部附属病院輸血部准教授藤井康彦先生が講演された。藤井先生の講演は臨床報告中心ではなく医療事故防止に主点を置いた講演であった。輸血の副作用には輸血後2時間以内に起こる急性輸血副作用と24時間以降の遅発性輸血副作用に分かれ、輸血副作用発生時の対応や急性時の臨床症状や検査項目などについての紹介、検体ラベルの貼り間違いや病棟での血液製剤の保管で緊急時の取り出し間違いなどの事例、ABO不適合輸血でないことを確認するには患者の血液型を2回検査しているか、輸血による細菌感染症を予防するには血液製剤の混濁や変色といった外観変化に注意し輸血を中止することなどといった講演であり、日頃の業務では血液製剤を扱っていないため体験していないことが多かったが、この研修会では毎年新しい知識を吸収させてもらっている。

後日、薬務課に確認したところ、研修会の参加者は217名であり、このうち36名の薬剤師が参加していたとのことであった。



## 平成27年度 日本薬剤師会生涯学習担当者全国会議



常務理事 豊見 敦

日 時：平成28年2月11日（木・祝）13:00～16:30  
場 所：東京・日本薬剤師会

毎年この時期に各都道府県薬剤師会の生涯学習担当者を対象とした会議が開催され、JPALSを中心に日本薬剤師会より情報提供が行われます。

日本薬剤師会乾副会長の挨拶ではじまり、5つの項目について説明が行われました。

日本薬剤師研修センター浦山隆雄業務執行理事より、「薬剤師生涯学習達成度確認試験」の発足と実施について、その意義と創設の経緯が説明されました。7月31日に開催される試験の開催地や申し込み方法は、決まり次第webで告知される予定です。



引き続いて「クリニカルラダーレベル5, 6に関わる改定点について」日本薬剤師会生涯学習委員会高濱寛委員長より解説が行われました。薬剤師生涯学習達成度確認試験がレベル6への昇格試験として扱われることになったことに伴い、当初アナウンスされていた時期や昇格・降格条件に変更があったため、その点について解説が行われました。また、プロフェッショナルスタンダードとクリニカルラダーを利用した生涯学習の重要性についても解説が行われました。

日本薬剤師会宮崎長一郎常務理事からは「JPALSの新しい試み」として、自身の学習や薬学生の実務実習指導などに役立てていただくべく「チャレンジ国試コーナー」を設置すること、及び「専門分野別学識試験」が実施されることが説明されました。

専門分野別学識試験は平成28年度以降JPALSのweb上で試験が行われ、合格者には日薬・学会の連名で合格証明書が発行される予定です。現在のところ「日本腎臓病薬物療法学会」「日本緩和医療薬学会」の協力が予定されており、その他にも薬学系専門学会への協力依頼が行われているとのことでした。



休憩を挟み、後半は日本腎臓病薬物療法学会木村健副理事長から腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師の制度についての解説が行われました。この認定薬剤師の認定要件の中には「JPALSのレベル5」が含まれています。保険薬局における取り組み、症例が報告され、処方箋に検査値が記載されるようになる中で、腎機能、肝機能などを確認することから薬学的介入を行うことで医薬分業の真価が發揮されるとされました。

最後に日薬生涯学習委員会の委員でもある、「日本薬と糖尿病学会」の厚田幸一郎理事長より学会の紹介が行われ、日本糖尿病薬物療法認定薬剤師の認定について説明が行われました。この認定を日本糖尿病療養指導士の受験資格にすることについても検討されていることが紹介されました。

広島県薬剤師会では3月に各支部の担当者にお集まりいただき、生涯学習推進ワーキンググループを開催し、本全国会議の伝達を行う予定です。

クリニカルラダーレベル1→2、2→3、3→4、4→5の昇格試験が2016年3月16日～4月15日に開催されます。2015年度中にポートフォリオを6本以上提出しており、ご自身のレベルのプロフェッショナルスタンダードのチェックが完了していることが受験要件となりますので、ポートフォリオの提出をしていただき、レベルアップのwebテストを受験していただきますようお願ひいたします。

## マスコット・キャラクター活用検討会



副会長 野村 祐仁

日 時：平成28年2月16日（火）16:00～  
 場 所：広島県薬剤師会館

広島県薬剤師会で作成したマスコット・キャラクター「ヤクザイくん」がいろいろなイベントに参加し、少しずつ認知されてきている（？）ことを大変うれしく思っています。

地域薬剤師会から貸出要望も出るようになってきたため、活用検討会で貸出要領を作成し、4月1日から貸出を開始することとしました。

今後、開催される地域・職域薬剤師会のイベントにヤクザイくんが参加し、皆さんに会いに行けることを楽しみにしていてください。

また、要望等がありましたら事務局までお申し付けください。引き続き、いろいろ検討していきたいと考えています。

### （公社）広島県薬剤師会マスコットキャラクター 「ヤクザイくん」（着ぐるみ）貸出要領

#### （目的）

第1条 この要領は、公益社団法人広島県薬剤師会（以下「本会」という。）マスコットキャラクター「ヤクザイくん」がキャラクターとして活動するにあたり、本会が所有する「ヤクザイくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

#### （貸出し）

第2条 貸出しの対象先は、次の各号のとおりとする。

- （1）地域・職域薬剤師会
- （2）上記以外で、県や市町との連携協力の下に開催する行事等、本会が公的観点から適当と判断できる行事。

#### （使用の承諾）

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、予め、「ヤクザイくん」着ぐるみ使用願書に必要事項を記載の上、広島県薬剤師会事務局（以下「事務局」という。）に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 事務局は、第1項の申請があった場合、その内容を確認し、着ぐるみの使用を許可するが、判断に困る場合は「マスコット・キャラクター活用検討会」の指示を仰ぐこととする。また、その内容

が次の各号のいずれかに該当する場合は許可しないこととする。

- （1）借受けを希望する行事が、前条各号のいずれにも該当しないとき。
- （2）広島県薬剤師会の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- （3）着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- （4）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- （5）特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- （6）「ヤクザイくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。

（7）その他、事務局が着ぐるみの使用について「マスコット・キャラクター活用検討会」に指示を仰ぎ、着ぐるみ使用について不適当であると認められたとき。

3 着ぐるみ使用承諾に際し、「マスコット・キャラクター活用検討会」が条件を付すことができる。

#### （貸出方法）

第4条 着ぐるみを借り受ける者（以下『借受者』といふ。）は、事務局から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

#### （貸出期間）

第5条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

#### （貸出料）

第6条 貸出料は、無料とする。

#### （遵守事項）

第7条 借受者は、次の各号に挙げる事項を遵守しなければならない。

- （1）承諾された行事のみに使用すること。
- （2）貸出期間を遵守すること。
- （3）着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- （4）着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- （5）事務局が指定する保険に加入し、その費用につ

いては借受者が負担とすること。

(承諾の取消し)

第8条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借受者に損害が生じても、本会はその責めを負わない。

(現状回復)

第9条 借受期間中に、着ぐるみを汚損した場合、借受者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならぬ。

(広島県薬剤師会の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に對しては、本会は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに掛かる必要な事項は、「マスコット・キャラクター活用検討会」にて別に定める。

附則

(施行期日)

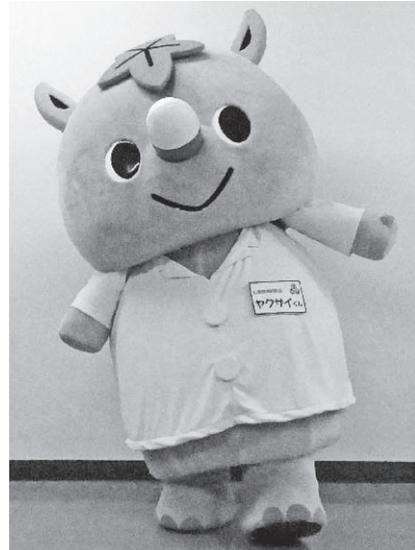
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

**着ぐるみを使用する際の注意事項**

- ①着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボンを着用すること。
- ②会場の気温等を考慮して水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。
- ③当日の会場、天候及び着用者の体調などを考慮して適宜休憩をとり、交代するなどして無理のない着用をすること。
- ④雨天時は、屋外での使用をしないこと。
- ⑤「ヤクザイくん」のイメージの統一のため、着用者は声を出さないこと。また、関係者以外の目に触れる場では着脱しないこと。(移動する際には、120cm程度の幅が必要です。)
- ⑥着用すると視野が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず補助者を付けること。
- ⑦使用後は、消臭スプレーなどを使用し、風通しの良い所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- ⑧型がくずれないよう、輸送や保管の際は取り扱いに十分注意すること。特に、頭部の突起部に注意すること。
- ⑨借受者は、行事当日の着脱者・補助者に事前練習を事務局で受けてもらう日程を確保し、事前練習をすること。

⑩着ぐるみの運搬については、頭部（頭部・両腕）と胴体（胴体・両足）の二袋に収納されています。小さくして運ぶことは出来ませんので、十分に入る大きさの車（セダン車タイプのトランクには入ません。）でお越しください。

頭部：横幅100cm・奥行き115cm・高さ90cm



**「ヤクザイくん」着ぐるみ使用願書**

平成 年 月 日

次のとおり、広島県薬剤師会マスコット・キャラクター「ヤクザイくん」の着ぐるみを使用したいので申請します。

借用団体責任者	
1. 行事名	
2. 開催日時	
3. 開催会場	
4. 借受期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
5. 借受担当者	（ ） 一

受領年月日

平成 年 月 日

報者印

## ○広島県薬剤師会会員証(会員カード)○

新規受付は平成21年8月末をもって  
終了しました。

### 会員カードでWポイントがつきます。

Wポイントカードに (株)和多利広島本社 Wポイントカード事務局  
に関するお問い合わせは ☎082-830-0230 平日10:00~18:00 ホームページ <http://www.watari.biz/>

**Wポイント会員サイト OPEN!** ケータイも パソコンも <http://www.wpoint.co.jp/>

Wポイントカードシステムでは、2,000ポイント貯まると翌月2,000円分のWポイント金券がお手元に届きます。



### 広島県Wポイントカード加盟店

店舗名の後ろの数字は100円に対するポイント数です。(一部異なる場合があります。) 例)②… 100円につき2ポイント加点されます。

店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.
<b>広島市安芸区</b>					
Edabrieck ①	082-822-6667	カフェ&ダイニング わらうかど庭 ②	082-929-5368	ピカソ画房 本店 ①	082-241-3934
ちから 船越店 ②	082-824-0301	釜飯醉心 五日市店 ②	082-922-8663	美しいん 広島店	082-543-4922
ちから 矢野店 ②	082-888-5246	サイクルショップカナガキ 五日市店 ①	082-924-5525	0120-365-901	
マダムジョイ 矢野店 直営食品売場		住吉屋 楽々園店 ①	082-943-4960	ひろしま国際ホテル 芸州 本店 ②	082-248-2558
※200円につき1ポイント	082-889-2441	ちから 五日市店 ②	082-922-8661	ひろしま国際ホテル スペインバル ミ・カーサ ②	082-248-6796
<b>広島市安佐北区</b>		徳川 五日市店 ②	082-929-7771	ひろしま国際ホテル 空庭BIS	
大野石油店 高陽町SS ①	082-842-1890	マダムジョイ 楽々園店 直営食品売場	082-943-8211	とろクルクル ②	082-240-7556
大野石油店 可部バイパスSS ①	082-819-0210	※200円につき1ポイント		ひろしま国際ホテル 東風 ②	082-240-0558
キャン・ドゥ 可部店 ②	082-814-7008	<b>広島市中区</b>		広島第一交通(株) 江波営業所 ②	082-233-5871
山陽礦油 かめ山SS ①	082-815-6211	英國式足健康法 リフレックス ②	082-248-7722	広島風お好み焼・鉄板居食家 德兵衛	
ちから 高陽店 ②	082-841-4377	えびすの宴 ②	082-243-6166	紙屋町店 ②	082-247-2260
ちから マルナカ可部店 ②	082-810-0877	えひめでいあ ②	082-545-6677	福助タクシー(株) 本社営業所 ②	082-232-3333
徳川 サンリブ可部店 ②	082-815-2775	大野石油店 牛田大橋SS ①	082-221-1511	ボウル国際 ①	082-244-4151
<b>広島市安佐南区</b>		大野石油店 大手町SS ①	082-243-8351	星ビル5F オルゴールティーサロン ②	082-249-1942
エコール古市ショールーム ①	082-830-6161	大野石油店 西白島SS ①	082-221-8834	星ビルB1F メディカルフィットネス ②	082-242-0011
エコール本部 ①	082-877-1079	大野石油店 八丁堀SS ①	082-221-3643	ポルタポルテ ①	082-249-5788
大野石油店 高取 SS ①	082-872-7272	o k a s h i m o ②	082-231-3221	マダムジョイ 江波店 直営食品売場	
大野石油店 緑井 SS ①	082-877-2008	海鮮焼肉 あみやき家 DAIBA ①	082-246-8048	※200円につき1ポイント	082-532-2001
釜飯醉心 昆沙門店 ②	082-879-2211	かに通 広島店 ①	082-247-6661	マダムジョイ 千田店 直営食品売場	
カメラのアート写夢 高取店 ①	082-830-3588	釜飯醉心 本店 ②	082-247-4411	※200円につき1ポイント	082-545-5515
Dining Cafe St.Grace ①	082-830-0904	芸州 胡店 ②	082-243-6165	横田印房 ⑩	082-221-0320
ちから 西原店 ②	082-832-5520	桜井花店 本店 ①	082-247-1808	蓮根 広島店 ②	082-546-0707
ちから 八木店 ②	082-830-0235	山陽礦油 相生橋SS ①	082-232-0145	和さび 小町店 ②	082-249-3993
徳川 安古市店 ②	082-879-9996	しなとら パセーラ店 ②	082-502-3382	和さび 八丁堀店 ②	082-211-5225
バゴス 本店 ②	082-879-1830	寿司醉心 ②	082-247-2331	<b>広島市西区</b>	
パワーズ 広島店 ①	082-873-1212	炭焼 楽月 ①	082-343-2941	井口家具百貨店 ①	082-232-6315
広島第一交通(株) 上安営業所 ②	082-872-5410	体育社 本店 ①	082-246-1212	大野石油店 旭橋SS ①	082-272-3766
広島風お好み焼・鉄板居食家 德兵衛		大こん 並木店 ②	082-546-1515	大野石油店 井口SS ①	082-276-5050
昆沙門台店 ②	082-879-0141	ちから 本店 ②	082-221-7050	大野石油店 観音SS ①	082-231-6209
福助タクシー(株) 古市営業所 ②	082-877-0004	ちから 上八丁堀店 ②	082-211-0122	大野石油店 商工センターSS ①	082-277-1266
焼肉虎至 大町店 & イタリ庵 toraji ①	082-870-5529	ちから そごう店 ②	082-512-7854	大野石油店 横川ISS ①	082-237-1864
焼肉白李 西原店 ①	082-846-1250	ちから タカノ橋店 ②	082-544-0002	釜飯醉心 アルパーク店 ②	082-501-1005
<b>広島市佐伯区</b>		ちから 十日市店 ②	082-503-1089	サイクルショップカナガキ 横川本店 ①	082-231-2631
阿藻珍味 銘店舎 五日市店 ①	082-942-3266	ちから 中の棚店 ②	082-504-6646	サイクルショップカナガキ 己斐店 ①	082-272-2631
AUTO GARAGE うえるかむ ①	082-927-2510	ちから 舟入店 ②	082-294-7503	サカイ引越センター ②	0120-06-0747
大野石油店 五日市インターSS ①	082-941-5020	ちから 堀川店 ②	082-241-8230		082-532-1176
大野石油店 造幣局前SS ①	082-923-6029	ちから 本通4丁目店 ②	082-245-0118		
		中華そばちから 八丁堀店 ②	082-502-6008		
		徳川 総本店 ②	082-241-7100		
		のん太鮓 パセーラ店 ②	082-502-3383		
		バー・サード・ウェーブ ②	082-247-7753		

店舗名①	TEL.	店舗名②	TEL.	店舗名③	TEL.
車検の速太郎 ①	082-238-0100	ちから ゆめタウンみゆき店 ②	082-250-2125	東広島市	
車検の速太郎 カーケアプラザ ①	082-238-3939	中国トラック ①	082-251-0110	大野石油店 西条インターSS ①	082-423-3701
ちから アルパーク天満屋店 ②	082-501-2701	豆匠 広島本店 ②	082-506-1028	大野石油店 高屋ニュータウンSS ①	082-434-4411
ちから 井口店 ②	082-278-3666	徳 南区民センター店 ②	082-505-1620	大野石油店 東広島SS ①	082-423-9197
ちから 観音店 ②	082-232-5686	徳川 ジャスコ宇品店 ②	082-250-0480	カギのひゃくとう番 ⑤	082-424-3110
ちから 己斐店 ②	082-507-0505	徳川 ビックカメラ・ベスト店 ②	082-567-2388	髪処 ふくろう ②	082-497-3337
ちから 商工センター店 ②	082-270-0390	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		住吉屋 西条プラザ店 ①	082-423-7878
ちから 中広店 ②	082-532-4004	広島新幹線店 ②	082-263-0200	体育社 東広島店 ①	082-422-5050
徳川 南観音店 ②	082-503-3039	ホテルセンチュリー21広島		徳川 西条プラザ店 ②	082-424-0300
バゴス 井口店 ②	082-277-3004	京もみじ ②	082-263-5531	ハ本松タクシー ①	082-428-0023
バゴス マリーナホップ店 ②	082-297-4078	ホテルセンチュリー21広島		福山市	
パワーズ 広島マリーナHOP店 ①	082-503-7217	フィレンツエ ②	082-568-5270	一心太助 福山本店 ②	084-922-5611
広島第一交通(株) (第一) ②	082-278-5511	安芸郡海田町		エコール福山ショールーム ①	
広島第一交通(株) (平和) ②	082-278-5522	徳川 海田店 ②	082-824-0111		084-981-3733
マダムジョイ 己斐店 直営食品売場		安芸郡府中町		山陽石油 住吉町SS ①	084-922-0939
※200円につき1ポイント	082-271-3211	ちから サンリブ府中店 ②	082-890-2510	山陽石油 セルフ神辺SS ①	084-962-0693
横川 ちから ①	082-292-5822	ちから 向洋店 ②	082-581-4321	山陽石油 セルフ福山平成大学前SS ①	084-972-7940
<b>広島市東区</b>					
アリモト 本店 ②	082-264-2929	ちから 府中店 ②	082-287-0933	山陽石油 多治米町SS ①	084-957-2601
大野石油店 広島東インターSS ①	082-508-5030	時計宝石のマツダ ①	082-282-5709	山陽石油 深津SS ①	084-922-5750
サイクルショップカナガキ 戸坂店 ①	082-220-2031	広島第一交通(株) 府中営業所 ②	082-281-1191	山陽石油 福山東インターSS ①	084-923-7835
ちから 尾長店 ②	082-506-3505	大竹市		山陽石油 南本庄SS ①	084-922-3181
ちから 光町店 ②	082-568-6855	果子乃季 ゆめタウン大竹店 ②	0827-57-0757	徳川 福山東深津店 ②	084-929-2015
徳川 戸坂店 ②	082-220-1818	カメラのアート写夢 本店 ①	0827-57-7700	とんかつ徳 イトーヨーカドー福山店 ②	084-971-0050
肉玉屋 ①	082-569-4110	カメラのアート写夢 油見店 ①	0827-53-5911	パワーズ 福山店 ①	084-921-7866
マダムジョイ 牛田店 直営食品売場		尾道市		三原市	
※200円につき1ポイント	082-555-8835	瀬戸田すいぐん丸 ②	08452-7-3003	ごはんや 広島空港店 ②	084-860-8215
和さび 光町店 ②	082-567-8885	吳市		徳川 三原店 ②	0848-62-8824
<b>広島市南区</b>					
炙焼 楽群 ①	082-256-2941	大野石油店 熊野団地SS ①	0823-30-1042	三次市	
大野石油店 エコストーション出島 ①	082-254-1015	大野石油店 吳SS ①	0823-21-4974	さざん亭 三次店 ②	0824-64-0375
大野石油店 東雲SS ①	082-282-3993	体育社 吳店 ①	0823-22-8880	パワーズ 三次店 ①	0824-63-3000
大野石油店 皆実町SS ①	082-251-9108	ちから 吳駅店 ②	0823-32-5532	平田観光農園 ①	0824-69-2346
釜飯醉心 新幹線店 ②	082-568-2251	徳川 吳中通り店 ②	0823-23-8889	広島三次ワイナリー 喫茶ヴァイン ①	0824-64-7727
釜飯醉心 広島駅ビル店 ②	082-568-1120	徳川 広店 ②	0823-70-0600	広島三次ワイナリー	
惣菜醉心 アッセ店 ②	082-264-6585	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		バーベキューガーデン ①	0824-64-0202
銀河(えひめでいあ) ②	082-253-1212	吳駅ビル店 ②	0823-24-0222	広島三次ワイナリー ワイン物産館 ①	0824-64-0200
ごはんや 広島店 ②	082-253-0300	和さび 広店 ②	0823-73-7950	その他	
サイクルショップカナガキ 東雲店 ①	082-288-9101	庄原市		リースキン 家庭用事業部	
山陽礦油 大州SS ①	082-282-4478	総商さとう ウィー東城店 ①③	08477-2-1188	広島支店 ②	082-233-1141
車検の速太郎 向洋店 ①	082-890-9500	神石郡神石高原町		広島北営業所 ②	082-845-2882
しゃぶしゃぶ温野菜 大州店 ①	082-510-0831	総商さとう 本店 ①③	08478-2-2011	広島西営業所 ②	0829-31-6161
Dining Cafe Grace ①	082-253-5588	廿日市市		広島東営業所 ②	082-824-1411
ちから 広島駅店 ②	082-568-9121	大野石油店 廿日市インターSS ①	0829-20-1189	<b>国内すべて対応</b>	
ちから 福屋駅前店 ②	082-568-2330	キャン・ドゥ 廿日市店 ②	0829-32-3387	アート引越しセンター ①	0120-08-0123
ちから 本浦店 ②	082-286-1119	ジョイ薬局 ①	0829-32-3077		
ちから 皆実4丁目店 ②	082-250-0804	徳川 廿日市店 ②	0829-32-1111		

※ご利用額100円に対するポイント値は、加盟店により異なります。 ※換算率は、1ポイント=1円となります。

※次のお取り扱いにつきましては、予め、ご利用加盟店へ直接お問い合わせください。

1.クレジットカード支払のお取り扱い

3.ポイント付加対象外商品の有無

2.クレジットカードご利用時のポイント付加の有無

4.団体・パーティーご利用時のポイント付加の有無

## 指 定 店 一 覧

平成28年2月1日現在

部門	指 定 店	会 員 價 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	(株)江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30 ~19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	(株)呉阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル(株)	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損害保険広島TYビル6F	(082)249-8011
家具	(株)河野家具店	店頭表示価格から5~20%引	9:00 ~19:00	毎週火曜 (火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25~60%引き 赤札より10~15%	平日 8:30 ~18:00 年中無休	8/13~15、 12/29~1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	(株)サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト(株)	機械警備10,000円/月~、ホームセキュリティ4,000円/月~、保証金免除	平日 9:00 ~18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	(株)全日警広島支店	月額警備料金10,000~15,000円 (別途相談)、機器取付工事代 20,000~30,000円、保証金免除	(土・日曜及び 祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	(株)北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45 ~17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町 2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石 ・メガネ ・カメラ	(株)ナカオカ	15~20%引(企画品、相場価格商品は除く)		毎週水曜日、夏 期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	(株)下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10~20%引(一部除外品あり)	9:00 ~19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット(株)	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車 買取	(株)JCM	優遇買取価格に加えて「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。または買取価格に応じたANA・JALマイルを付与。	(平日) 9:30 ~19:00 (土) 9:30 ~17:30	日曜日・祝日・年末 年始	広島市西区高須2-11-1 ランドマーク高須1階  (査定受付) 0120-322-755 (代表) (082)507-1155	
書籍	(株)紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
食事・ 食品	(株)平安堂梅坪 対象店舗(デパートを除く直営店)	5%引	対象店舗(デパート を除く直営店)年中 無休9:30 ~19:00	日・お盆・年末 年始休業	広島市西区商工センター 7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入:店頭価格より5%off、器材オーバーホール:通常価格より5%off	8:30 ~20:00	なし	広島市中区江波沖町4-6	(082)293-4125

※(株)フタバ図書(直営店のみ)の書籍の割引は平成28年1月31日までです。

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営 業 日 時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
進物	(株)進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配達費 広島県内無料(2,000以上商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	(有)中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド品食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	(株)玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ファックス	ミノルタ販売株	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・仏具	(株)三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40%引、仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
旅行	ひろでん中国新聞 旅行(株)本社・呉営業所・三次営業所・福山営業所	本人のみ 現金のみメープル・トピック 自社主催商品3%引	平日 10:00~19:00 土・日・祝 10:00~17:00		広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル1F	(082)512-1020
	(株)日本旅行 広島八丁堀支店 (県内各支店)	赤い風船3%引、マッハ5%引、 ベスト3%引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1F	(082)247-1050
装飾	青山装飾(株)	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所(株) 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール 製60%)、歩行補助ステッキ40% 引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	(株)エディオン法人 営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製 品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南 3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	アリコジャパン 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル9F	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	(株)サカイ引越センタ-	通常価格より15%割引	年中無休(但し 11~13は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス(中小企業向け)	(株)福利厚生俱楽部 中国(中国電力グループ会社)	入会金(一法人)31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例)全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設: 約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の宿:1泊2,500円/人補助◆パックツ アー:10%OFF、◆フィットネス:1 回500円~、◆映画:1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E 国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタ コーポレーション	特別価格	サービスにつ いては24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代) 担当:桑田昭正

### 広島県薬剤師会会員証(会員カード)について

- 新規受付は平成21年8月末をもって終了しました。
- 継続の方は引き続きご利用いただけます。
- ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。



# 広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。  
是非ご利用ください。

## 【割引の対象となる展覧会】

- ・特別展（新県美展＜広島県美術展＞は除きます）

### 第62回日本伝統工芸展

会期：平成28年2月24日（水）～3月13日（日）会期中無休  
開館時間：9:00～17:00  
※金曜日は19:00まで開館  
※入場は閉館の30分前まで  
入场料：一般 700円→500円／高・大学生 400円→200円  
会場：3階企画展示室

### 徳川家康没後400年記念 天下太平 徳川名宝展

会期：平成28年4月1日（金）～5月29日（日）  
開館時間：9:00～17:00  
※金曜日は19:00まで開館  
※入場は閉館の30分前まで  
※4月1日は10時開場  
入场料：一般 1,200円→1,000円／高・大学生 700円→500円／中校生以下無料  
会場：3階企画展示室  
休館日：月曜日

- ・HPAM（エイチパム）コレクション展（所蔵作品展）

### 形と彩の前衛 一高橋秀を中心に

会期：平成28年1月10日（日）～平成28年4月10日（日）  
開館時間：9:00～17:00  
※3月31日までの金曜日は19:00まで、それ以降の金曜日は20:00まで開館（予定）  
※入館は、閉館の30分前まで  
入场料：一般 510円→410円／大学生 310円→250円／高校生以下無料  
会場：広島県立美術館 2階 彫刻展示スペース、第1室、第2室  
休館日：月曜日（祝日、振替休日、3月31日までの特別展会期中は開館）

### 北斎の富士展開催記念展示 絶景かな絶景かな

会期：平成28年1月10日（日）～平成28年4月17日（日）  
開館時間：9:00～17:00  
※3月31日までの金曜日は19:00まで、それ以降の金曜日は20:00まで開館（予定）  
※入館は、閉館の30分前まで  
※会期中、一部作品の展示替えを行います。  
(前期展示 1月10日- 2月29日、後期展示 3月1日- 4月17日)  
入场料：一般 510円→410円／大学生 310円→250円／高校生以下無料  
会場：広島県立美術館 2階 第3室、第4室  
休館日：月曜日（祝日、振替休日、3月31日までの特別展会期中は開館）

※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

## 〈問合わせ先〉

### 広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

### 広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：公益社団法人 広島県薬剤師会

## ◆ 県薬だより ◆



### 県薬より 各地域・職域薬剤師会への発簡

12月18日 在宅訪問相談窓口設置事業について（依頼）

12月21日 「平成27年度圏域地対協研修会」の開催について（依頼）

12月25日 地域・職域会長協議会(支部長・理事合同会議)の開催について（通知）

12月25日 新聞への広告掲載について（通知）

1月4日 休日・夜間診療、小児救急等に係る補助について（通知）

1月12日 医療事故情報収集等事業第43回報告書の公表について（通知）

1月14日 平成28年度診療報酬改定に係る議論の整理（現時点の骨子）およびパブリックコメントの募集について（通知）

1月22日 平成28年・29年度広島県薬剤師会代議員選挙告示について

2月4日 在宅緩和ケア対応薬局リスト（24時間連絡体制で在宅緩和ケアが対応可能な保険薬局）の更新確認及び新規登録薬局の推薦について（依頼）

2月5日 在宅訪問薬局相談窓口設置事業予算概算について

### ◆ 平成27年12月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成27年12月17日（木）午後6時10分～午後7時40分  
場 所：広島県薬剤師会館

議事要旨作製責任者：政岡 醇

出席者：前田会長、木平・大塚・野村・村上・渡邊各副会長、  
豊見専務理事、青野・有村・井上・小林・重森・谷川・  
豊見・中川・二川・政岡・松村各常務理事、  
竹本理事（オブザーバー）

欠席者：なし

#### 1. 報告事項

(1) 11月定例常務理事会議事要旨（別紙1）

(2) 諸通知

ア. 来・発簡報告（別紙2）

イ. 会務報告（〃3）

ウ. 会員異動報告（〃4）

(3) 委員会等報告

(前田会長)

ア. 日本薬剤師会第3回都道府県会長協議会（会長会）

11月21日（土）於 鹿児島市

イ. モバイルファーマシー（MP）担当者会議

11月22日（日）於 鹿児島県文化センター

ウ. 第48回日本漢方交流会全国学術総会広島大会

11月22日（日）・23日（月）於 広島大学・広仁会館

エ. 地域医療総合確保事業打合せ

11月24日（火）

オ. 財務相談（石橋公認会計士来会）

11月25日（水）

カ. 新型インフルエンザ等対策訓練

11月27日（金）

キ. 第1回中国地区介護老人保健施設大会 in 広島

11月27日（金）・28日（土）於 広島国際会議場

ク. 日本薬局協働会中国合同大会

11月28日（土）・29日（日）於 三井ガーデンホテル広島

(木平副会長)

ア. 薬事情報センター機能強化等のための検討会

12月1日（火）

（大塚副会長）

ア. 認定基準薬局運営協議会

11月27日（金）於 広島県薬剤師会館

イ. 地域会長および地域担当者協議会

12月1日（火）於 広島県薬剤師会館

ウ. 第48回日本薬剤師会学術大会

11月22日（日）・23日（月）於 鹿児島市民文化ホール

エ. がん検診サポート薬剤師養成委員会

12月9日（水）

オ. 在宅訪問薬局に関する相談窓口の設置検討委員会

12月11日（金）於 呉市薬剤師会館

（野村副会長）

ア. 第32回広島県薬事衛生大会

11月26日（木）於 エソール広島参加者148名

イ. 薬祖神大祭

11月26日（木）於 広島県薬剤師会館参加者122名

ウ. 公益社団法人定款及び諸規程検討委員会

12月7日（月）

エ. 選挙管理委員会（資料1）

12月14日（月）  
 公益社団としての選挙管理規定が定まっていなかった為、代議員会で承認してもらうこととし、規程に関する変更箇所1点は、これまでの選挙管理規程では書面表決ができなかつたが、定款には書面表決をするとなつてゐる為、書面表決できないとあつた規程を削除することとする。選挙スケジュールについては、3月27日代議員総会の日程が決定されており、その60日前までとあるので、選挙期日3月23日60日前の1月23日が選挙告示となると報告された。代議員数は10月末日時での人数となるが、2年前と同数である。また、3月27日代議員総会日の会長候補者及び監事選挙に関する告示についても別紙案のとおりとなると報告された。

オ. レターパレス・ファブリックアーツとの打合せ  
 12月15日（火）  
 (村上副会長)  
 ア. 平成27年度文部科学大臣表彰表彰式  
 12月3日（木）於 ひめぎんホール  
 イ. 第65回全国学校薬剤師大会  
 12月3日（木）於 ひめぎんホール・国際ホテル松山  
 ウ. 平成27年度全国学校保健・安全研究大会  
 12月3日（木）・4日（金）於 ひめぎんホール外  
 エ. 在宅支援薬剤師専門研修カリキュラム検討委員会  
 12月8日（火）  
 オ. 医療保険委員会（保険薬局部会）担当者会議（資料2）  
 12月10日（木）  
 会議の中で事例としてあげられた。向精神薬入手の為に複数の医療機関を受診し入手している事例について、今回、犯罪性があるということで、先に警察が動いており、我々薬局としては基金ないし、あるいは警察の方に岩国薬剤師会を通しての情報提供に対応。（大竹は9件で約320錠が1ヶ月で出ていることがわかった。岩国薬剤師会に急ぎ概ねの量を伝え、必要があれば支払基金に情報提供する用意があるので、支払基金に連絡をしていただくよう、岩国薬剤師会には伝達済みであると豊見専務理事より報告あり。）同様なことが、福山でも進行しており、向精神薬における調剤についても協議しなくてはならないが、どこに言っても相手にされない、麻取・協会けんぽ・保健所にいつても、何とか行政、または薬剤師会でやってくれといった具合でたらい回しの状態になっている。岩国の事例からいくと、生年月日、名前一部を隠して載せた情報提供を集めている。それくらいやって確実なものをとらえていかないと、薬局の方も条件を絞り出していくのが難しくなると思われることから、協議の必要があると報告された。

カ. 第806回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会  
 12月11日（金）於 支払基金広島支部  
 キ. がん検診サポート薬剤師会  
 12月12日（土）於 宮地茂記念館  
 ケ. 「ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）」薬局機能説明会  
 12月14日（月）於 福山市生涯学習プラザ  
 ケ. 広島県緩和ケア支援センター来会  
 12月15日（火）

コ. 平成27年度第1回広島県医療費適正化計画検討委員会  
 12月16日（水）於 県庁・自治会館会議棟  
 サ. 未就業薬剤師就労支援事業実行委員会  
 12月17日（木）  
 (渡邊副会長)  
 ア. 広島県後期高齢者医療広域連合平成27年第1回運営審議会  
 11月24日（火）於 KKRホテル広島  
 イ. 第86回中国地方社会保険医療協議会広島支部会  
 11月26日（木）於 中国四国厚生局  
 ウ. 第19回中国地方社会保険医療協議会総会  
 12月11日（金）於 広島合同庁舎  
 (有村常務理事)  
 ア. 第2回広島県地域包括ケア推進センター多職種連携推進ワーキングチーム会議  
 11月25日（水）於 広島県健康福祉センター  
 イ. 医療・衛生材料供給拠点整備委員会  
 12月16日（水）  
 (井上常務理事)  
 ア. 平成27年度高度管理医療機器等の販売業等に係る継続研会  
 11月29日（日）於 エソール広島受講者279名  
 イ. 広島プライマリ・ケア研究会世話人会（資料3）  
 12月9日（水）於 広島県医師会  
 (谷川常務理事)  
 ア. ミロク情報サービスとの打合せ  
 12月10日（木）  
 イ. 石橋公認会計士との打合せ  
 12月10日（木）  
 10月に帳簿をみてもらい、その報告は前回の常務理事会で報告しているが、更にその内容について1つずつ確認をしていき、ミロク情報サービスにも同席してもらい改善点等について話し合いを行つた。会長より石橋先生に現状を把握していただきたいとの話があり、石橋先生には今進んでる状況と、変えようとしているところ、全く手のついていないところについて、現段階の資料をお渡しし、まだ結論はでていないと報告された。  
 ウ. 広島県医師会平成27年度感染症講演会  
 12月10日（木）於 広島医師会館  
 エ. 広報委員会  
 12月16日（水）  
 (豊見常務理事)  
 ア. 平成27年度都道府県薬剤師会スポーツファーマシスト担当者合同研修会  
 12月4日（金）於 東京・TKP市ヶ谷カンファレンスセンター  
 (中川常務理事)  
 ア. 広島県環境審議会第27回温泉部会  
 12月10日（木）於 県庁・本館  
 イ. 広島県看護協会平成27年度第2回在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会  
 12月2日（水）於 広島県看護協会  
 ウ. 広島県環境審議会総会  
 12月2日（水）於 県立広島大学サテライトキャンパスひろしま  
 (松村常務理事)  
 ア. 広島県医療審議会保健医療計画部会（第3回）  
 12月4日（金）於 県庁・北館

### 【指導】

- ア. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
12月2日（水）於 広島合同庁舎（二川・松村各常務理事）
- イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導  
12月3日（木）於 広島合同庁舎（政岡常務理事）
- ウ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導  
12月9日（水）於 広島合同庁舎（村上副会長）
- エ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
12月10日（木）於 広島合同庁舎（青野常務理事）

### 2. その他の委員会等報告事項（野村副会長）

- (1) 安田女子大学薬学部O S C E（直前講習会）  
11月23日（月）於 安田女子大学
- (2) 安田女子大学薬学部O S C E（本試験）  
11月29日（日）於 安田女子大学
- (3) 福山大学薬学部O S C E  
11月29日（日）於 福山大学薬学部
- (4) モバイルD I室・薬局訪問  
11月30日（月）於 タウン薬局曙店
- (5) 安田女子大学卒後教育研修会  
12月5日（土）於 安田女子大学
- (6) 広島大学O S C E  
12月6日（日）
- (7) 日本薬剤師会平成27年度試験検査センター技術研修会  
12月10日（木）・11日（金）於 東京・日薬
- (8) 平成27年度学校薬剤師中国ブロック連絡会議  
12月12日（土）於 山口市湯田温泉
- (9) 広島国際大学薬学部O S C E  
12月13日（日）於 広島国際大学吳キャンパス

### 3. 審議事項

- (1) 会館建設の進捗状況について（野村副会長）  
広島市の都市整備局との詰めをしている段階である。2月に入るまでにエリマネの中での調整を行っている。まちづくりをメインに考えているエリマネなので、あくまで、審査を受ける立場で資料作りをしていただいている段階であると前田会長より報告された。
- (2) 平成28年度事業計画（案）及び収支予算（案）について（野村副会長）  
新規事業については、1月の常務理事会には提出できるようにすることとされた。
- (3) 執行状況報告について（野村副会長）  
平成27年12月までの執行状況報告をすることとされた。
- (4) トライアスロン大会開催に係るスポーツファーマシスト協力について（資料4）（野村副会長）  
大会名：A S T C アジアトライアスロン選手権  
2016／廿日市  
大会期間：平成28年4月29日（金）～5月1日（日）  
(3日間)  
依頼期間：平成28年4月27日（水）～4月30日（土）  
午前8時～午後8時

依頼内容：選手・コーチからのドーピング対象成分に関する電話相談への対応

薬事情報センターを中心に活動していくことになり、スポーツファーマシストがどうかかわるのかきちんと理解されていないと思うので、動内容の提案も含めて委員会で検討していくこととされた。ドーピングの依頼については電話対応ではなく、きちんとF A X等証拠の残るような形で対応しなければならない。ドーピングはメダルはく奪につながる重大なことであり、訴訟問題になる恐れがある為、そのことを踏まえ、しっかりとした対応をし、絶対にあやふやな答えをしてはいけない。従って、日薬としっかり連携をとり、きちんとした態勢をもって協力していくこととされた。

- (5) モバイルファーマシー搭載備品の支払に関する件について（資料5）（谷川常務理事）

モバイルファーマシー搭載備品ということで、エバ尔斯から総額￥963,716円の請求書が出されている。石橋先生より指摘を受けたのが、備品は1つずつ写真を撮って、何がどこにあって、いくらで購入してどういう風に管理しているか分かるよう、台帳をつけるようにということで、現在事務局で作成中である。10万以上についてを備品として残していくという方針を出されいる。モバイルファーマシー用車両製作内金￥6,000,000円は12月4日に支払い済みである。モバイルファーマシー用車両の合計請求額￥13,080,690円の内容については、担当の大塚副会長に改めて確認をお願いすることとされた。また、（株）カワニシからのPhysiko関連の請求額￥2,669,954円の内容については、担当の豊見専務理事に確認をお願いすることとされた。

これらを支払った時に、本会計の残金が残らないため、まずは、早急にどこがどう使うか、例えば、部会がどれをどのように使う為、どの割合で部会からいくら出すといったところを決めてもらい、報告することとされた。

- (6) 平成27年度広島県合同輸血療法研修会への出席について

日 時：平成28年2月6日（土）午後3時～午後6時  
場 所：K K R ホテル広島  
谷川常務理事が出席することとされた。

- (7) 「北方領土の日」関連啓発事業の参加について（資料6）（野村常務理事）

①第32回北方領土返還要求広島県民大会  
日 時：平成28年2月2日（火）午後1時30分～3時50分  
場 所：県民文化センター  
参加者：2名以上

②「北方領土の日」街頭啓発  
日 時：県民大会終了後～  
場 所：県民文化センター  
参加者：1名

石原事務局長が出席することとした。

- (8) 日本中毒情報センターにおける研修について（木平副会長）

場 所：大阪中毒110番（大阪府箕面市船場西2-2-1  
ニューエリモビル）  
期 間：平成28年2月23日・2月29日（各約4時間）  
研修費用：1万円／名

- 対象：職員3名（2名と1名に分けて研修）  
情報センター職員を2名と1名に分けて参加することとした。
- (9) 広島大学病院薬剤部D I業務見学について（木平副会長）  
期間：未定  
対象：職員2名  
薬事情報センター職員2名が見学することとした。
- (10) 福祉・介護職員「平成28年度キャリアパス支援研修」講師派遣について  
大塚副会長にお願いすることとされた。（資料7）  
(野村副会長)
- (11) 平成28・29年度日本薬剤師会代議員選挙・補欠の代議員選挙の実施について  
代議員・補欠の代議員選出数（資料8）(野村副会長)  
代議員4名  
補欠の代議員各選挙区1名以内  
選挙告示：平成27年12月23日（水）  
選挙期日：平成28年3月22日（火）  
立候補者から広島県薬剤師会への届出期間：  
平成27年12月23日（水）～平成28年1月22日（金）  
(必着)  
上記のとおり、代議員と補欠の代議員について選挙規程に従い実施することとなった。
- (12) プライマリ・ケア研究会への回答について（資料11）(木平副会長)  
資料11の内容で回答することで承認された。
- (13) 後援・助成及び協力依頼等について（野村副会長）  
ア. 広島大学霞管弦楽団2016SpringConcert後援名義使用について  
日 時：平成28年4月10日（日）  
場 所：広島市南区民文化センター  
(毎年・承諾)  
承諾することとされた。

#### 4. その他

- (1) 常務理事会の開催について（野村副会長）  
1月21日（木）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】有村健二常務理事）  
次の2月常務理事会の議事要旨作製責任者に青野拓郎常務理事にお願いするとされた。
- (2) 平成27年10月31日現在の会員数について（資料9）  
(野村副会長)
- (3) 「21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラム」について（資料10）  
日 時：平成28年1月16日（土）(野村副会長)  
場 所：広島県医師会ホール（広島市東区二葉の里）  
(石原事務局長)  
新基金の来年度の新たな事業提案について、提出期限が平成28年1月8日となっているため、今年中に事業内容について検討する。  
他県からの講師料等も加えてもよいとのこと。  
薬事情報センターの事業としてモバイルD Iがあるが、来年度は大学と協同の事業を計画しているので、事業費として交通費等計上できるのではないか。薬事情報センターで予算を検討することとされた。

#### ◆ 平成28年1月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成28年1月21日（木）午後7時～午後9時30分  
場 所：広島県薬剤師会館  
議事要旨作製責任者：青野拓郎  
出席者：前田会長、木平・大塚・野村・村上・渡邊各副会長、  
豊見専務理事、青野・有村・小林・谷川・豊見・中川・  
二川・政岡・松村各常務理事  
欠席者：井上・重森各常務理事

##### 1. 報告事項

- (1) 12月定例常務理事会議事要旨（別紙1）
- (2) 諸通知
  - ア. 来・発簡報告（別紙2）
  - イ. 会務報告（〃3）
  - ウ. 会員異動報告（〃4）
- (3) 委員会等報告  
(前田会長)
  - ア. 広島県健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課来会  
12月21日（月）  
「審議事項（11）「薬剤師認知症対応力向上研修」に関する研修講師養成のための伝達講習出席者について」に関連して来会され、後程、説明と審議をすると報告された。
  - イ. 平松恵一広島県医師会長来会  
12月21日（月）  
今後、二葉の里での三師会や看護協会を含めた四師会の運営に関する取り決めと今後の課題を協議しようと来会されと報告された。
  - ウ. 薬剤師会館建設に係る検討会  
12月21日（月）  
エリアマネージメントに向けての詰めの作業をしたと報告された。
  - エ. 広島鉄道病院新病院開院記念式典  
1月10日（日）於 広島鉄道病院  
昨年は日赤があり、今回はJR病院と新しいシステムと病院の連携がめまぐるしく変化していると実感したと報告された。
  - オ. 第4回先端的がん薬物治療研究懇親会  
1月10日（日）於 グランドプリンスホテル広島  
本番の講演会は11日だったが、古屋先生（県薬顧問）から、薬剤師の参加が増えていると報告を受けたと報告された。
  - カ. 広島県医師会新会館内覧会 竣工記念祝賀会並びに新年互礼会  
1月11日（月）於 広島県医師会会館・リーガロイヤルホテル広島  
渡邊副会長は欠席だったが、正・副会長、専務理事と出席したと報告された。
  - キ. 日本薬剤師会第4回都道府県会長協議会（会長会）  
1月13日（水）於 東京・日薬  
1月6日に北海道薬の東洋会長が急逝され、日薬の会館建設の話もこの協議会でしたと報告された。
  - ク. 日本薬剤師会新年賀詞交換会  
1月13日（水）於 明治記念館  
薬剤師議員の藤井基之先生、松本純先生、とかしきなおみ先生も来ておられたと報告された。
  - ケ. 日本薬剤師会総会議事運営委員会

1月14日（木）於 東京・日薬

日薬代議員会のタイムスケジュールを決めた。最近の国会では議員が説明等をする際にパネルを使用することがあるが、代議員の質問説明でパネルの使用はいかがなものかということがあり、追加でA4版1枚程度の参考資料の提出ならいいのではないかというようなことがあり、議事運営委員会では了承され、2月13・14日の日薬代議員中国ブロック会議の際に改めて代議員の方へは説明すると報告された。

#### コ. 広島県歯科医師会館新築工事地鎮祭

1月21日（木）於 広島市東区二葉の里  
本日、地鎮祭に出席してきたと報告され、しおりの中の完成予定図を示された。

（木平副会長）

#### ア. 第4回先端的がん薬物療法研究会

1月11日（月）於 グランドプリンスホテル広島  
10日の懇親会にも出席したが、研修会参加の薬剤師の人数は140名であった。来年度も開催予定であり、抗体型の抗がん薬について検討されていると報告された。

（大塚副会長）

#### ア. がん検診サポート薬剤師養成研修会

12月19日（土）於 呉市薬剤師会館  
1月16日（土）於 広島県薬剤師会館  
12月の常務理事会で報告したが、12月12（土）に福山でも開催され、養成人数が目標300人を達成していない現状から、今後、郡部に出向いて研修会を開催したいと報告された。

#### イ. 広島県がん対策推進委員会

12月25日（金）於 県庁・北館  
広島県のがん検診率1位を目指してやっており、患者会の活動は活発に行われ、大きな組織になってきている。検診率も各市町においては上昇しているが、協会けんぽ等の検診数が掴み切れておらず、がんという専門職の特化ということになると、内科医師の不足が特に懸念されていると報告された。

村上副会長から、がん検診サポート薬剤師の養成人数を圏域地対協や各二次医療圏ごとに報告していかないと、地対協の中のがん対策に薬剤師が関わっているという活動状況報告が必要であるという意見があった。

#### ウ. ドーピング防止推進委員会

1月19日（火）

アジアトライアスロン医療チームから薬剤師の協力を要請されており、それに対応することを検討した。トライアスロンは個人競技のため、個人参加が基本となる。団体競技等はその団体に医師が付随しているケースが多いので、ドーピングに関する質問は少ないが、今回は24時間体制で開催サポートを要請されているので、県薬・病薬会誌でボランティアの要請をかけたいと思ってる。できれば、公用語（英語）ができると有り難いと報告された。

木平副会長から、質問に口頭で回答するのではなく、FAXやメールといったように質問の内容やその回答が文書で残るようにしておかないと、メダ

ル剥奪やオリンピック出場停止というような重大な訴訟問題に発展する可能性もあり、十分に注意して欲しいという意見があった。また、マツダ病院の薬剤師の方で、英語が堪能な人がおられるという話があった。

（野村副会長）

#### ア. 公益社団法人定款及び諸規程検討委員会

12月25日（金）於 広島県薬剤師会館

今さらながら、公益になっての規程を変更していない部分がたくさんあり、変更の優先順位や、特に会計に関する部分を公認会計士の石橋先生に助言をいただいた。早急に検討・見直し・整備をして総会に諮らなければならないと報告された。

#### イ. 平成28年薬事関係者新年互礼会

1月7日（木）

例年どおり開催されたと報告された。

#### ウ. 旧業務分担①（県民の福祉・医療・保健衛生向上のための活動）・⑦（その他の事業）担当役員合同打合会

1月18日（月）

現在までの事業執行状況と、来年度の事業計画を話し合った。これまでの事業分担①～⑦という細分化ではなく、公益法人の事業計画を総会資料として提出した経緯もあり、今回は大きな事業内容の変更ではなく、例年どおり進める方向となったが、ドーピング防止関係の委員会名と事業名の整合性を確認することとなったと報告された。

（村上副会長）

#### ア. 広島県学校薬剤師会常務理事会

1月7日（木）

1月22・23日の研修会について話をしたが、役員が重複していた関係で、県薬から学薬への事務連絡を怠っていたということがあり、発信文書等事務処理もきちんと行うようお願いしたいと報告された。

#### イ. 第807回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会

1月8日（金）於 支払基金広島支部

毎月開催されている幹事会であり、協会けんぽ向井様から、お薬手帳関係で薬剤師会と一緒に事業やっている（ポスター作成）という報告があったと報告された。

#### ウ. 復職支援研修会

1月14日（木）於 まなびの館ローズコム、広島県薬剤師会館

今年度のまとめという内容で、福山会場8名、広島会場10名の参加者があり、有意義な研修会であったと報告された。

#### エ. 第3回災害時医薬品等供給マニュアル改正作業検討会

1月21日（木）於 県庁・本館

本日開催され、今回が最終であった。東北の震災と広島の土砂災害の中で、薬剤師が単独でOTC等の供給ということも文言に入れていただくよう要請した。当初は、医療に必要な疾病に対する供給という表現だったのが、医療が必要であるかどうかを誰が判断し決めるのかというになるため、経路の文言を少し変えていただき、表現していただくようなかたちにお願いした。全般的な薬剤師

派遣の流れとして、直接薬局へというラインではなく、県薬から各地域薬剤師会へというラインを記載していただくこととなった。2月製本、3月配布予定であり、今回の改定に伴い2月中旬頃、新たに協定を締結する予定であると報告された。

(渡邊副会長)

- ア. 第87回中国地方社会保険医療協議会広島支部会  
12月24日（木）於 中国四国厚生局  
新規保険医療機関9軒（医科3軒・歯科3軒・薬局3軒）、更新の医療機関101軒（医科42軒・歯科27軒・薬局32軒）であり、特別問題はなかったと報告された。
- イ. 平成27年度第2回広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会  
1月15日（金）於 国保会館  
第3次広域計画最終案についてを審議し、多少の調節はあったが議決した。この詳細については、県薬会誌3月号に掲載予定と報告された。
- ウ. 21世紀、県民の健康とくらしを考える会  
「認知症の人を支える医療・介護－多職種と地域で共働して－」  
1月16日（土）於 広島県医師会館  
二葉の里にある県医師会新会館にて開催された。先日の新会館披露会には出席できなかつたので、新会館を見せていただいたが大変立派な会館であり、会も盛会に終了したと報告された。

(青野常務理事)

- ア. 第8回評価者研修会（資料1）  
1月9日（土）・10日（日）於クロス・エーブル府中一般社団法人薬学教育評価機構が、各大学の薬学部に対して第三者評価を行っており、7年間かけて74校に対しその評価を行う予定で、今年度までに24校終了し、残り50校となっている。各大学について、1チーム5名編成（大学の教授4名、臨床の薬剤師1名）で行う第三者評価は、資料を基に評価者会議をし、直接大学に出向き訪問調査も行い、その評価結果を上に報告するという手順になっている。  
この研修会では、評価の説明後、個人で評価をしてみようということで約3時間、個人で一部の評価をしてみて、2日目は、チームとして、所見をまとめてみようという研修会であったと報告された。
- イ. 広報委員会  
1月12日（火）  
県薬会誌3月号の原稿依頼先を決め、依頼中であると報告された。

(有村常務理事)

- ア. 医療・衛生材料供給体制検討委員会  
1月20日（水）  
昨晩、緩和ケアDAL経管栄養について検討した。今回は、実際に現物を見ながら検討してみると、気がつかない点も多くあったが、現物に経費がかかるため、メーカからのサンプルで検討したと報告された。

(谷川常務理事)

- ア. 諸規程に関する打合会  
1月14日（木）

野村副会長からの報告にもあったように、石橋先生からアドバイスをいただいたが、やはり専門が会計・経理ということで、全ての規程の文言チェックは難しいということであり、会計処理規程、旅費規程、役員等の職務権限規程、資産運用規程について、文言の修正等アドバイスをいただき、素案づくりを行った。積立金規程については、本会計と保険薬局部会で別の規程であったが一本にするべきであるとの指摘を受け、事務局で統一にした規程案を作成中である。

また、選挙管理規定においては検討済みであるが、それ以外の規程についても、言い回し等について難しい部分もあるため、早急に司法書士や弁護士に確認をしてもらいたいということを会長にお願いしており、2月の常務理事会には提出し、理事会に間に合わせたいと報告された。

旧規程のまま現在まで、社団法人を公益社団法人に読み替えて運営を行っている現状を考えると、理事会決議でよいものと、総会決議となっている規程は、総会決議すべきであるが、総会において理事会決議に変更する規程も検討する必要があると補足説明された。

関連として前田会長から、マイナンバー制度に関する規程の整備について、罰則規定もあることから、新規重要規程ではないかと質問があり、石橋先生も急務事項としてあげられなかつたと報告があつたが、勿論、重要検討事項であるため検討すると補説明足された。

併せて、今まで職員の給与計算や申告書類作成等をお願いしていたエムエム会計センターの森本税理士が1月に急逝されたため、石橋先生より、2月から処理をしていただける社会保険労務士の方を紹介していただけことになつていてと報告された。

(豊見常務理事)

- ア. 日本薬剤師会医薬分業対策委員会（第3回）  
12月18日（金）於 日本薬剤師会  
「薬と健康の週間」全国統一事業における各県薬の取組状況報告と、それを今後どのように取りまとめるかを検討した。また、「患者のための薬局ビジョン」が示されたことに基づいて、それを具体化するための取組を会員にどう求めるかの議論を行つた。本日、日薬から、疑義照会調査のまとめについて、各都道府県薬に通知があつたと報告された
- イ. ASTCアジアトライアスロン選手権事務局訪問  
1月6日（水）於 廿日市市役所
- ウ. ASTCアジアトライアスロン選手権のための打合せ（挨拶）  
1月20日（水）於 川堀医院
- イ. ウ. については、大塚副会長からも報告があつたように、県薬として対応する部分が大きく分け4つあると考えている。
- 1. この大会には選手が700～900名参加予定であり、開催地域の廿日市市・広島市佐伯区等近隣の薬局関係者向けに『うっかりドーピングを防ぐための啓発研修会』を開催する必要があると思われる。
- 2. 27日（水）に競技説明会の行事が予定されて

おり、ジュニア選手も参加予定であるため、アンチ・ドーピングの啓発事業を開催したいと考えている。可能であればJADAにも要請して協力を仰ぎたい。

3. 選手からの相談に対応するため、安芸グランドホテルにブースのようものを設置して対応したいと考えている。そこには医師も常駐しており、医師が処置等を行う場合にも「これは使用可能な医薬品かどうか」というような確認事項があるのではないかと推測される。現地でサイトを出すことを前向きに検討したい。
4. 選手が近隣の医療機関に行くケースが予想され、ドーピングの知識について、薬剤師会のホットラインに問い合わせがあることが想定されるため、医師会側への対等を検討したいと報告された。

大会事務局の話では、4月27日（水）から選手が現地入りするのではないかと思われるとの事であったが、川堀医師との面談では、25日（月）から現地入りしてくることが予想されるという見解であり、ほぼ一週間の長丁場になりそうな感じであった。

前半の部分は、薬事情報センターで（就業時間中の）電話対応が中心となると思われるが、勿論、サイトが出せるだけの薬剤師スタッフが集まれば対応したい。ニーズとしては、24時間対応が希望という事であった。患者数も1・2名程度ではないかと思われるが、特に27日からは24時間・3～4交代で対応できる体制にしたいと考えている。24時間体制を組めるだけのスタッフの入件費とブースのためのレンタル回線等設備関係の費用が必要になってくることと、日薬経由でのJADAへの協力要請、日薬の中央薬事情報センターへの協力について、常務理事会で承認を得たいと発言があった。

有村常務理事より、大会からのオファーはどのようにあったのかという経緯について質問があり、大会実行委員会から正式依頼はあったが、スポーツファーマシストは何ができるのかという認識がなく、電話での問い合わせ先可能薬局リストの提供依頼がもともとあったと補足説明された。

村上副会長より、アジア大会のような選手村はあるのかという質問があり、『選手村』ということではないが、安芸グランドホテルが選手専用の宿泊先となっており、ホテルに大会本部が設置され、帯同医師も宿泊している。開催地は、廿日市の木材港周辺で、廿日市ゆめタウンとナフコのところに救護センターが2箇所設置され、医師が駐在しているので、協力をお願いしたいということであったと補足説明された。

前田会長より、経費的な事について、現段階では不明のため、積算で行うしかない。経費については、県薬を取り計らうのが筋であり、日薬との連絡を密に取りながら連携を図っていくように指示された。

谷川常務理事より、ドーピング防止関係事業については、公益事業申請をしている事業であるが、大会への協力ということよりも、講座（研修会）・

啓発・育成ということで申請を行っている経緯があり、あくまでも、大会に行って何をするかということよりも、選手に対しドーピング防止の啓発をするという事を目的にして欲しい。イベントやキャンペーンという言葉は、対外的には使用せず、育成・養成・啓発ということで事業を進めて欲しいと意見があった。

豊見専務理事より、過去の国体開催県では、そのようなブースを出して啓発協力をやっておられることは知っているが、手弁当でやっていた。薬剤師会やスポーツファーマシストの宣伝に貢献されたと思う。今回のこのことは、スポーツファーマシストの実務であるため、大変重要であると考えているという意見があった。

廿日市市薬剤師会との協力ということになると思うが、4月3日（日）か10日（日）辺りで講習会の開催を検討したいので、渡邊副会長（廿日市市薬剤師会会长）にも協力を求められた。

渡邊副会長より、廿日市市薬剤師会にも協力要請があり、夜間救急担当グループで対応するよう検討しているが、スポーツファーマシストの資格がないので勉強会は必要と考えていると回答された。木平副会長より、『電話対応』というのは、『言った・言わない』ということが起こる可能性があるため、非常に注意しなければならない。必ず、文書で証拠が残るかたち（メール・FAX）で対応するよう意見があった。

最終的に、いろいろな意見があったが、協力することには反対ではなく、特に廿日市地区と連携し進めて行くこととなった。

#### （二川常務理事）

- ア. ひろしま食育・健康づくり実行委員会平成28年度事業検討ワーキング会議

1月12日（火）於 県庁・北館

井上常務理事の代理で出席した。フードフェスティバルに四師会が参加協力して欲しいという要望があったが、県歯科医師会は主に歯科相談を外部行事の際にはやっているが、フードフェスティバルという性質上、屋外の飲食をするという行事であり、口腔検査を行う環境に適さないため、リーフレット等の提供という参加の仕方をすると言われていたが、本会として参加の有無については回答していないと報告された。

野村副会長より、以前、要請があったので2回くらい参加協力（健康茶の提供やアンケート調査）したが、職能的にちょっと違うかなという感じがあり、参加をお断りした経緯の説明があった。

本会としては、参加は難しいという方向で話をすることになった。

#### （松村常務理事）

- ア. 広島県医療審議会保健医療計画部会（第4回）

1月13日（水）於 県庁・北館

この部会は、広島県地域医療構想の素案（文言）を検討していく会であり、医療審議会はこの素案を承認するという会である。『地域包括ケアシステムの確立』というところで、初めて『薬剤師が在宅での薬剤管理の推進』という文言が出てきたので、各地域医療圏の話し合いの中で、『在宅医療を

支える薬剤師には...』や『在宅支援薬剤師を養成する必要がある』、『在宅に医療用具を提供する』という文言が各医療圈からあがってきているので安心した。今後も、このような委員会開催時には、地域薬剤師会担当の方が積極的に参加し、薬剤師職能について発言されることを期待したいと報告された。

#### 【指導】

- ア. 社会保険医療担当者の監査の再開に係る立会  
1月18日（月）・19日（火）於 広島合同庁舎（青野常務理事・村上副会長）  
村上副会長より、昨年の2月から約7回に渡って行われた監査が終了した。7名の担当官の前で各薬剤師がそれぞれ弁明書を書いてそれを全員でチェックするという最終のセレモニーが行われた。今後、最終的な取りまとめ作業が行われ、厚労省に提出されると報告された。

#### 2. その他の委員会等報告事項（野村副会長）

- (1) 日本集団災害医学会・災害医療認定薬剤師委員会  
災害薬事研修会コース  
12月20日（日）於 鳥取大学  
村上副会長より、災害対策委員の竹本理事と串田委員が出席したが、災害対策の今後の活動として、外部の研修会にも積極的に出席し、広域災害対策や広域災害に対するアドバンスコースということでインストラクターや伝達研修会が開催や、広島県における災害医療支援薬剤師や災害薬事コーディネーターが養成できるように検討していく。今後、岐阜や岡山でも開催されるので派遣したいと補足説明があった。

#### 3. 審議事項

- (1) 平成28年度事業計画（案）及び収支予算（案）について（野村副会長）  
谷川常務理事より、27年度の補正予算と28年度の予算案を作成しなければならないが、特に新規公益事業に関しては、旧分担の会議をそれぞれ開催している中で、早急に決めていただきたい。予算規模の確認や公益性の兼ね合いの確認もあるので、事務局が谷川常務理事へ直接報告して欲しいと発言があった。  
また、次回常務理事会には、事業計画（案）・収支予算（案）の提出をお願いしたいとの事であった。
- (2) 第47回広島県薬剤師会臨時総会について（資料2）（野村副会長）  
日 時：3月27日（日）午後1時～  
昨年と同様の議案について提示をしたが、総会議決について今回は4項目追加があり、順番等も含め、どこに位置づけるのかを検討した。  
規程等については、公益社団認定後、制定されていないため（現在、社団法人を公益法人に読み替えて運営している規程が多い。）、文言の改定であっても、総会決議が必要である規程もある。  
前田会長より、公益社団として二重会費を請求している現状がありながら、これらの規程を一度に全部出すことは如何かと質問があり、野村副会長より、総会議決することになっているものは総会

に提出すべきであると発言された。

青野常務理事より、規程の改正は総会議決を得るとなっており、この度提出すると発言があった。前田会長より、会計報告上は問題なく行っているので、馴染まないのではないかと発言があり、谷川常務理事より、会費として出してないと発言があった。

青野常務理事より、予算的には『負担金』であると補足説明があり、谷川常務理事より、だから文言を変えなければならないと発言があった。

野村副会長より、(3) の全体理事会と関連して、諸規定についても沢山の規程があり、理事会決議の規程は理事会決議で諮らなければならないと発言があった。

前田会長より、公益社団の50%以上ということが懸念され、事業内容と会費徴収の公益性と整合性が如何かという発言があり、谷川常務理事より、石橋先生との会合では部会の件について、先程報告したところまでしか取り組んでいないため、変更のしようがないという発言があった。

野村副会長より、今現在の規程の名称であるため、それを変更したかたちで先ずは、理事会了承を得た後、議案として総会提出すると発言があった。

村上副会長より、(部会) 担当副会長として、規約をもう少し変えなければならない点もあるが、規約は総会決議であるため、部会会費規程の文言を変えるだけでも総会決議であると考えるというのが今回の目的であり、従来どおりやってきたこの2年間を踏襲するが、文言訂正において、今さら会費賦課規程を決めるということではなく、あくまでも、従来の規程文言の変更であり、例えば、『支部』というのを『地域薬剤師会』に変更するというようなことがこの際、必要ということである。内容的には、文言訂正であれば、従来どおり公益認定にあった訳であるため、総務的に進めればいいと考えている。貸付金助成については、公益であるため、敢えてこの規程が必要であるのかどうかという疑問も生じており、この部分においても、支部に貸し付ける際の決議は総会に依るものということになっているため、この辺りを『社団』を『公益』、『支部』を『地域薬剤師会』に変更するところの議案提案であると発言があった。（規程）内容云々ということは、別途、検討会議を開催すべきことであり、規程の在り方についても考えなければならないが、今回は、文言の訂正が目的であると補足説明された。

前田会長より、文言の訂正ということは必要であるが、公益法人の認定の際に、我々が公益性があると主張しても、第三者委員からはねられる可能性もあり、その対応をある程度考えていかなければならず、あくまでも総務課の判断になるという発言があり、谷川常務理事より、現行では問題ないと考えているという発言があった。

村上副会長より、現行で大丈夫だから問題ないことではないとの発言があり、青野常務理事より、支出面でどうかという判断であるという補足説明があった。

村上副会長より、薬剤師会の事業ということも勿

論あるが、公益社団としての事業であるという認識で事業をしており、そこが問われる。検査センターにしても（公正性が）認められた以上、急にどうこうではないと思うが、法整備として、ここで2年間通用させてきたものを（遅いが）整備したということであろうかと思うと発言があり、前田会長より、石橋を叩いて渡るしかないという発言があった。

谷川常務理事より、例えば、議案中第13号の積み立て規程は、平成27年度の当初予算の積立は新規にはしないとしていたが、読み替え等不要であるが、ただ、万が一27年度の補正予算や28年度に繰越金が多かった場合に、積み立てをした方がいいという指摘をされた場合に、規程がないと困るため、順番が28年度関係のものを先に上程すると前に来る。要は、予算案を上程する前に、規程を承認してもらうとなると議案の順番が前後するので、規程の承認が先にくるのではないかという発言があり、村上副会長より、今までの余剰金に関する積み立てという観点ではないから、公益法人会計に関しては貯蓄ではなく基本財産としての積み立てということではないかと発言があり、まだ流動的ではあるが、議案の順番等を検討した。

(3) 全体理事会について（資料3）（野村副会長）

日 時：3月10日（木）19時～

谷川常務理事より、石橋先生から整理していただいたものを参考に名称等も含め、2月の常務理事会で示し、全体理事会に提出すると発言された。

(4) 地域・職域薬剤師会長会について（野村副会長）

日 時：3月3日（木）19時～

議題締切：2月15日（月）

(5) 日薬代議員中国ブロック会議の質問事項について（村上副会長）

締 切：2月5日（金）

(6) 第48回広島県薬剤師会定時総会の開催について（野村副会長）

6月12日か19日（日）のいずれかで検討することとなった。（開催時間は未定）

（平成27年6月14日（日）15:00～開催）

(7) 日薬全国担当者会議等の出席について（資料4）（野村副会長）

◎平成27年度学校薬剤師部会全国担当者会議の出席について（資料5）

日 時：2月17日（水）午後1時30分～4時30分  
場 所：日本薬剤師会 8階会議室

出席者：都道府県薬剤師会学校薬剤師担当役員

（原則2名まで・2月5日（金）までに回答）

広島県学校薬剤師会会长永野先生、大塚副会長に出席をお願いすることとなった。

◎平成27年度地域医療・地域保健担当者全国会議（資料6）

日 時：2月18日（木）午後0時30分～4時30分  
場 所：TKP赤坂駅カンファレンスセンター14階

出席者：都道府県薬剤師会担当者

（1県薬2名まで・1月末までに回答）

有村常務理事、吳支部平本先生に出席をお願いすることとなった。

◎平成27年度医薬分業指導者協議会（資料7）

日 時：2月26日（金）午後1時～5時10分

場 所：厚生労働省講堂

出席者：都道府県薬剤師会担当者

（1県薬2名まで・2月3日（水）までに回答）

村上副会長、青野常務理事に出席をお願いすることとなった。

◎平成28年度調剤報酬改定等説明会（資料8）

日 時：3月5日（土）午後1時～4時30分（予定）

場 所：航空会館7階大ホール

出席者：都道府県薬剤師会社会保険担当者

（1県薬原則2名まで・2月5日（金）までに回答）

村上副会長、豊見専務理事、青野常務理事に出席をお願いすることとなった。

（日薬には3名出席の内諾は得ているとのことであった。）

◎薬局実務実習担当者全国会議

日 時：4月17日（日）午後（時間未定）

場 所：日薬

出席者：詳細が決定次第、出席予定者を決める事となった。

◎全国災害対策担当者会議（第3回）

日 時：4月27日（水）予定 午後（時間未定）

場 所：未定

出席者：詳細が決定次第、出席予定者を決める事となった。

谷川常務理事より、日薬雑誌への（各都道府県薬からの）寄稿について、広報委員会で内容 を検討すると発言があり了承された。

(8) 平成28年度調剤報酬改定等説明会の開催について（資料9）（豊見専務理事）

今回も厚生局と共同で開催する準備を進めていると報告された。

(9) 平成27年度医薬品適正使用啓発資材の作成について（資料10）（村上副会長）

協会けんぽのポスター原案を利用して、協会けんぽ・広島県との連名にてポスターを薬務課の予算で作成し配布する準備を進めていると報告された。

(10) 平成27年度自立支援型ケア研修「地域ケア会議と自立支援型マネジメント」の周知について（資料11）（有村常務理事）

日 時：2月15日（月）13時～16時30分

場 所：広島県健康福祉センター

ヘルパーの買い物・調理はサービスに入れないということが報道等で出ていたが、リハビリ等で動けるようにしようという考えにシフトしている研修の内容ではないかと説明され、研修会の日程が平日月曜日の日中であるため、一応、有村常務理事が出席予定であるとの事であった。

(11) 「薬剤師認知症対応力向上研修」に関する研修講師養成のための伝達講習会への出席について（資料12）（前田会長）

日 時：2月27日（土）午後1時～4時40分（最長午後5時まで）

場 所：フクラシア品川クリスタルスクエア3階

対 象：同研修の講師を担当する薬剤師（1名）

広島県からの依頼であるため、薬事情報センターで参加調整してもらうこととなった。

(12) 「第9回IPPNW北アジア地域会議」への参加に

ついて（資料13・チラシ）（野村副会長）  
 期 間：2月27日（土）・28日（日）  
 場 所：広島県医師会館  
 出 席：2月5日（金）までに事務局へご連絡ください。  
 ○2月27日（土）・会議（無料）(14:00～17:50)・懇親会（無料）(18:00～19:00)  
 ○2月28日（日）・会議（無料）(9:00～15:50)・昼食（無料）(12:00～13:00)  
 野村副会長、谷川常務理事、中川常務理事が出席されることとなった。

(13) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）  
 ア. 広島国際大学薬学部卒後教育研修会の共催について（資料14）  
 日 時：2月20日（土）午後4時～7時  
 場 所：広島国際大学吳キャンパス6号館  
 （前回：共催済）  
 共催依頼は了承された。  
 イ. 平成28年度第1回広島県歯科医師会学術講演会の後援について（資料15）  
 日 時：5月22日（日）午前10時～午後4時  
 場 所：広島県歯科医師会館  
 （初めて）  
 後援依頼は了承された。  
 ヲ. 医療関連感染セミナー2016 in 中国の後援依頼について（資料16）  
 日 時：3月5日（土）午後1時～4時30分  
 場 所：広島国際会議場地下2Fコスモス  
 主 催：（株）ジェイ・エム・エス中国・四国支店  
 （前回：共催済）  
 後援依頼は了承された。

#### 4. その他

- (1) 常務理事会の開催について（野村副会長）  
 2月18日（木）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】井上映子常務理事）
- (2) 平成28・29年度広島県薬剤師会代議員選挙の告示について（資料17）（野村副会長）  
 告 示：1月23日（土）本会ホームページ掲載  
 立候補受付：1月23日（土）～2月22日（月）（消印有効）
- (3) 広島県エイズ対策推進会議委員の就任について（資料18）（野村副会長）  
 （前期）：村上信行副会長  
 （今期）：重森友幸常務理事  
 （承諾済）
- (4) 「医療事故調査制度」に関するリーフレットについて（資料19）（野村副会長）
- (5) ひろしまこども夢財団設立20周年記念子育て応援わいわいフェスタについて（資料20）  
 日 時：2月28日（日）午前10時～午後4時（野村副会長）  
 場 所：広島国際会議場
- (6) 広島県立美術館の案内について（チラシ）

その他として、豊見専務理事より、12月の常務理事会の際には話題には出なかったようだが、その後、何も報告等がないため、再度、確認させていただきたいことがある。会館建設の件で、2月のエリアマネに通すということであるが、二点、確認したい。

先ず一つ目に、厚生局の件がその後、どうなっているか。二つ目に、先日の医師会新年会の際に、歯科医師会の先生方と同席になり、1月7日の歯科医師会理事会において、2月号の歯科医師会雑誌とHPに薬剤師会館の件、11月に私が話をした9月上旬に出された文書について、会誌に掲載するということであったという発言があり、前田会長に回答を求められた。

前田会長より、歯科医師会では、この月曜日（1月18日）に荒川会長と打合せをし、了承していただき、経過を説明していただいたということであると回答され、中四国厚生局の件は、渡邊副会長に引き渡された。

渡辺副会長より、中四国厚生局が薬局を開局する際において、（敷地内ではなく）一旦、外側を通って行かなければならないとしていると回答された。

豊見専務理事より、『一旦、外に出る』というのは分かるが、外を回って入るという意味なのか、ピロティーに一旦、入っても『一旦、外に出る』ということ意味なのかを聞きたいと発言があり、渡辺副会長より、『ピロティーの中に入つて』ということではないと回答された。

続けて、豊見専務理事より、『ピロティーに入つて』ということは認められていないということであるならば、先程の話と変わってくるのではないかと発言があり、『後ろを閉じる』ということであるのかと確認され、渡辺副会長より、『後ろを閉じる』ということであると回答された。

豊見専務理事より、『後ろを閉じることによって、厚生局は薬局の開局を認めている』ということで、後ろを閉じることについて、歯科医師会の了承は得られているのかと質問され、前田会長より、そのことについては時間経過が必要であるが、その図面上のことはオープンにしていないと回答された。

関連で、村上副会長より、先程の薬務課の資料中に見積もりが6億で補助金7000万に減額された理由は何か。2億2400万かかるから1億2000万と言っていたが、8000万に減額されたということは、1億6000万になったということであるのかと質問があり、前田会長より、全体の面積が少なくなったためであると回答され、続いて、村上副会長より、そのような経緯であるならば、6億から減ったということであるのかと質問され、前田会長より、5億数千万に減ったと回答されたが、村上副会長より、具体的な数字やその辺りの経過をきちんと報告して欲しいと要望された。

前田会長より、数字については、あい設計と広島市整備局との詰めにおいて、きちんとした数字を出さなければならぬと回答されたが、村上副会長より、その数字については、整備局の指示によって上がったり下がったりするものなのかと併せて確認され、前田会長より、まちづくりが関係している点と、広さ・予算と根拠を求められるため確定が難しいと説明された。

続けて、村上副会長より、当初、『定期借地権で一括支払い』という話だったのがなくなったとか、そういう経緯・経過の説明を受けていないことが非常に不安であり、その辺りを代議員会でも説明を求めるのではないかという発言

があり、前田会長より、今現在の状況を理事会で説明し、本日の資料にも1億2000万だったのが8000万弱というより現実的な数字になっている流れも併せて、きちんとどこかで説明をすると回答された。

続けて、先程の歯科医師会との話の中で、6mの道路の話が出ていたが、このことに対する説明は（歯科医師会側へ）全部済んでおり、後ろの部分を開けるかどうかの事については、中四国厚生局の指導の下に動く事であるため、その件は時間を要すると言われていると説明された。

このことについて、村上副会長より、（歯科医師会側へ）話が済んでいるというのは、（歯科医師会の）理事者へ一方的に理解いただいているという解釈でよいかと質問され、前田会長より、（荒川会長より）理解するように持っていくという説明を受けているが、どのような経緯でそのような話が出たの分からず、そのような話も調査中の事であり、実際に中四国厚生局の言っていることと、出ている基本にあつたのは、「6mの道路を広島市に寄付してはどうか。」ということが、山科先生の時に口頭で出ただけであり、実際に広島市に働きかけてみると、「寄付されても困る。」という事が急に出てきたために、広島県歯科医師会も薬剤師会もあそこが公道であったら一番良かったなという想いであったが、どうしようもできないという事であったため、お互いに駐車場でというかたちになった経緯がある。ただし、それで、行き来するかしないかの判断は、中四国厚生局の判断で、時間をくださいと言われているため、そのままであると説明された。

村上副会長より、歯科医師会には、それでご理解をいただいているようだが、福山の歯科医師会の先生からも「薬剤師会はどうなっているのか。」と言われるので困ると発言があり、前田会長より、それは順次伝わっていく事であり、その事は月曜日の話であるため、荒川先生の方から「執行部に対するご意見があった返答をきちんとしますから。」という説明を先日、月曜日に話をしたと回答された。

村上副会長より、歯科医師会との話がこじれた場合、自分達はいいかもしれないが、歯科医師会の先生方ときちんと協調して欲しいと発言があり、前田会長より、出来るだけいい方向に持って行きたいと考えていると回答された。

続けて、村上副会長より、福山の方では通路云々という事だけではなく、「歯科衛生士の方も毎回、毎回、ピロティーを通って行くのか。」という意見もあるようだと発言され、前田会長より、色々と通る道はあり、道幅は5mがあるので、ピロティーの下を通らなくても安全に通れる場所はあると説明され、渡邊副会長からも、先日、周辺を歩いてみたところ、（どちらを通っても）距離的には同じで、歯科医師会の表側からの方が、人が歩く通路としてはいい状況であったと補足説明された。

野村副会長より、（説明の時より）会館が小さくなつたのではないかということがないよう、また金銭的なことも含め、総会でしっかりと説明して欲しいと発言があり、前田会長より、先ずは理事会で皆さんに確認すると回答された。

有村常務理事より、本日の資料を見たばかりでよく分からぬが、会館が6億、5億5000万と記載があるが、（預貯金関係が）7000万円くらいしかない状況で、借入もせずに（会館が）建つかと質問され、前田会長より、この土地が売れたら約3億、地代・家賃が30年の間に2億1000万か2000万、補助金が7000万くらいになると見積もっており、その他に掛かる部分については、例えば、引っ越し費用と

か積算してみて、借入となるのではないかと回答された。続けて、前田会長より、ここが3億で売れるかどうかというものは業界の範囲であり、歯科医師会国保の土地は300坪くらいで、九州のデベロッパーに8億で売却されたと聞いた。色々なデベロッパーがおられ、全国に声を掛けてゆき、手堅いところでという話であると思われる所以、色々な情報を精査しながら、それによってどういうプランの団体が手を挙げられるのかと思っていると説明された。

豊見常務理事より、歯科医師会と同調して動くと聞いているがどうかと確認があり、前田会長より、別に歯科医師会と一緒にになって（動く）という縛りはなく、（エソールや東警察等）周囲の状況を見ながら検討していくべきないと回答された。

続いて、豊見常務理事より、今、かなり重要な議論をしているが、理事会決議で委員会を設置しているという状況から考えると、会館建設委員会に関してもそれを動かさず、私的な検討会で動かれている事が問題であり、理事会決議の委員会を無視している状態ではないかと発言があり、前田会長より、会館検討特別委員会は立ち上げ時だけの稼働で議決機関ではなく、あくまでも（会館内の）団体に入つてもらい、その後、エリマネに関しては、逆にどういうかたちで進めるかという事を、あい設計と大和ハウスにお願いしていると説明された。

豊見常務理事より、それはそれでいいかもしれないが、理事会で作った委員会が役目を終えたということであれば、今は検討会という私的ななかたちで進めているとくことを理事会できちんと決議してやるべきではないかという発言があり、村上副会長からも、この事は手続き上の問題であり、委員の方もおられるので、委員会として設置され検討するのが筋であり、公益社団として、委員会というのは、理事会の決議を以て設置すべきであり、私的な会合であると発言され、前田会長より、最初のスタート時にきちんとしておらず、例えば団体、学薬の永野先生に入つていただき、ご意見を聞いてということで、名前も特別委員会にしようということだったため、そこが非常に曖昧であったが、このことは、あくまでも特別委員会であり、資料が出てこないと理事会は開催されないため、2月に出てきたものがある程度精査し、理事会を開催すると回答された。

村上副会長より、空中分解しないためにも、委員会として順序立ててやるべきではないかという意見があり、前田会長から、これ（検討会）は、あくまでも座談会であり、いわゆる大学の先生とか、支部の会員の方とかがどのようなご意見なのか聞くということで、今現在、広島市の都市整備局に出している資料を説明しているだけである。何をするということではなく、都市整備局で話し合った中身を持ち帰り、説明を受けるだけである。では、どうするのということになった時に、「あまり広い延べ床面積では割が合わないね。」と言われただけである。それは、「こちらに資金が沢山ないし、仕方ないね。」という話が出ただけであり、実際にその金額で基金が減っている現状で、最初、2億4000万と言っていたが、1億2000万になり、また減っている。そのような部分変更も含め、都市整備局に数字を出さなければならぬということは、あくまでも、あい設計にお願いしていることであると、そのことについて、次回の理事会で話をすると説明され、エリアマネージメントという一つのシステムが、我々の思うとおりに動く訳ではなく、あくまでも、向こうから出た資料を基に皆さんに説明するしかない状態であるので、こちらで委員会を開催するというものではなく、我々も出てきた情報を「それは、こういうことだね。」ということを確認しているだけ。だから、

何かを決めている訳ではないと強調された。

続いて、ここまで来ると、野村副会長も言われているように、「みんなで（協力して）やって行く。」のであれば、情報開示していくが、前回の理事会のように、結局、一つも前に行かない状況になれば、なんとかして森保先生のプランに沿うかたちで進んで来たという経緯を、実際にエリアマネージメントという厳しい査定を受けている最中であるため、情報開示できない部分もある。そこは、承知してほしいし、全部出せないのは、あい設計の了承も得る必要があるし、了承が得られないものは出せないし、あい設計の方でやっていただきないと、我々素人が色々と説明を受けても、専門用語になるとはっきり言って分からないと補足説明された。

野村副会長より、あい設計がらみの部分については、我々も分からぬ事であるため、了承しているが、今言っている事は、先程の会合に出席した支部の役員に話を聞くと、「私は県薬の会員として行きました。来てくれと言われました。」ということで、「別に役員として行っている訳ではないので、会議が開かれること自体が如何か。」ということが先ずあり、委員会があるのにという意味で、（支部からの出席者に）話の内容を聞いても「口止めされているので言えません。」とはっきりおっしゃっている。この状況は如何かと質問され、前田会長より、口止めはしていませんし、先程の話と併せて、エリアマネが通れば、次は都計審ですから、都計審に向けては、その手前で契約書を交わす中身を（役員の）みなさんに審議していただかく必要がありますから、そのような状況で資料が出てくるのに時間がかかるということであると説明され、あくまでも、基金から補助金が出るのは5億全部ではないので、必要なところだけであり、今度、会長選挙もあるかもしれませんので、本当にやる気があるのであれば、もっと協力してくれないと、（色々な情報は）表に出せない。そこは、あなた方もご理解していただかないと、今まで理事会で機関決定してきた訳ですから。あくまでも、資料提供されたものは、理事会で出していく。まだ、決まっていないことは出せないが、それは当然なことであり、ただ、情報を勝手に流してしまわれる困る。それを、これから精査していく、特許が絡む図面であるので、我々も簡単に「はいどうぞ。」と出せない。あくまでも、あい設計立ち会いの基でないと出せない状況であると補足説明された。

豊見常務理事より、自分の発言した後で、「協力してくれ。」と言われた事に対し、反対をしている訳ではなくて、薬剤師として医薬分業はどうあるべきなのか、会員からのお金（会費）を使って建てる会館はどうあるべきなのかという事の意見を交わしていると認識しており、「これは不要だから小さくしよう。」「これは後々の会員のために土地を空けておくべきであろう。」「こうするべきであろう。」という話をしているだけあり、前田会長の意見に反対している訳ではない。出ている意見に対して、「『薬剤師として、どうあるべき事が望ましいか』ということの意見を交わしている」という点で、会員が総会で認めたならば、野村副会長がおっしゃったようにそれに従って動くまであるし、今までそうしてきたつもりであると発言された。

前田会長より、前回の代議員会では、「定借で貸す。」いうことが決まっている訳であり、議案に載せたのはそれだけあり、300坪は駐車場にすればいいということ、当面は空けておけばいいというのが意見に出ていたが、あくまでも決まったのは「定借で貸す。」ということだけである。そこに沿って、みなさん動いていただければいいが、「定借で貸す。」ということが決まっておきながら、そこに向かって足

を引っ張るだけだったのでないかと発言され、豊見常務理事より、そういう意図ではなく、そこに通路を作ることが問題であり、通路を造ることが、我々、医薬分業をやってきたかたちに泥を塗る訳ではないだろうか。それに対しては、薬剤師として反対し、前田会長も「それは反対だ。」とおっしゃったと発言された。前田会長より、それは厚生労働省の判断と、中四国厚生局に聞きながらやって行こうということであり、どのような見解が出るかは、3月以降でないと分からぬことであったと回答された。

引き続き、豊見常務理事より、前田会長は、『開けない方がいい』と思っておられ、僕らも、『開けない方がいい』と思っているという認識に対し、足を引っ張ると言われても真意ではないと発言され、前田会長より、300坪を貸すと言った時に、反対したのではないかと問われ、豊見常務理事より、会員の事を考えると反対であると回答された。

前田会長より、そうしたら、エリアマネは通らない。エリアマネが通らないことを代議員会で平気で言うことはどうかと思うと発言され、豊見常務理事より、エリアマネは駐車場でも通るという話を森保教授は言っておられたし、必要であれば通るということと発言され、前田会長より、実質、通るとは言っていないと発言され、豊見常務理事より、「必要であれば通る。」と言われたと発言された。

野村副会長より、その時には分からぬ事もあったが、歯科でも先程の通路のことが出てきた状況であり、そのような事も含め、もっと柔軟に対応できたのではないか。一度決めたことに対しては、「それは止めろ。」とは言っておらず、300坪貸すということは決定事項であるという発言があり、前田会長より、「定借」に向かって取り組む事が再度、確認がされた。

豊見専務理事より、6mの通路ということについて、我々は聞かされておらず、10月8日付け文書で知らされた経緯はどう説明されるのかと質問され、前田会長より、山科会長の時に「通路があったらお互いに便利だね。」という話が口頭であっただけであり、契約書を交わしたり、口約束ということではないと説明され、豊見専務理事より、それは誤解があったようであるが、設計図に曲がった通路が書いてあったということを個人的に認識している程度であったが、このような文書が出た以上、大和ハウスのピロティーが3.5mの高さ表現をしていた際に出た「大型車が通行可能である。」という発言があったことを考えると、当然、知っていたと考えるのが妥当であり、通路と薬局の関係も「（定借で）貸す」と決定後に知らされる状況は、非常に不審であると発言があり、渡邊副会長より、歯科医師会に6mの通路があるという事が最初から決まっていたという事が誤解であるならば、前田会長からもしっかりと（歯科医師会側へ）否定していただかないとおかしな事が広まると言ふべきである。荒川会長と話をしていると報告され、歯科医師会からの通路の要望については、中四国厚生局の見解を待つて検討すると発言された。

豊見専務理事より、一番最初の会合云々という文書を事務局長が持っているかと質問があり、石原事務局長より、前田会長から預かるように指示を受けた文書の件であるならば、自分が言う立場にはないので、承知している会長から発言して欲しいと発言され、前田会長より、その部分についても歯科と協議・対応し、改めて報告すると説明されこの話を終え、常務理事会は閉会した。

日付		行事内容
12月21日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課来会</li> <li>・平松恵一広島県医師会長来会</li> <li>・薬剤師会館建設に係る検討会</li> </ul>
23日		<p>けんみん文化祭ひろしま'15 (広島県民文化センター)</p>
24日		<p>第87回中国地方社会保険医療協議会広島支部会 (中国四国厚生局)</p>
25日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県がん対策推進委員会 (県庁・北館)</li> <li>・公益社団法人定款及び諸規程検討委員会</li> </ul>
1月6日		<p>ASTCアジアトライアスロン選手権事務局訪問 (廿日市市役所)</p>
7日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県学校薬剤師会常務理事会</li> <li>・平成28年薬事関係者新年互礼会</li> </ul>
8日		<p>第807回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 (支払基金広島支部)</p>
9日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬学教育評価機構第8回評価者研修会 (クロス・エープ府中)</li> <li>・第490回薬事情報センターワークショップ</li> <li>・三原薬剤師会 新年会 (三原國際ホテル)</li> </ul>
10日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬学教育評価機構第8回評価者研修会 (クロス・エープ府中)</li> <li>・広島鉄道病院新病院開院記念式典 (広島鉄道病院)</li> <li>・第4回先端的がん薬物治療研究会（懇親会 18:30～21:00） (グランドプリンスホテル広島)</li> </ul>
11日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県医師会新会館内覧会 竣工記念祝賀会並びに新年互礼会 (広島県医師会会館 リーガロイヤルホテル広島)</li> <li>・第4回先端的がん薬物療法研究会 (グランドプリンスホテル広島)</li> </ul>
12日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろしま食育・健康づくり実行委員会 平成28年度事業検討ワーキング会議 (県庁・本館)</li> <li>・広報委員会</li> </ul>
13日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本薬剤師会第4回都道府県会長協議会（会長会） (東京・日薬)</li> <li>・日本薬剤師会新年賀詞交換会 (明治記念館)</li> <li>・広島県医療審議会保健医療計画部会 (第4回) (県庁・北館)</li> </ul>

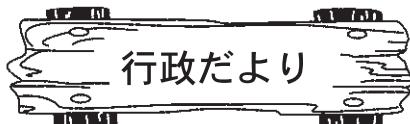
日付	行事内容
14日 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本薬剤師会総会議事運営委員会 (東京・日薬)</li> <li>・復職支援研修会 (まなびの館ローズコム)</li> <li>・復職支援研修会</li> <li>・諸規程に関する打合会</li> </ul>
15日 金	平成27年度第2回広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会 (国保会館)
16日 土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21世紀、県民の健康とくらしを考える会 認知症の人を支える医療・介護 －多職種と地域で共働して－ (広島県医師会館)</li> <li>・がん検診サポート薬剤師養成研修会</li> </ul>
18日 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険医療担当者の監査の再開に係る立会 (広島合同庁舎)</li> <li>・旧業務分担：①（県民の福祉・医療・保健衛生向上のための活動）・⑦（その他の事業） 担当役員合同打合会</li> </ul>
19日 火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険医療担当者の監査の再開に係る立会 (広島合同庁舎)</li> <li>・ドーピング防止推進委員会</li> </ul>
20日 水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ASTCアジアトライアスロン選手権のための打合せ（挨拶） (川堀医院)</li> <li>・医療・衛生材料供給体制検討委員会</li> </ul>
21日 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県歯科医師会館新築工事地鎮祭 (広島市東区二葉の里)</li> <li>・第3回災害時医薬品等供給マニュアル改正作業検討会 (県庁・本館)</li> <li>・在宅医療推進委員会</li> <li>・常務理事会</li> </ul>
22日 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会 (広島国際会議場)</li> <li>・広島県エイズ対策推進委員会 (広島国際会議場)</li> <li>・在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱケアマネマイスター事前打ち合わせ会</li> <li>・在宅支援薬剤師専門研修カリキュラム検討委員会</li> </ul>
23日 土	平成27年度広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師研修会(西部)
24日 日	平成27年度広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師研修会(東部) (県民文化センターふくやま)
26日 火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第88回中国地方社会保険医療協議会広島支部会 (中国四国厚生局)</li> <li>・検査センター委員会</li> </ul>

日付		行事内容
27日	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県薬剤師会認定実務実習指導薬剤師養成更新講習会</li> <li>・倫理委員会、認定基準薬局運営協議会、一般用医薬品委員会、がん検診サポート薬剤師養成委員会合同会議</li> </ul>
28日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第54回広島県学校保健研究協議大会（広島県民文化センター）</li> <li>・「ひろしま医療情報ネットワーク」運営WG（広島県医師会館）</li> </ul>
29日	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅訪問薬局に関する相談窓口の設置検討委員会</li> <li>・ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会（本通ドムス）</li> <li>・医療保険委員会（保険薬局部会）担当者会議</li> </ul>
30日	土	広島支部新年会 (szechwan restaurant 陳 広島店)
31日	日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度広島県在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ</li> <li>・平成27年度医療安全セミナー（広島国際会議場）</li> </ul>
2月1日	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報委員会（合同）</li> <li>・薬剤師会館建設に係る検討会</li> </ul>
2日	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第32回北方領土返還要求広島県民大会（広島県民文化センター）</li> <li>・業務分担3・及び広島県薬剤師研修協議会合同会議</li> </ul>
3日	水	平成27年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業に関する支部担当者会議
5日	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会（東京・日薬）</li> <li>・県薬「地対協WG」</li> </ul>
6日	土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県緩和ケア支援センター緩和ケアチーム従事者研修会</li> <li>・平成27年度広島県合同輸血療法研修会（KKRホテル広島）</li> </ul>
7日	日	平成27年度圏域地対協研修会（交流会16:45～） (福山ニューキャッスルホテル)
8日	月	財務打合会
9日	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度第2回年金委員・健康保険委員研修会（庄原市田園文化センター）</li> <li>・在宅訪問薬局相談窓口設置に係るレタープレス、ファブリックアーツとの打合せ</li> </ul>
10日	水	正・副会長会議（平成28年度薬務課事業について）

日付		行事内容
11日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8回安佐薬剤師会学術大会（安田女子大学）</li> <li>・平成27年度広島県在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ</li> <li>・日本薬剤師会生涯学習担当者全国会議（日本薬剤師会）</li> <li>・平成27年建国を祝う集い（広島国際会議場）</li> </ul>
12日	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度第2回年金委員・健康保険委員研修会（広島県健康福祉センター）</li> <li>・協会けんぽ来会</li> <li>・第808回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（支払基金広島支部）</li> <li>・「子育て応援団すこやか2016」第1回サポートゾーン調整会議（広島テレビ）</li> </ul>
13日・14日		日薬代議員中国ブロック会議（島根県薬剤師会）
14日	日	永田泰造先生の藍綬褒章受章を祝う会（帝国ホテル）
15日	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度自立支援型ケア研修「地域ケア会議と自立支援型マネジメント」（広島県健康福祉センター）</li> <li>・「モバイルDI室およびDI症例検討会事業」説明会</li> </ul>
16日	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度第2回年金委員・健康保険委員研修会（広島県民文化センター）</li> <li>・広島県地域保健医療推進機構来会</li> <li>・第46回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議（就実大学）</li> <li>・マスクット・キャラクター活用打合せ</li> <li>・ドーピング防止推進委員会</li> </ul>
17日	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本薬剤師会平成27年度学校薬剤師部会全国担当者会議（東京・日薬）</li> <li>・平成27年度第2回年金委員・健康保険委員研修会（ピューポートくれ）</li> <li>・公益社団法人定款及び諸規程検討委員会</li> </ul>
18日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度第2回年金委員・健康保険委員研修会（三次市民ホール（きりり））</li> <li>・常務理事会</li> <li>・日本薬剤師会地域医療・地域保健担当者全国会議（TKP赤坂駅カンファレンスセンター）</li> <li>・健康ひろしま21推進協議会（県庁・北館）</li> </ul>
19日	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復職支援研修会（まなびの館ローズコム）</li> <li>・広報委員会（広島県薬事衛生会館）</li> </ul>
20日	土	・広島国際大学薬学部卒後教育研修会（広島国際大学吳キャンパス）

## 行事予定（平成28年3月～5月）

- 3月1日(火) 選挙管理委員会
- 3月3日(木) 地域・職域薬剤師会長会
- 3月5日(土) 日本薬剤師会平成28年度調剤報酬改定等説明会(東京・航空会館)  
 // 第11回広島胃瘻と経腸栄養療法研究会(広島国際会議場)  
 // 医療関連感染セミナー 2016in中国(広島国際会議場)
- 3月6日(日) 薬剤師禁煙支援研修会
- 3月7日(月) 平成27年度第2回地域づくりによる介護予防推進支援研修会(広島県健康福祉センター)  
 // 県民が安心して暮らせる地域社会の構築に向けた四師会連絡協議会(仮称)準備会  
 (ANAクラウンプラザホテル広島)
- 3月8日(火) 中国四国厚生局との打合せ
- 3月10日(木) 全体理事会
- 3月11日(金) 第809回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
- 3月12日(土) 広島大学薬学部薬学科、広島大学大学院医歯薬保健学研究科、広島大学大学院医歯薬学総合研究科 卒業・修了記念パーティー(グランドプリンスホテル広島)
- 3月13日(日) } 日本薬剤師会第86回臨時総会(ホテルイースト21東京)
- 3月16日(水) 選挙管理委員会
- 3月17日(木) 常務理事会
- 3月18日(金) 広島県医療審議会保健医療計画部会(第5回)(広島県立総合体育館)  
 // 広島県医療審議会(広島県立総合体育館)
- 3月19日(土) 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関評議員会及び運営委員会合同会議  
 (サンピーチ・OKAYAMA)
- 3月20日(日) 平成28年度調剤報酬改定等説明会(西部)(フェニックスホール)
- 3月21日(月) 平成28年度調剤報酬改定等説明会(東部)(ふくやま芸術文化ホール)
- 3月22日(火) 平成27年度 ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会(広島県健康福祉センター)
- 3月25日(金) 広島県地域保健対策協議会 平成27年度第2回定例理事会(広島県医師会館)
- 3月27日(日) 選挙管理委員会  
 // 第47回広島県薬剤師会臨時総会
- 3月31日(木) 第1回 医療・介護連携推進専門委員会(広島県医師会(東区二葉の里))
- 4月10日(日) 広島大学霞管弦楽団2016 Spring Concert
- 4月17日(日) 日本薬剤師会薬局実務実習担当者全国会議(東京・日薬)
- 4月27日(水) 日本薬剤師会全国災害対策担当者会議(第3回)(東京・日薬)
- 4月29日(金) } ASTCアジアトライアスロン選手権2016(廿日市)
- 4月30日(土) } 5月1日(日) }



平成28年1月4日

一般社団法人広島県医師会会長様  
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様  
 一般社団法人広島県病院協会会長様  
 一般社団法人広島県医療法人協会会長様  
 広島県保険医協会会長様  
 公益社団法人広島県看護協会会長様  
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
 広島県病院薬剤師会会長様  
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様  
 広島県医薬品卸協同組合理事長様  
 広島県医薬品配置協議会会長様  
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長様  
 広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長  
 〒730-8511 広島市中区基町10-52  
 (医務課)  
 (薬務課)

## 子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策の徹底について（通知）

このことについて、平成27年12月18日付けで厚生労働省医政局総務課、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課及び厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当	医務課医務グループ
電話	082-513-3056 (ダイヤルイン) (担当者 工藤)
担当	薬務課薬事グループ
電話	082-513-3222 (ダイヤルイン) (担当者 細川)

別紙

事務連絡  
平成27年12月18日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課  
 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
 厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

## 子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策について

子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策については、昨年、「消費者安全法第31条第3項に基づく経過報告書「子どもによる医薬品誤飲事故」」（平成26年12月19日付け消費者安全調査委員会報告書）が公表されたことを受け、「子

どもによる医薬品誤飲事故の防止対策の徹底について（医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼）」（平成26年12月24日付け医政総発1224第3号、薬食総発1224第1号、薬食安発1224第2号厚生労働省医政局総務課長、医薬食品局総務課長、医薬食品局安全対策課長連名通知。以下「注意喚起通知」という。）により、保護者等への十分な注意喚起や情報提供の実施について、周知方をお願いしているところです。

今般、消費者安全調査委員会において、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書「子供による医薬品誤飲事故」」（平成27年12月18日付け）が取りまとめられ、同委員会委員長から厚生労働大臣に対し意見書（別添1参照）が提出されました。

意見書においては、子どもによる医薬品誤飲事故の防止のためには、1) 包装容器による対策についての取組、2) リスクが高い医薬品（向精神薬等）を中心に、子どもの誤飲について保護者に伝わるよう地方公共団体及び関係団体を通じた医療関係者に対する継続的な注意喚起の実施、3) 家庭での適切な管理を促し、事故発生時の相談機関に関する情報提供の徹底等の取組を広く継続的に行う旨を地方公共団体及び関係団体へ要請することが必要であると述べられております。

意見書の2) 及び3) については、昨年の注意喚起通知にて既に取組をお願いしているところですが、注意喚起等は継続性が重要であり、引き続きのご配慮願います。

なお、1) の包装容器面を含めた当該誤飲事故の防止対策については、現在、厚生労働科学研究費補助金「子供の医薬品誤飲防止のための包装容器評価に関する研究」において検討が行われており、今後その成果を踏まえ、改めて考え方を示す予定です。

また、別添2のとおり、日本製薬団体連合会、日本OTC医薬品協会及び日本包装技術協会宛てに事務連絡を送付していますので申し添えます。

#### (参考)

消費者安全調査委員会平成27年12月18日公表資料

消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書「子供による医薬品誤飲事故」

掲載先 URL:<http://www.caa.go.jp/csic/action/index5.html>

#### 別添1

消安委第82号  
平成27年12月18日

消費者庁長官 殿  
厚生労働大臣 殿

消費者安全調査委員会委員長

## 消費者安全法第33条の規定に基づく意見

消費者安全調査委員会は、子供による医薬品誤飲事故について行った、消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づく調査の結果を踏まえ、同法第33条の規定に基づき、消費者安全の確保の見地から、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

#### 記

子供による医薬品誤飲を防ぐためには、子供が開封しにくい包装容器の導入と、消費者へのリスク等の周知を通じて家庭での適切な管理を促すことが、より効果的であると考えられる。このため、厚生労働省及び消費者庁は以下の取組を行うべきである。

### 1. 厚生労働大臣への意見

#### (1) チャイルドレジスタンス包装容器の導入

厚生労働省は、子供による医薬品の誤飲防止のため、包装容器による対策について次の取組を行うこと。

①子供は開封しにくく、中高年には使用困難ではない包装容器の実現可能性を示した本調査結果も踏まえ、チャイ

ルドレジスタンス包装容器の標準化を始めとする導入策を検討すること。

②チャイルドレジスタンス包装容器の導入に際しては、調査委員会の調査結果や海外での事例を参考に、対象とする医薬品の範囲、チャイルドレジスタンス包装容器に対する消費者の理解醸成や補助具の利用促進といった補完策も含め、具体的な方策について、医療関係者、服用者、子供や高齢者の安全、製品安全などの専門的な知見を持った者をそれぞれ加えて十分に議論し進めていくこと。

#### (2) 医療関係者を通じたリスク等の周知

厚生労働省は、子供による医薬品の誤飲防止のため、子供が誤飲して、重い中毒症状を呈するリスクが高い医薬品を中心に、医薬品を処方及び調剤する医療関係者に対して、子供による誤飲について保護者に伝わるように、地方公共団体及び関係団体を通じて、継続的に注意喚起を行うこと。

#### (3) 地方公共団体や関係団体を通じたリスク等の周知

厚生労働省は、子供による医薬品の誤飲防止のため、次の取組を広く継続的に行うよう地方公共団体及び関係団体に求めること。

①子供による医薬品の誤飲事故の発生の可能性自体を認識していない保護者も少なくないことから、医薬品の誤飲のリスクについて、子供の年齢や発達段階によって変化する行動特性、子供による大人用医薬品の誤飲が多く発生し、入院に至るような重い中毒症状を呈すると考えられる向精神薬等の誤飲も発生していること等も踏まえ、できるだけ具体的なポイントを示しつつ、保護者に対して広く周知し、家庭での適切な管理を促すこと。

②子供による医薬品の誤飲に対する対処方法を知らない保護者が多いという実態に鑑み、保護者に対して、子供による医薬品の誤飲事故が発生した場合に的確な対処方法の相談や指示ができる機関に関する情報提供の徹底を図ること。

## 2. 消費者庁長官への意見

消費者庁は、子供による医薬品の誤飲防止のため、保護者等に対して、1.(3)を内容とする注意喚起を広く継続的に行うこと。

### 別添 2

事務連絡  
平成27年12月18日

(別記) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

## 子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策について

子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策については、「医薬品等の誤飲防止対策の徹底について」(平成25年1月4日薬食総発0104第4号、薬食安発0104第3号医薬食品局総務課長、医薬食品局安全対策課長連名通知)において、貴会へ取組の依頼を行っているところであります。医薬品の安全性の向上のため、様々な検討をいただいているところ存じます。

今般、消費者安全調査委員会において、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書「子供による医薬品誤飲事故」」(平成27年12月18日付け)が取りまとめられ、同委員会委員長から厚生労働大臣に対し意見書(別添1参照)が提出されました。

意見書においては、子どもによる医薬品誤飲事故の防止のためには、1) 包装容器による対策についての取組、2) リスクが高い医薬品(向精神薬等)を中心に、子どもの誤飲について保護者に伝わるよう地方公共団体及び関係団体を通じた医療関係者に対する継続的な注意喚起の実施、3) 家庭での適切な管理を促し、事故発生時の相談機関に関する情報提供の徹底等の取組を広く継続的に行う旨を地方公共団体及び関係団体へ要請することが必要であると述べられております。

現在、厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)「子供の医薬品誤飲防止のための包装容器評価に関する研究」において、包装容器面を含めた当該誤飲事故の防止対策に関する検討が行われており、今後その成果を踏まえ、改めて考え方を示す予定ですので、御了知ください。

また、別添2のとおり、各都道府県衛生主管部(局)等宛て事務連絡を送付しておりますので申し添えます。

## (参考)

消費者安全調査委員会平成27年12月18日公表資料

消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書「子供による医薬品誤飲事故」

掲載先 URL : <http://www.caa.go.jp/csic/action/index5.html>

## (別記)

日本製薬団体連合会

日本OTC医薬品協会

公益社団法人 日本包装技術協会

事務連絡

平成27年12月18日

(別記) 御中

厚生労働省医政局総務課

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

### 子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）等宛てに事務連絡を送付しましたので、ご了知いただくとともに、関係者への周知方のご配慮をよろしくお願いします。

## (別記)

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本歯科医師会

公益社団法人 日本薬剤師会

一般社団法人 日本病院薬剤師会

公益社団法人 日本看護協会

公益社団法人 日本助産師会

公益社団法人 日本小児科学会

一般社団法人 日本医療法人協会

公益社団法人 全日本病院協会

公益社団法人 全国自治体病院協議会

公益社団法人 日本精神科病院協会

一般社団法人 日本病院会

独立行政法人 国立病院機構

独立行政法人 労働者健康福祉機構

公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会

一般社団法人 全国公私病院連盟

社会福祉法人 恩賜財団済生会

日本赤十字社

国家公務員共済組合連合会

社会福祉法人 北海道社会事業協会

一般社団法人 地方公務員共済組合協議会

全国厚生農業協同組合連合会

健康保険組合連合会

独立行政法人 地域医療機能推進機構

宮内庁長官官房秘書課

法務省矯正局

文部科学省高等教育局医学教育課

防衛省人事教育局

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

国立研究開発法人 国立がん研究センター

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

公益財団法人 日本医療機能評価機構

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

(以上)

事務連絡

平成27年12月18日

(別記) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

## 子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）等宛てに事務連絡を送付しましたので、ご了知いただくとともに、関係者への周知方のご配慮をよろしくお願いします。

(別記)

一般社団法人 日本薬局協励会

一般社団法人 日本保険薬局協会

公益社団法人 全日本薬品登録販売者協会

一般社団法人 日本配置販売業協会

一般社団法人 日本置き薬協会

一般社団法人 全配協医薬品配置団体連合会

一般社団法人 全国配置薬協会

一般社団法人 日本医薬品登録販売者協会

日本チェーンドラッグストア協会

(以上)

事務連絡

平成27年12月18日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$  母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

## 子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策について

当該事故防止対策については、昨年、「消費者安全法第31条第3項に基づく経過報告書「子どもによる医薬品誤飲事故」」(平成26年12月19日付け消費者安全調査委員会報告書)が公表されたことを受け、「子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策の徹底について（医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼）」(平成26年12月24日付け医政総発1224第3号、薬食総発1224第1号、薬食安発1224第2号厚生労働省医政局総務課長、医薬食品局総務課長、医薬食品局安全対策課長連名通知)が発出されたことから、「子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策の徹底について」(平成26年12月24日付け雇児母発1224第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)により、当該事故防止対策につき、保健指導等の母子保健サービスにおいて、保護者等への情報提供に努めていただくようお願いしている

ところです。

今般、消費者安全調査委員会において、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書「子どもによる医薬品誤飲事故」(平成27年12月18日付け)が取りまとめられ、同委員会委員長から厚生労働大臣に対し意見書が提出されたことから、別添のとおり「子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策について」(平成27年12月18日付け厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課、医薬・生活衛生局安全対策課連名による事務連絡)がそれぞれ各都道府県等衛生主管部(局)及び関係団体等あてに発出されましたので、情報提供させていただきます。

また、当該事故防止には注意喚起等の継続性が重要なため、引き続き保健指導等の母子保健サービスにおいて、保護者等への情報提供に努めていただきますようお願いいたします。

平成28年1月4日

一般社団法人広島県医師会会長様  
一般社団法人広島県病院協会会長様  
公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
広島県病院薬剤師会会長様  
一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様  
広島県医薬品卸協同組合理事長様  
広島県製薬協会会長様  
広島県医薬品配置協議会会長様  
一般社団法人広島県配置医薬品連合会会长様  
広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
〔 薬務課 〕

## 医薬品の範囲に関する基準の一部改正について（通知）

このことについて、平成27年12月28日付け薬生発1228第4号により厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
(担当者 児玉)

### 別紙

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

薬生発1228第4号  
平成27年12月28日

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公 印 省 略)

## 医薬品の範囲に関する基準の一部改正について

人が経口的に服用する物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項第2号又は第3号に規定する医薬品に該当するか否かについては、「無承認無許可医薬品の指導

取締りについて」(昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知)により判断してきたところであるが、今般、同通知の一部を別紙のとおり改正したので、下記の改正の趣旨等を了知の上、貴管下関係業者に対する指導取締りにおいて留意願いたい。

## 記

### 1 改正の趣旨

都道府県から提出のあった個別成分本質(原材料)(※)について、同通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」(以下「基準」という。)の別添1「食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いについて」に基づき、専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)に該当するかどうか等の判断を行い、別添2「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」及び別添3「医薬品的効能効果を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に追加した。

※企業等が輸入又は製造して販売しようとする物に含有されている成分及びいわゆる健康食品の買上調査において検出された成分。

### 2 基準の改正要旨

(1) 以下の成分本質(原材料)について、基準の別添2「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に追加した。

○その他(化学物質等)

- ・N-アセチルシスティン
- ・hEGF

(2) 以下の成分本質(原材料)について、基準の別添3「医薬品的効能効果を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に追加した。

○植物由来物等

- ・レモン(葉)(乾燥物を茶として煎じる場合又は熱水抽出物の残渣に限る)
- ・ヒカゲキセワタ(根)

(3) 以下の成分本質(原材料)について、基準の別添3「医薬品的効能効果を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に掲載してきたが、当該リストの部位等に「葉」を追加した。

○植物由来物等

- ・ハトムギ

(4) N-アセチルシスティン及びhEGFについては、当該成分本質(原材料)を配合又は含有する製品の取扱いについては、平成28年12月28日までの間は、その成分本質(原材料)の分類のみをもって、直ちに医薬品に該当するとの判断を行わないこととした。

なお、基準は経口摂取するものについての判断であり、基準において専ら医薬品として使用される成分と判断されたものについては、直ちに化粧品基準(平成12年厚生省告示第331号)における医薬品の成分に該当するものではないが、化粧品に配合するにあたっては、製造販売業者の責任のもとに安全性を確認するとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第3項の化粧品の定義から逸脱しないよう十分留意して配合の可否を判断する必要がある。

平成28年2月9日

公益社団法人広島県薬剤師会会长様

廣島県健康福祉局長  
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52  
　　薬務課〕

## 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の 公布等について(通知)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成27年法律第

50号) が平成27年6月26日に、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年厚生労働省令第16号) が平成28年2月8日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)(以下「法」という。) 及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年厚生省令第14号)の一部が改正され、麻薬取扱者免許の有効期間が最長2年から3年に延長されるとともに、麻薬小売業者間の麻薬の譲渡しの許可について、①当該許可等に係る権限の厚生労働大臣(地方厚生局長)から都道府県知事への移譲、②有効期間の最長1年から3年への延長及び③共同申請者を追加する場合の軽微な変更届出制度の創設等が行われます。

なお、麻薬小売業者は、本来、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄すべきであり、この考え方は、今般の改正によって変わるものではないことから、在庫量の不足以上の譲渡を行う等の場合には、法第64条の2又は第66条に該当しうることに留意していただくとともに、貴会会員へ周知をお願いします。

#### 【添付資料】

- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)の概要(抜粋)、麻薬及び向精神薬取締法関係抜粋、新旧対照表抜粋
- ・麻薬及び向精神薬取締法施行規則改正省令、新旧対照表、官報
- ・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知
- ・厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知

担当 麻薬グループ  
電話 082-513-3221(ダイヤルイン)  
(担当者 森木、小松)

薬生発0208第2号  
平成28年2月8日

各都道府県知事殿  
各地方厚生(支)局長殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公印省略)

## 「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」 の一部改正について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成27年法律第50号)が平成27年6月26日に、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年厚生労働省令第16号)が平成28年2月8日に公布され、同年4月1日から施行されることとされたところです。

これに伴い、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年厚生省令第14号)の一部が改正され、麻薬小売業者間の麻薬の譲渡しの許可について①当該許可等に係る権限の厚生労働大臣(地方厚生局長)から都道府県知事への移譲、②有効期間の最長1年から3年への延長及び③共同申請者を追加する場合の軽易な変更届出制度の創設等が行われます。

については、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」(平成19年8月13日付け薬食発第0813001号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「通知」という。)を別添のとおり改正しましたので、御了知の上、貴管内関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願ひいたします。

なお、麻薬小売業者は、本来、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄すべきであり、この考え方は今般の改正によって変わるものではないことに十分留意してください。

また、本改正による改正後の通知に基づく取扱いについては、平成28年4月1日から適用します。

## 別添

薬食発第0813001号

平成19年8月13日

一部改正 平成28年2月8日薬生発0208 第2号

各都道府県知事 殿  
各地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省医薬食品局長

(公印省略)

**麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について**

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第106号。以下「改正省令」という。）を別添のとおり制定したので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

## 記

## 1 改正の趣旨

昨今、疼痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬が適かつ円滑に患者に対し提供される必要性が高まっている中、麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できないという問題に対応するため、麻薬が適かつ円滑に患者に対し提供されるよう、麻薬の在庫不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能としたこと。

なお、麻薬小売業者は、本来、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄すべきであり、この考え方は今般の改正省令の制定によって変わるものではないことに十分留意すること。

## 2 改正の概要

## (1) 麻薬小売業者間譲渡許可の申請について

① 2以上の麻薬小売業者は、以下に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬小売業者間譲渡許可（麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）第9条の2第2項の申請に係る麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第24条第12項第1号の許可をいう。以下同じ。）を申請することができること。

- ・いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること
  - ・いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること
- なお、麻薬小売業者間譲渡許可後、在庫量の不足以上の譲渡を行う等、上記に反する譲渡を行った場合には、法第64条の2又は法第66条に該当しうることに留意すること。

② すべての麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にある場合であっても、「1 改正の趣旨」にかんがみ、当該麻薬小売業者間における麻薬の譲渡・譲受が、患者に対する適かつ円滑な麻薬の提供に資するものではないことが明らかな場合には、申請者となることが不適切な場合があることに留意すること。

③ 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可を申請する場合、以下に掲げる事項を記載した申請書をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならないこと。

- ・申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ・麻薬業務所の名称及び所在地
- ・期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間
- ・いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨

## (2) 麻薬小売業者間譲渡許可の許可手続について

① 都道府県知事は、麻薬小売業者間譲渡許可をしたときは、(1)③に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付すること。

② 都道府県知事は、麻薬小売業者間譲渡許可をするときは、当該許可を受けた麻薬小売業者（以下「許可業者」という。）に対する行政監視の実効性を担保する観点から、法第59条の6の規定に基づき、麻薬の乱用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要最小限度の条件を付すこととすること。

## (3) 麻薬小売業者間譲渡許可の内容について

ある許可業者が、他の許可業者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合に

限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡すことが許可の内容であること。なお、麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内においては、譲渡の回数に制限はないこと。

(4) 許可業者の留意事項について

- ① 許可業者は、(2) ①の麻薬小売業者間譲渡許可書を、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた日から5年間保存すること。
- ② 許可業者は、法第59条の6の規定に基づき付された(2) ②の条件を遵守すること。
- ③ 許可業者は、他の許可業者に麻薬の譲渡を行う場合には、法第30条第4項の規定により、証紙による封が施されているか否かを問わず、譲渡を行うことができることに留意すること。
- ④ 許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名、数量等についても、法第38条の規定による麻薬帳簿への記載を行わなければならないことに留意すること。
- ⑤ 許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名及び数量についても、法第47条第2号の「譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量」として、毎年11月30日までに都道府県知事に届け出なければならないことに留意すること。

(5) 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間について

麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の12月31日か、又は期間を限定して許可をした場合には当該期間の最後の日の、いずれか早い日までとすること。

(6) 麻薬小売業者間譲渡許可の失効について

麻薬小売業者間譲渡許可は、(5) の有効期間が満了したときに失効することとする。

(7) 麻薬小売業者間譲渡許可の変更等について

- ① 許可業者は、(5) の有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき、許可業者のいずれかが他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は許可業者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならないこと。

許可業者が麻薬小売業者の免許を有効期間満了後に継続して取得し、引き続き有効な免許を有する場合には本届出は不要であるが、麻薬小売業者の許可の更新を受けず麻薬の譲渡・譲受を行った場合には、当然当該業者に係る麻薬小売業者間譲渡許可は無効であり、法第64条の2又は法第66条に該当するおそれがあることに留意すること。

- ② 許可業者は、(5) の有効期間内に当該許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、(1) ①に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、当該許可業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができること。また、本届出を行う場合には、当該許可業者と当該許可業者以外の麻薬小売業者は、(1) ③に掲げる事項を記載した届書をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならないこと。

- ③ 都道府県知事は、①及び②の届出があったときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付すること。

(8) 麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付について

許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、速やかに、その事由を記載し、都道府県知事に麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請しなければならないこと。なお、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損したときは、当該許可書を添えて申請しなければならないこと。

(9) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納について

許可業者は、以下に掲げる事由に該当することとなったときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を速やかに都道府県知事に返還しなければならないこと。

- ・全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき（1を除く業者が全て麻薬小売業者免許を失った場合を含む。）
- ・全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき。
- ・(8) の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき（なお、この場合においては、発見した許可書を返納することとする）。

(10) 許可業者に対する監視について

- ① 地方厚生（支）局及びその管轄区域内の都道府県は、許可業者に対する行政監視の実効性を高める観点から、必要に応じ、情報共有を図るよう努められたいこと。
- ② 許可業者に対して立入検査を実施する際には、麻薬、麻薬の保管設備、麻薬帳簿、譲渡証、免許証及び麻薬処方せんに加え、(2) ①の麻薬小売業者間譲渡許可書等を併せて検査し、許可業者間における麻薬の譲渡・譲受が適法かつ適正なものであったか監視されたいこと。

### 3 既存の通知の改正

「麻薬取扱者等の指導、監督について」（平成12年1月7日付け医薬発第17号医薬安全局長通知）の別添「麻薬等取

扱施設に対する立入検査実施要領」の「3. 麻薬小売業者に対する立入検査点検項目」中「1. 免許」の次に次のように加える。

- 1 の 2 . 麻薬小売業者間譲渡許可
- 1 の 2 - 1 麻薬小売業者間譲渡許可書を所持しているか。
- 1 の 2 - 2 麻薬小売業者間譲渡許可書を受けた者と、麻薬小売業者の免許を受けた者は一致しているか。
- 1 の 2 - 3 麻薬小売業者間譲渡許可は失効していないか。
- 1 の 2 - 4 譲渡・譲受があった場合、麻薬小売業者間譲渡許可書に記載の条件を満たしたものであるか。
- 1 の 2 - 5 譲渡・譲受があった場合、帳簿に適正な記録がなされているか。
- 1 の 2 - 6 譲受があった場合、不足していた麻薬の在庫を譲受後に確保しているか。(指導事項)
- 1 の 2 - 7 複数回の譲渡・譲受があった場合、一方的に譲り渡すだけの者、又は譲り受けるだけの者になってはいないか。(指導事項)

#### 4 施行日

平成19年9月1日から施行すること。

薬生監麻発0208第1号  
平成28年2月8日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿  
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
(公) 印 省 略)

## 「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」 の一部改正について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成27年法律第50号)が平成27年6月26日に、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年厚生労働省令第16号)が平成28年2月8日に公布され、同年4月1日から施行されることとされたところです。

これに伴い、麻薬小売業者間譲渡許可（麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）第9条の2第2項の申請に係る麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第24条第12項第1号の許可をいう。）制度の運用に当たっての留意事項について示した「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」(平成19年8月13日付け薬食監麻発第0813005号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「通知」という。)を別添のとおり改正しましたので、御了知の上、貴管内関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願ひいたします。

なお、本改正による改正後の通知に基づく取扱いについては、平成28年4月1日から適用します。

#### 別添

薬食監麻発第0813005号  
平成19年8月13日  
一部改正：平成23年7月1日薬食監麻発0701第4号  
一部改正：平成28年2月8日薬生監麻発0208第1号

各都道府県衛生主管部（局）長 殿  
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

## 「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第106号。以下「改正省令」という。）を制定するとともに、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（平成19

年8月13日付け薬食発第0813001号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「局長通知」という。)を通知したところである。麻薬小売業者間譲渡許可(改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年厚生省令第14号。以下「規則」という。)第9条の2第2項の申請に係る麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号。以下「法」という。)第24条第12項第1号の許可をいう。以下同じ。)に係る手続の運用に当たっては、下記事項に留意されるよう、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

## 記

### 1 麻薬小売業者間譲渡許可の申請について

- (1) 局長通知「2 改正の概要」の(1)の②中「申請者となることが不適切な場合」に該当するか否かについては、麻薬小売業者の数、各麻薬小売業者の麻薬業務所間を移動する際に要する時間等を考慮して判断すること。また、都道府県は、必要に応じて、当該判断に必要な資料を提示又は提出させること。なお、不適切な場合に該当するか否かの判断に基準を設ける場合には、麻薬小売業者間における麻薬の譲渡・譲受が、患者に対する適かつ円滑な麻薬の提供に資するものとする趣旨に鑑み、例えば、共同して申請するすべての麻薬小売業者が同一市区町村内である場合については、当該申請は原則認めることとし、それ以外の場合についても、各地域の実情に応じ、麻薬小売業者の数、各麻薬小売業者の麻薬業務所間を移動する際に要する時間等を踏まえ、合理的と判断される場合には認めることとすること。
- (2) 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の申請書(規則別記第10号の2様式。以下「許可申請書」という。)の記載に当たっては、以下に掲げる点に留意すること。
  - ① 以下に掲げる事項については、麻薬小売業者の免許ごとに記載すること。なお、同一人が、申請者たる複数の麻薬小売業者の免許を有する場合、ア)の事項については、同一の内容を記載して差し支えないこと。
    - ア) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
    - イ) 麻薬業務所の名称及び所在地
  - ② すべての申請者が押印すること。
  - ③ 4以上の麻薬小売業者が共同して申請を行う場合、各麻薬小売業者に係る記載事項を記載する欄が不足するため、別紙(別紙様式1)を設けて記載事項を記載すること。なお、2の麻薬小売業者が共同して申請を行う場合であっても、1の麻薬小売業者が許可申請書を使用する場合には、他の業者が別紙(別紙様式1)を使用することは差し支えないこと。
  - ④ 期間を限定して許可を受けようとする場合、許可申請書の備考欄にその期間を記載すること。
- (3) 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の申請に当たっては、許可申請書の正本を1部、許可申請書の副本を申請者の数と同じ部数、当該麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県に提出すること。

### 2 麻薬小売業者間譲渡許可の許可手続について

- (1) 規則第9条の2第3項の麻薬小売業者間譲渡許可書は、別紙様式2に必要事項を記載の上、許可申請書の副本を添付したものとすること。
- (2) 麻薬小売業者間譲渡許可をしたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を申請者の数と同じ部数、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者(以下「許可業者」という。)に交付すること。
- (3) 局長通知「2 改正の概要」の(2)の②中「必要最小限度の条件」については、以下に掲げる例を参考とすること。
  - ① 麻薬小売業者は、本許可に基づき他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し及び譲受人が作成した譲受確認書(別紙様式3)の交付を受けた後、又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に、自らが作成した譲渡確認書(別紙様式4)を麻薬の譲受人に交付すること。
  - ② ①により交付を受けた麻薬処方せんの写し及び譲受確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から2年間保存すること。
  - ③ 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないこと。ただし、本許可書を返納した場合はこの限りではないこと。
- (4) 麻薬小売業者間譲渡許可をした後、求めがあったときは、速やかに、麻薬小売業者間譲渡許可書の写し等により、許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生(支)局麻薬取締部に対して情報提供を行っていただきたいこと。また、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、速やかに当該保健所設置市等に対して情報提供を行っていただきたいこと。

### 3 許可業者の留意事項について

- (1) 許可業者は、他の許可業者との間で麻薬の譲渡・譲受を行う場合、法第59条の6に基づき付された条件を遵守するほか、以下に掲げる点に留意すること。

- ① 麻薬の交付を行う場所は、事故の未然防止の観点から、適切と考えられる場所とすること。
  - ② 麻薬の運搬については、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行うこととし、配達業者や麻薬卸売業者等が行うことのないようにすること。
  - ③ 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方が立ち会い、品名・数量、破損等の有無を直接確認すること。
  - ④ 麻薬の交付時までに破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出すること。
- (2) 許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(4)の④の麻薬帳簿への記載を行う際には、麻薬帳簿の備考欄に譲渡・譲受の相手方の名称を併せて記載すること。
- (3) 許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(4)の⑤の届出を行う際には、品名ごとに、許可業者間における譲渡・譲受に係る数量の合計を算出し、合計欄に内数として括弧書きで併記すること。
- (4) 譲渡側の許可業者は、譲受側の許可業者が受領した麻薬処方せんに基づく予製行為を行うことはできることに留意すること。

#### 4 麻薬小売業者間譲渡許可の変更届及び追加届について

- (1) 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の変更届書（規則別記第10号の3様式。以下「変更届書」という。）の記載に当たっては、以下に掲げる点に留意すること。
  - ① すべての許可業者が押印すること。
  - ② 許可業者が3以上あるため、各許可業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙（別紙様式5）を設けて記載事項を記載すること。なお、許可業者が2の場合であっても、1の許可業者が変更届書を使用する場合には、他の許可業者が別紙（別紙様式5）を使用することは差し支えないこと。
- (2) 許可業者は、変更届書の提出に当たっては、変更届書の正本を1部、変更届書の副本を許可業者の数と同じ部数、当該許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県に提出すること。
- (3) 許可業者は、当該麻薬小売業者間譲渡許可に新たに麻薬小売業者を加える場合の追加届書（規則別記第10号の4様式。以下「追加届書」という。）の記載に当たっては、以下に掲げる事項に留意すること。
  - ① すべての許可業者及び追加する麻薬小売業者が押印すること。
  - ② 許可業者及び追加する麻薬小売業者が4以上あるため、各許可業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙（別紙様式5）を設けて記載事項を記載すること。なお、追加する麻薬小売業者が追加届書を使用する場合には、許可業者が別紙（別紙様式5）を使用することは差し支えないこと。
- (4) 許可業者及び追加する麻薬小売業者は、追加届書の提出に当たっては、追加届書の正本を1部、追加届書の副本を許可業者及び追加する麻薬小売業者の数と同じ部数、当該許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県に提出すること。
- (5) 規則第9条の2第9項の麻薬小売業者間譲渡許可書の書換えは、変更届書又は追加届書に添付された麻薬小売業者間譲渡許可書に変更事項を裏書きの上、変更届書又は追加届書の副本を添付することをいうこと。
- (6) 変更届書を受理したときは、書換え後の許可書を、変更を届け出た許可業者の数と同じ部数、当該許可業者に交付すること。追加届書を受理したときは、書換え後の許可書を新たに加えられた麻薬小売業者の数複数の上、追加を届け出た業者の数と同じ部数、当該業者に交付すること。
- (7) 麻薬小売業者間譲渡許可書を書き換えて交付した後、求めがあったときは、速やかに、変更届書の写し等により、変更を届け出た許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部に対して情報提供を行っていただきたいこと。また、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、速やかに当該保健所設置市等に対して情報提供を行っていただきたいこと。

#### 5 麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付について

許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(8)の麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付申請を行う際には、麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書（別紙様式6）によること。

#### 6 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納について

- (1) 許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(9)の麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を行う際には、麻薬小売業者間譲渡許可書返納届（別紙様式7。以下「返納届」という。）を提出すること。なお、許可業者が3を超えるため、各許可業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙（別紙様式5）を設けて記載事項を記載すること。なお、許可業者が2の場合であっても、1の許可業者が返納届を使用する場合には、別紙（別紙様式5）を使用することは差し支えないこと。

(2) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を受けた都道府県は、当該許可書の表面に、許可が無効である旨及び返納を受けた年月日を記載するとともに、当該許可書を返納した許可業者に交付すること。

(3) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を受けた後、求めがあったときは、速やかに、麻薬小売業者間譲渡許可書返納届の写し等により、当該許可書を返納した許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部に対して情報提供を行っていただきたいこと。また、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、速やかに当該保健所設置市等に対して情報提供を行っていただきたいこと。

## 7 許可申請書、変更届書及び返納届の記載等にかかる留意点について

麻薬小売業者又は許可業者（以下「業者」という。）は、許可申請書、変更届書又は返納届（以下「許可申請書等」という。）を提出するにあたり、以下に掲げる方法によつても差し支えないこと。

- ① 許可申請書等及び各別紙（許可申請書の別紙については別紙様式1、変更届書及び返納届の別紙については別紙様式5）に記載する業者数については、記載できる最大数を記載する必要はなく、一葉に1の業者のみの記載でも差し支えないこと。
- ② ①の場合、空欄となる記載事項欄には、斜線をひくこと。
- ③ 各業者が記載した許可申請書等及び各別紙については、麻薬小売業者間譲渡許可を申請等する業者のうち、任意の業者がとりまとめ、代表して都道府県に提出すること。

## 8 その他

麻薬小売業者間譲渡許可制度に係る監視において、例えば、本許可に基づく譲渡・譲受を行った麻薬製剤について、現在処方されている患者以外に同製剤の交付を求める患者がいる見込みがない場合などについては、不足していた麻薬の確保に関し、「麻薬取扱者等の指導、監督について」（平成12年1月7日付け医薬発第17号医薬安全局長通知）の別添「麻薬等取扱施設に対する立入検査実施要領」の「3. 麻薬小売業者に対する立入検査点検項目1の2. 麻薬小売業者間譲渡許可」中「1の2-6譲受があった場合、不足していた麻薬の在庫を譲受後に確保しているか。（指導事項）」及び「1の2-7複数回の譲渡・譲受があった場合、一方的に譲り渡すだけの者、又は譲り受けるだけの者になってはいないか。（指導事項）」に係る指導は要さないものとして差し支えないこと。

### 麻向法関係抜粋

平成27年6月  
内閣府地方分権改革推進室  
平成27年6月19日成立  
平成27年6月26日公布

**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための  
関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法）の概要**

**第5次地方分権一括法**

平成26年から新たに導入した「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成26年的地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行うもの。[19法律を一括改正]

**参考**

- ・第1次地方分権一括法（H23.4成立）—義務付け・枠付けの見直し
- ・第2次地方分権一括法（H23.8成立）—都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第3次地方分権一括法（H25.6成立）—都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第4次地方分権一括法（H26.5成立）—国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

**地方分権改革に関する提案募集方式**  
これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より、委員会勧告方式に替えて「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとしている。

**主な改正内容**

**I 地方公共団体への事務・権限の移譲等**

<b>A 国から地方公共団体</b>	<b>B 都道府県から指定都市等</b>
・農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲等	・指定都市立特別支援学校の設置等に係る都道府県の認可
・医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可	・火薬類の製造許可等

**II 義務付け・枠付けの見直し等**

- ・建築審査会委員の任期の条例委任
- ・農林業等活性化基盤整備計画を定める際の市町村から都道府県に対する同意協議に係る同意の一部廃止
- ・保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

**施行期日**

- ① 直ちに施行できるもの → **公布の日**
- ② 地方公共団体において条例制定や体制整備が必要なもの → **平成28年4月1日** 等

<b>改正法律一覧 (19法律※)</b>	
※「麻薬及び向精神薬取締法」は、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等と義務付け・枠付けの見直しに重複	
<b>I 地方公共団体への事務・権限の移譲等(12法律)</b>	
<b>A 国から地方公共団体</b>	<b>B 都道府県から指定都市等</b>
<p>〔麻薬及び向精神薬取締法〕※ ○麻薬小売業者間の麻薬の譲渡に係る許可を都道府県に移譲</p> <p>〔農地法〕 〔農業振興地域の整備に関する法律〕 〔3頁参照〕</p> <p>〔中小企業新事業活動促進法〕 ○特定新規中小企業者に投資が行われたことの確認を都道府県に移譲</p> <p>〔中小企業経営承継円滑化法〕 〔租税特別措置法〕 ○事業承継の支援措置に係る認定等を都道府県に移譲</p> <p>〔特定特殊自動車排出ガス規制法〕 ○使用者に対する技術基準適合命令等を都道府県に移譲</p>	<p>〔学校教育法〕 ○指定都市立特別支援学校の設置等認可を指定都市に移譲</p> <p>〔毒物及び劇物取締法〕 ○特定毒物研究者の許可等を指定都市に移譲</p> <p>〔医薬品医療機器法〕 ○高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可を保健所設置市・特別区に移譲</p> <p>〔火薬類取締法〕 ○火薬類の製造許可等を指定都市に移譲</p> <p>〔高圧ガス保安法〕 ○高圧ガスの製造許可等を指定都市に移譲</p>
2	
<b>II 義務付け・枠付けの見直し等(8法律)</b>	
<p>〔精神保健福祉法〕 ○精神医療審査会委員の任期を、3年を上限に条例で規定可能に</p> <p>〔麻薬及び向精神薬取締法〕※ ○麻薬取扱者免許の有効期間を最長2年から3年に延長</p> <p>〔認定こども園法〕 ○保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止</p> <p>〔特定農山村法〕 ○基盤整備計画に係る知事同意協議(一部)の協議への見直し</p> <p>〔採石法〕 〔砂利採取法〕 ○事業者の登録拒否等の要件等に暴力団員等を追加</p> <p>〔建築基準法〕 ○市町村の建築主事の設置に係る知事同意協議の協議への見直し</p> <p>○建築審査会委員の任期の条例委任</p> <p>〔都市計画法〕 ○区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議の対象範囲の見直し</p>	

～省略～

<b>改正内容②</b>											
<b>I - A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等(農地転用許可に係る権限移譲等以外)</b>											
<p>医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可(麻薬及び向精神薬取締法)</p> <p>医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可を国(地方厚生局)から都道府県に移譲し、地域医療を担う都道府県において、薬局の麻薬小売業者免許と譲渡許可をワンストップで取り扱うことにより、譲渡許可の取得が促進され、医療用麻薬を活用したがん患者に対する在宅緩和ケア体制が充実する。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>権限</th> <th>国</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麻薬小売業者の免許</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可</td> <td>○ →</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			権限	国	都道府県	麻薬小売業者の免許		○	医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可	○ →	
権限	国	都道府県									
麻薬小売業者の免許		○									
医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可	○ →										

～省略～

<b>改正内容⑤</b>	
<b>II 義務付け・枠付けの見直し等</b>	
<b>麻薬取扱者免許の有効期間を最長2年から3年に延長 (麻薬及び向精神薬取締法)</b>	<p>今回の見直し</p> <p>免許の有効期間について、 免許の日の属する年の翌年の年末まで(最長2年)</p> <p>↓</p> <p>免許の日の属する年の翌々年の年末まで(最長3年)</p>
麻薬取扱者免許の有効期間を最長2年から3年に延長することにより、地方公共団体の事務処理を効率化し、麻薬取扱施設への立入検査の強化につなげるなど、指導監督体制の充実・強化に資する。	

平成28年2月10日

一般社団法人広島県医師会会長様  
 一般社団法人広島県病院協会会長様  
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様  
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
 広島県病院薬剤師会会長様  
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様  
 広島県医薬品卸協同組合理事長様  
 広島県製薬協会会長様  
 広島県医薬品配置協議会会長様  
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長様  
 広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長  
 〒730-8511 広島市中区基町10-52  
 薬務課

## 要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について及び 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について（通知）

このことについて、平成28年2月1日付け薬生安発1019第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長から別紙1のとおり、同日付け薬生監麻発0201第1号により同局監視指導・麻薬対策課長から別紙2のとおり通知がありました。については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 製薬振興グループ、薬事グループ  
 電話 無線7-99-3223  
 (担当者 町、細川)

### 別紙1

薬生安発0201第1号  
 平成28年2月1日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長  
 (公 印 省 略)

## 要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第5項第3号の規定に基づく要指導医薬品である下記1.の医薬品について、今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第7条の2に定める期間を経過したため、要指導医薬品から一般用医薬品（第一類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第19号。以下「改正告示」という。）が平成28年2月1日に告示されました。

医薬品の分類が要指導医薬品から第一類医薬品に変更になった医薬品については、区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願いします。

### 記

#### 1. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行した医薬品

有効成分	第一類医薬品となった日
セチリジン	平成28年2月1日

## 2. 改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成26年厚生労働省告示第255号）第1号中から次のものを削除した。

- セチリジン

### 別紙2

薬生監麻発0201第1号  
平成28年2月1日

各 都道府県  
保健所設置市  
特 別 区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課長  
(公 印 省 略)

## 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第18号。以下「経過措置告示」という。）が平成28年2月1日に公布され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されなければならない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第209条の2、第209条の3及び第210条第6号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要が生じた下記1に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととしました。

具体的には、下記1に示す適用日から1年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記2のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

### 記

#### 1 分区等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
セチリジン	平成28年2月1日

詳細は、別添を参考とすること。

#### 2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 分区等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。  
なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。
- ウ 旧表示医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- エ 分区等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等の方法を採ること。

### 別添

#### 区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
セチリジン	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について (平成28年2月1日薬生安発0201第1号)

# 地域薬剤師会だより

廿日市薬剤師会／福山市薬剤師会



## <廿日市薬剤師会>

### 薬局で検体測定室を実施しました

渡邊 理恵子

平成26年度から厚生労働省指導のもと「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業」が全国で実施されています。検体測定事業とは、国民の健康意識の醸成や医療機関受診の動議付けを高める観点から、受検者自ら検体を採取し、測定結果について受検者が判断することで健康管理の一助になるように支援することを目的とする事業です。

平成24年4月広島大学薬学部臨床薬物治療学研究室に行き、森川則文教授のもとご指導いただきました。その後研修会を重ねて、廿日市あいプラザ祭、大野けんこう祭りで実施してきました。

このたび廿日市市薬剤師会で「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業」の一環として、当薬局で検体測定室を実施することになりました。

実施にあたりご近所の方に周知していただくため、町内会長さんに趣旨を説明しアドバイスを受け、100枚程度回覧させていただきました。

薬局内ではほかの患者さんに迷惑にならない期日、曜日、時間を設定、届け出、アンケート用紙、穿刺器具、測定試薬ディスク及び測定器を準備しました。



測定項目は、HbA1c、血糖、総コレステロール、中性脂肪、LDL、HDL。

さて初日、来客していただけるかどうか、心配でしたが、思いのほか1日10名前後来局。アンケート、同意書に記入いただき、ご自分で穿刺していただき測定させていただきました。

回覧に「指先から少量の血を採取」と書いていましたが、知らなくてびっくりされる方、体脂肪計で測ると勘違いされている方、友人同士で来局され数値をみて一喜一憂される方々。若い方は聞いたことがある、やってみたい、健康が気になっている、食生活を見直してみたい等話されていました。高齢の方は健康志向の方、毎日歩いていている、泳いでいる、散歩の途中によってみた等。近所の方々とお話しする良いきっかけとなりました。

これからも薬局は地域の支援拠点として、より一層健康支援機能を充実・発揮して、住民の疾病予防、早期発見に役立つ、生活をサポートするパートナーとなる「かかりつけ薬局・薬剤師」として地域住民が、自ら行う健康の維持増進を支援していくことが必要だと思っています。

## <福山市薬剤師会>

### 適正配置条例

村上 信行



医療機関番号「15-4, 001, 4」

これは、過去、広島県保険課が保険指定審査を行い、郡市単位、医療機関種別で番号を付した「医療機関コード」であり、意味するところは、福山市(15)の保険薬局(4)、第一号(001)の指定であることです。この度、その薬局さんから写真の資料提供を受けました。

よく「先達の功績、苦労、努力」などを口にすることがありますが、実態としての、これら「生」な資料に接することは少なく、ワープロもコピー機もプリンターもない時代の丁寧な記録が保存されていることに感謝です。記録者の「藤井桂一」先生は当時の薬剤師関連組織の要職にあったことが伺える内容多々で、県薬常務理事会等の記録では、現在活躍されている方々の親御さんらしき名が散見されます。当時の年号で一番古いのが昭和35年の資料であり「広島県薬業商工組合」設立に関する物でした。今後、地域薬剤師会便りとして複数回分けて、様々な歴史の一端を、お知らせできたらと思います。

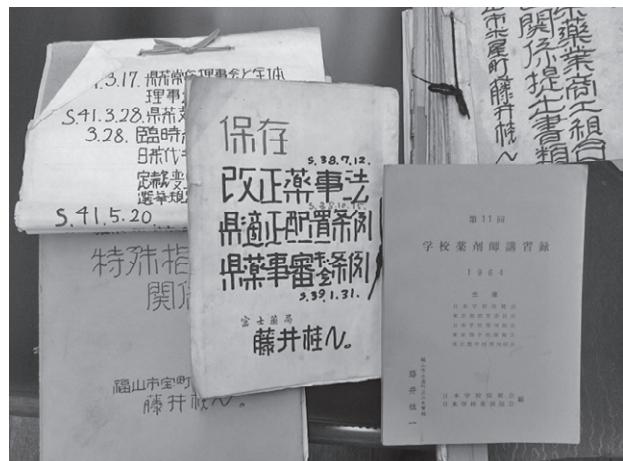
今回は薬局の適正配置に関して、この度の薬局の構造においての規制緩和対応に通ずるものがあったのでピックアップしてみました。昭和38年7月に薬事法が改正され、骨子として薬局が「市街地に集中することの規制により無薬局地区の解消」に資する大前提があったようです。私自身この適正配置は薬局の「距離制限」としての、職能団体「護送船団方式」施策と捉えていたところで、目からウロコでした。従来から医療機関全般に過当競争による質の低下を懸念しての同様な規制はあったが、薬事法において、都道府県条例としての制定まで踏み込んだのはこの38年改訂であり、その撤廃は福山市域からの訴訟で、最高裁判決時(昭和50年)には福山市に在住し

ていませんでしたので印象深い判決でした。

この資料を拝見し「県適正配置条例」を読み、今回の「保険薬局敷地」の規制緩和において、その要件を「地方厚生局に委ねる」事の類似性に一抹の不安を覚えています。適正配置は薬事法において、実施要件は「都道府県条例」で定めること、とあったために地方、地方で千差万別の条例が生まれ、その不整合が「撤廃論」の後押しをしたようです。ひとつはその距離が「市街地」「住宅地」「山間部」などの分類で「100m」「200m」「300m」「500m」などの距離が生まれ、その距離も「直線」か「歩行ルート」等、他県にまたがる開設者への対応で齟齬が生じていました。最高裁事案の直接訴因は、薬事法改正前（駆け込み申請？）6月に受理された申請が、7月施行の新たな条例に照らして不許可となった点で、申請時の法に照らすべき論で争われたようです。

真意は測れませんが、この争いの中で「薬剤師会」として「無薬局地区」への原理原則をどれだけ担保できたのでしょうか。この点が理解されない争いであったなら「排他的利益確保」闘争と取られ勝ち目はなかったでしょうし、事実、職業選択の自由の憲法論での敗訴でした。この度の保険薬局構造設備における規制緩和はある意味逆の原理原則で歩行困難等の「患者の利便性」という利益確保での緩和ですから、公道を介することにより、「医薬分業の原点」である「薬局の選択の自由性の確保」「適切な薬物療法の提供」を多くの患者さんから奪うことの

無い様な要件が中国四国厚生局を始めすべての地方厚生局において定められるよう見守らなければなりません。事実適正配置条例に「卸売業」が規定されてなかった為、卸として許可を取った後、一般販売業を取得する荒技も行われた形跡があります。当時の藤井先生の記録には広島県薬事審議会委員としての立場に、ダイエー「中内功」氏からの主意書があったり、距離制限での規制が叶わない時には「建築基準法」「消防法」をも駆使しての薬剤師審議委員としての意見陳述がみられました。昭和60年の第一次広島県保健医療計画に医薬分業、基幹薬局と同様に「無薬局地区」への対応が記載されたことは、行政、薬剤師会双方にこの適正配置概念が残っていたからだったのでしょうか。

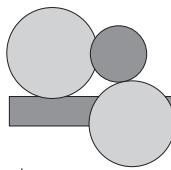


## 薬剤師国家試験問題 (平成27年2月27日～3月1日実施)

問 179 減菌に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1 最終減菌法を通用できる医薬品には、通例、 $10^{-4}$ 以下の無菌性保証水準が得られる条件で減菌が行われる。
- 2 通常、医薬品の分解における活性化エネルギーは、減菌の活性化エネルギーに比べて大きい。
- 3 加熱滅菌における微生物の死滅は、見かけ上2次速度過程となる。
- 4 発熱性物質（パイロジエン）は、250°C、30分以上の乾熱滅菌で破壊される。
- 5 医療器具や衛生材料の滅菌には、酸化エチレンガスが広く用いられる。

正答は 89 ページ



## 諸団体だより

### 広島県青年薬剤師会



会長 秋本 伸

12月、1月の知っピン月イチ勉強会は、がん性疼痛に対する薬物治療についてシリーズで行いました。

現在、年間約35万人ががんで亡くなり、生涯のうちに約2人に1人はがんに罹ると言われています。また、進行がん患者の多くは痛みを伴いますが、その疼痛治療の中心は薬物治療です。中でも、中心的な役割を果たすのが医療用麻薬です。

12月10日(木)に、「がん性疼痛の薬物治療～医療用麻薬の考え方・使い方～」と題して、私が医療用麻薬の基本と実際の使い方についてお話しさせていただきました。



そして、翌月1月13日(水)には、すずらん薬局の松谷優司さんに、「みなさんで実際のオピオイド

処方を考えてみましょう」と題して、麻薬処方が来たときの対応や処方解析についてグループディスカッション形式で行っていただきました。

12月の勉強会資料を参考としながら、がん患者に対するオピオイドの導入や、嘔気や便秘などの副作用対策、NSAIDsや鎮痛補助薬の使い方などについて、基本から応用まで幅広く学べるよう複数の模擬症例を提示しディスカッションしていただきました。

伝えたいことがたくさんありすぎて、かなり多くの内容を詰め込んでしまいましたが、麻薬の基礎を学び、症例について薬剤師同士でディスカッションすることで、麻薬処方に対する新たな知識の習得や整理となったのではないかと思います。

3月の知っピン月イチ勉強会は、呉医療センター・中国がんセンターの章勇気さんに呼吸器関連のお話しをお願いしています。是非、ご参加ください。

イベントとしては、12月21日(土)に、毎年恒例の忘年会を開催しました。今回は中区にあるカフェ・スペースを会場とし、年末の寒い日にもかかわらず36名と多くの方に参加していただきました。遠方から参加していただいた方も多くいらっしゃいましたが、二次会へもたくさんの方が参加してくださいました。普段は関わることのない薬剤師や久しぶりに再会した薬剤師、日頃からよく会う薬剤師など、それぞれ親睦を深めることができたのではないかと思います。



広島県青年薬剤師会の勉強会やイベントは、どなたでも参加していただけます。

また、おトクな勉強会クーポンや会報などが手に入る会員も随時募集していますし、昨年新設した学生会員も募集しています。

詳しくは、勉強会やイベントの際に理事におたずねいただくか、Facebook分室等へご連絡ください。

#### ○広島県青年薬剤師会知っピン月イチ勉強会

日 時：3月9日(水) 19:30～

会 場：広島県薬剤師会館 2階研修室

テマ：未定

講 師：呉医療センター・中国がんセンター

章 勇気さん

参加費：青葉会員 500円(クーポン利用可)

非会員 1,000円

※学生会員無料(社会人入学は除く)

### 広島県女性薬剤師会



会長 松村 智子

1月23日(土)19時からエソール広島の研修室において第30回研修会を開催しました。当日の天気予報では大寒波がくるとのことでしたのでとても心配しました。今回は胃がん、大腸がんについて～薬物療法を中心に～の演題で、アステムのがんMC課北島尚也氏より、その疫学、臨床病期分類、治療アルゴリズム、薬物療法、副作用などを詳しく研修しました。初期がんであれば治すことができる、ほんの初期で治療を始めることができたらラッキーです。しかし、がん治療をするということは人生の大きなイベントです。がん検診の重要性を感じました。最近では、血液や唾液からの検診など、もっと楽にできる検査の研究がなされているようですが、バリウム検査やファイバーがもっと楽にできるよう、期待します。

これからの活動として、

3月19日(土) 第31回研修会 前立腺がんについて  
～薬物療法を中心に～

4月16日(土) 薬局で役に立つ手話講習会

を予定しています。

1月31日(日)役員会をし、その後新年会をしました。恒例の美味しい料理と楽しいおしゃべりを楽しみ、今年も皆さんの笑顔で元気よくスタートしました…とお伝えしたかったのですが、残念ながら私は参加できませんでした。というのは、初めてのノロ体験をしました。新年会は、とても楽しい会であったと報告を受けました。

## 広島漢方研究会

新年シンポジウム・新年互礼会を開催しました！

理事長 鉄村 努



広島漢方研究会では、毎年1月の月例会において「新年シンポジウム」を行っており、今年は『皮膚病と漢方』をテーマに約40名が参加して開催されました。



コーディネーターに勝谷英夫先生（勝谷漢方薬局）、話題提供者として鉄村努（テツムラ漢方薬局）、平野恵子先生（上野薬局）、吉本悟先生（薬王堂漢方薬局）、山崎正寿先生（漢方京口門診療所・医師）が『皮膚病』に対する漢方治療や症例を発表して活発な討議が行われました。

最初の発表で私は「皮膚病の症例報告」と題して、十味敗毒散、荊芥連翹湯、消風散や五苓散が有効であった様々な皮膚病、加味逍遙散が著効を示したニキビの症例などを紹介しました。

平野先生は「陰証の皮膚搔痒症」と題して、冷え性で虚弱な女性の皮膚搔痒症に桂麻各半湯を用いて悪化するが、本人の体質を考慮して人参湯と真武湯にて改善した症例を報告しました。

吉本先生は「紫雲膏と皮膚病」と題して、薬局製剤の許可を受ければ薬剤師が自ら製造することができる紫雲膏の製法や漢方内服薬と紫雲膏（外用薬）を併用した皮



膚病の有効例について紹介しました。

最後に広島漢方研究会会长である山崎先生に「皮膚病の漢方的病症とその漢方」の東洋医学的な皮膚病の考え方や使用される様々な処方を解説していただきました。

有効な漢方処方も症状や患者さんの体質ごとに様々で、漢方の難しさを改めて感じることができました。

後半は会場から様々な質問を受けてシンポジストが返答する質問コーナーを設けて熱心な質疑が続きました。

午後からは“新年互礼会”を行い、会場を「八雲」に移して会食しました。

山崎会長の挨拶のあとは、漢方論議に花が咲き、恒例となっている“プロ級の腕前の下本会員の手品”ありと楽しい時間を過ごしました。



月例会1時限目の“漢方初級講座”は、「漢方の基礎理論が学べる！」と大変好評で会員以外の方も多数出席されています。

**【3月以降の講座予定】 1時間目 9:30～11:00**

3月13日 『漢方基礎講座⑤ 心の生理』

4月10日 『漢方基礎講座⑥ 脾の生理』

5月8日 『漢方基礎講座⑦ 肺の生理』

毎回独立した内容で、途中参加でも解りやすい内容となっています。

また、4月例会では4時限目に“六君子湯・煎剤”的薬局製剤実習を行う予定です。

“より深く漢方を学びたい！”とお考えの方はオーブン参加も可能（1日参加費3,000円、薬剤師研修シール3点・漢方薬、生薬認定薬剤師更新用としても使用可・予約不要）です。ぜひ参加されてみてはいかがでしょうか。

詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または広島漢方研究会事務局までお問い合わせください。

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局

Tel：082-285-3395

## 広島県医薬品卸協同組合 <日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>



株式会社エバルス三次支店  
管理薬剤師 松崎 翔太

月日の流れは早いもので、私が入社してから間もなく3年が経ちます。その3年で「卸の管理薬剤師って、どんな仕事?」と訊かれることがよくありました。その都度、薬事管理やDI業務などを簡単に説明していますが、私の説明が下手なためか、わかったような、どうにもよくわからないような、なんとも言えない表情をされることが多いです。

そんな私自身、入社するまで卸の薬剤師がどんな仕事かということはよく理解できていませんでした。もちろん、就職説明会等での情報から、ある程度のイメージは抱いていました。しかし、入社してみて一番印象に残ったことが、「この仕事、どうやら想像していたものと違うぞ」といったものでしたので、やはりきちんと理解できていなかったということなのでしょう。

そのような折、広島県薬剤師会誌への寄稿のお話をいただきました。ですので、この機会に卸の管理薬剤師というものをより知りていただくためにその業務内容を紹介させていただこうかと思います。ただ、この諸団体だけには卸勤務薬剤師会から毎回お一人は寄稿されていらっしゃるとのことですので一般的な業務内容でしたら既に諸先輩方がご紹介されているかもしれません。なので、今回は私の3年間の勤務経験を交えて紹介させていただきます。若年者の経験談ということで、多少偏った内容もあるかと思いますが、ご容赦いただければ幸いです。

まず、薬事管理業務です。品質管理や法令順守が主な内容です。品質管理には、温度管理が含まれます。日々の倉庫内の温度記録を保管するのはもちろんですがそれ

だけではありません。冷所保存の医薬品を保存するための保冷庫がありますが、基本的に24時間365日稼動しています。保冷設備も万能ではありませんので、時には調子が悪くなったり故障したりします。もちろん、温度が規定から外れればアラームが鳴りすぐに対応できる体制は整っているわけですが、営業時間外にも調子が悪くなってしまうこともあります。その際には支店内であらかじめ決められている責任者数名の内、誰かしらに連絡が入り、速やかに対応できる体制をとっています。その責任者の中には管理薬剤師が含まれ、時には夜中に一人で保冷庫から予備の保冷庫へと医薬品をせっせと運び込む……なんてこともあります。

次に、卸の管理薬剤師業務の醍醐味とも言えるDI業務です。Drug Informationとは呼んでいるものの実際の問い合わせでは医薬品に関してばかりではありません。ちょっと珍しいな、と感じた問い合わせを紹介しますと、「こんなにやくを作るのに使用する炭酸水素ナトリウムは何かありますか?」ですか「水虫に効くような入浴剤は取り扱いしていますか?」ですか。話を聞いたときには、そんなものなさそうだけど……、と思っても調べてみると見つかったりして、そんなものもあるのか、と驚かされることも少なくありません。やはり何事も先入観はよくないな、と思うばかりです。

他には、研修も行います。社内での研修が多くを占めますが、時には社外で研修させていただくこともあります。私は人前で喋ることがどうにも苦手で、準備する段階から本番を想像して緊張してしまうこともあるほどです。ただ、その分上手くいった際には達成感もひとしおで、やりがいはあります。

まだまだ他にも数え上げれば枚挙に暇もありませんが、今回はこのあたりで失礼したいと思います。拙い文章でしたが、これを読まれた方がなんともいえない表情をされていないことを祈るばかりです。

## ◆◆◆◆◆ 研修だより ◆◆◆◆◆

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。

詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況  
平成28年1月末日現在 1,166名(内更新907名)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
3月1日(火)19:00～20:30 JA尾道総合病院附属館5階 会議室 心疾患病診連携講演会 19:00～19:15 〈製品紹介〉リクシアナの有効性・安全性について 第一三共株式会社 座長 A尾道総合病院循環器科主任部長 森島信行先生 19:15～19:30 〈一般演題〉[当院におけるロータブレーターの使用経験] JA尾道総合病院循環器科 大久保陽策先生 19:30～20:30 〈特別講演〉「心疾患に対するカテーテル治療」 特定医療法人あかね会 土谷総合病院 心臓血管センターセンター長 塩出宣雄先生 【JPALS研修会コード:34-2015-0224-101】	主催 尾道薬剤師会 尾道市医師会 ボストン・サイエンティフィック(株) 第一三共(株) 問い合わせ先 0848-44-7760	1	事前申し込み不要 参加費:尾道薬剤師会非会員で研修シール希望の方のみ500円徴収します	
3月2日(水)19:00～21:00 東広島保健医療センタ 3階 大会議室 東広島生涯教育研修会 演題:「度調剤報酬改定」調剤葉局への影響 演者:日医工株式会社広島支店アドバイザー 古関康廣	(一社)東広島薬剤師会 (082)423-7340	1	東広島薬剤師会会員500円 非会員1,000円	
3月3日(木)19:00～20:30 しまなみ交流館2階 大会議室 おのみち在宅支援講習会Vol.3・薬剤師会歯科医師会合同研修会 19:00～19:20 【講演1】『地域ケア会議について』 公立みつぎ総合病院 薬剤師 村上秀治先生 19:20～19:40 【講演2】『訪問看護と服薬コンプライアンス』 訪問看護ステーション向島 看護師 高垣優子先生 19:40～20:30 【特別講演】『訪問歯科診療と注意すべき薬剤』 尾道市歯科医師会理事 黒瀬歯科医院院長 黒瀬清先生 【JPALS研修会コード:34-2015-0230-101】	主催 尾道薬剤師会 尾道市歯科医師会 問い合わせ先 0848-44-7760	1	事前申込不要 参加費:尾道薬剤師会非会員で研修シール希望の方のみ500円徴収します	
3月4日(金)19:20～21:00 廿日市市総合健康福祉センター 3階 講座室 廿日市市薬剤師会集合研修会 演題:「在宅で見かける医療機器・医療材料について」 講師:TSアルフレッサ 木村功先生 【JPALS研修会コード:34-2015-0242-101】	廿日市市薬剤師会 地御前薬局 中谷 0829-36-0008	1		
3月5日(土)14:45～18:00(総会:14:45～15:00) 合人社ウエンディひと・まちプラザ(広島市まちづくり市民交流プラザ)研修室C 平成27年度神戸学院大学薬学会広島支部研修会 15:00～18:00 講演会 内容:「医療コミュニケーション—普段からやっている コミュニケーションをわざわざ学ぶ意味と意義」 講師:神戸学院大学薬学部臨床薬学部門 上町亜希子先生 本学卒業生に関しては、研修会終了後に懇親会を開催します。 同窓会以外の方も参加できます。	主催:神戸学院大学 薬学会広島支部  問い合わせ先 082-286-3364 株式会社エバルス 薬事情報室 土屋伸二	2	会費:500円(神戸学院大学卒業生は無料)下記問い合わせ先まで、お申込みください。*メールにてお申込みの方は、◆研修会・懇親会の参加希望◆勤務先◆ご氏名◆神戸学院大学出身者かどうかをご記載ください。◆懇親会のみ参加される同窓生の方は、メールアドレス等のご連絡先をご記入ください。	
3月6日(日)13:30～15:00 広島県薬剤師会館4階ホール 平成27年度 薬剤師禁煙支援アドバイザー講習会「楽しく支援」 熊本市薬剤師会 くまもと中央薬局 後藤美和先生	広島県薬剤師会 事務局:吉田 082-246-4317	1	参加費:無料 ※薬剤師禁煙支援アドバイザーの方へは直接ご案内をお送りしています。(返信ハガキにてご回答をお願いいたします。)	
3月8日(火)11:00～20:30 尾道国際ホテル2F 「慶安の間」 アルツハイマー型認知症講演会 【製品紹介】19:00～19:15 アルツハイマー型認知症治療剤「リバスタッチパッチ」 小野薬品工業株式会社 【特別講演】19:15～20:30 座長:片山医院院長 片山壽先生 『認知症診療とケアのトピックス』 国立長寿医療研究センター 長寿医療研修センター長 遠藤英俊先生 【JPALS研修会コード:34-2015-0241-101】	主催:尾道薬剤師会 尾道市医師会 小野薬品工業(株)  問い合わせ先 0848-44-7760	1	事前申込不要 参加費:尾道薬剤師会会員無料、非会員500円	

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
3月9日(水)19:00～21:00 東広島保健医療センター 3階大会議室 東広島生涯教育研修会 テーマ:「度調剤報酬改定について」 演者:株式会社セイエル顧客支援室 清原康典	(一社)東広島薬剤師会 (082)423-7340 株式会社セイエル	1	受講料:会員500円、非会員1,000円	
3月9日(水)19:00～20:45 尾道国際ホテル 尾道市医師会学術講演会 19:00～19:15 情報提供 ギリアド・サイエンシズ株式会社 19:15～19:45 【講演】 座長:広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院 健康管理センター長 天野始先生 演題:『当院のC型肝炎治療の現況』 演者:広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院内科部長・肝臓センター長 片村嘉男先生 19:45～20:45 【特別講演】 座長:広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院 内科部長・肝臓センター長 片村嘉男先生 演題:『肝炎ウイルス感染の疫学』～最新の話題と課題～ 演者:広島大学大学院医歯薬保健学研究院 疫学・疾病制御学教授 田中純子先生 【JPALS研修会コード:34-2015-0231-101】	主催 尾道薬剤師会 尾道市医師会 ギリアド・サイエンシズ株式会社  問い合わせ先 0848-44-7760	1	事前申込不要 参加費:尾道薬剤師会会員無料 非会員500円	
3月10日(木)19:00～21:00 東広島保健医療センター 3階大会議室 東広島薬剤師会青年部研修会 演題:『構造式から薬を見てみよう④』 ～抗アレルギー剤とステロイド点鼻薬～ 講師:ノムラ薬局牛田店 管理薬剤師 岩本義浩先生 講師からの一言 今回で4回目になる構造式シリーズ。今年は、スギ花粉の飛散が多いと予測されていて、花粉症の人は頭を抱えているのではないかでしょうか。花粉シーズン真っ只中に抗アレルギー剤を構造式で分類、比較してみようと思います。また、外用ステロイドの強さの比較を用いて、ステロイドの点鼻薬を構造式から見てみようと思います。シリーズ4回目ですが、今回の内容から勉強しても理解出来る内容になっています。	(一社)東広島薬剤師会 (082)423-7340	1	受講料:東広島薬剤師会会員500円、非会員1,000円	
3月11日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館7階706室 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 冷えがもたらす病態(附子剤) 講師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。	岡村信幸 084-936-2112(5165)	1	受講料500円 ※事前予約は不要です アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。	
3月12日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館4階 第492回薬事情報センター定期研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供「タクロリムス錠「あゆみ」製品紹介」 あゆみ製薬株式会社 3)特別講演「膠原病の臨床2016」 広島市立広島市民病院 リウマチ・膠原病科部長 大岩寛先生	(公社)広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 できれば事前申し込みをお願いいたします	
3月13日(日)9:30～16:00 広島県薬剤師会館2階 第606回広島漢方研究会月例会 9:30～11:00 漢方初級講座⑤『心の生理』 木原敦司 11:00～12:30 『漢方薬局の店頭経験』 鉄村努 13:30～15:00 『勿誤葉室方函口訣』 講義 山崎正寿 15:00～16:00 『漢方診療医典』の処方解説 勝谷英夫	主催:広島漢方研究会 問い合わせ先: テツムラ漢方薬局 082-232-7756	3	<参加費> 広島漢方研究会会員 無料 会員外(オープン参加) 3,000円(学生1,500円) 事前の申し込みは不要です。 お気軽にご参加ください。	
3月16日(水)19:00～20:30 尾道国際ホテル 尾道市医師会学術講演会 19:00～19:15 製品紹介「ヴィキラックス配合錠について」アップヴィ合同会社 19:30～20:30 特別講演「C型肝炎の最新の治療」 座長:尾道総合病院 内科部長・肝臓病センター長 片村嘉男先生 演者:広島大学病院 医歯薬保健学研究院 応用生命科学部門 消化器・代謝内科講師 今村道雄先生 【JPALS研修会コード: 34-2015-0232-101】	主催 尾道薬剤師会 尾道市医師会 アップヴィ合同会社  問い合わせ先 0848-44-7760	1	事前申込不要 参加費:尾道薬剤師会会員無料 非会員500円	

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
3月16日(水)19:00～21:00 東広島保健医療センター 3階大会議室 薬剤師生涯教育研修会 講演内容:「深部静脈血栓症・肺血栓塞栓症に対する治療戦略」 講師:東広島保健医療センター心臓血管外科診療部長 森田悟先生		(一社)東広島薬剤師会 (082)423-7340	1	東広島薬剤師会会員500円、 非会員 1,000円
4月8日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館 9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演題:補腎薬の臨床応用の留意点とその応用(地黄丸類) 講師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。		福山大学薬学部 084-936-2112(5165)	1	受講料500円 ※事前予約は不要です アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。
4月9日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館 4階 第439回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供 「ゼローダ錠の副作用マネジメントについて」 中外製薬株式会社 3)特別講演 1. 「乳がん化学療法の副作用マネジメント～薬剤師の立場から～」 県立広島病院薬剤科外来がん治療認定薬剤師 今津邦智 先生 2. 「乳がん治療のUp To Date」 県立広島病院臨床腫瘍科部長 土井美帆子 先生		(公社)広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。
4月10日(日)9:30～16:00 広島県薬剤師会館 2階 第607回広島漢方研究会月例会 9:30～11:00 漢方初級講座⑥『脾の生理』木原敦司 11:00～12:30 『漢方診療三十年』解説 吉本悟 13:30～15:00 『未定』 15:00～16:00 『六君子湯』の処方解説と製剤実習 木原敦司		主催:広島漢方研究会 問い合わせ先: テツムラ漢方薬局 082-232-7756	3	<参加費> 広島漢方研究会会員:無料 会員外(オープン参加):3,000円(学生1,500円) 事前の申し込みは不要です。 お気軽にご参加ください。
4月24日(日)13:00～16:00 広島県薬剤師会館 4階 第152回生涯教育研修会 テーマ:『調剤報酬改訂のポイント・上部消化管における内視鏡治療の最新の知見』 1)製品紹介「ネキシウムカプセルについて」第一三共株式会社 藤好匡樹 2)講演「調剤報酬改訂のポイント(仮)」第一三共株式会社 服部哲茂 3)特別講演「上部消化管における内視鏡治療について(仮)」 広島市立広島市民病院内視鏡内科主任部長 中川昌浩先生 【JPALSコード:34-2016-0001-101】		主催: 一般社団法人 広島市薬剤師会 第一三共株式会社 問い合わせ先: 一般社団法人 広島市薬剤師会 TEL082-244-4899	2	受講料:県薬会員1,000円、非会員2,000円 申込み:参加希望の方は、4月18日までに「氏名・勤務先・会員登録の有無」を事務局へFAX(082-244-4901)か電話にてご連絡ください。
5月13日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館 9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演題:「熱証」の概念と清熱剤の使い方－ゴン連剤 講師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。		福山大学薬学部 084-936-2112 (5165)		受講料500円 ※事前予約は不要です アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。
5月14日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館 4階 第494回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供 3)特別講演 「輸液の基礎知識」 テルモ株式会社広島支店広島医薬品チーム チームリーダー 吉村大輔先生		(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

# 所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

**手続きカンタン。  
あなたの暮らしを補償します。**

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。  
生活費の実費を補償するものではありません。

## 1口当たりの月払保険料

保険期間:2015年8月1日午後4時から2016年8月1日午後4時まで  
中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級

(型:本人型、保険期間1年、てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
月 払 保 険 料	タイプ	Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(平成27年8月1日)の満年齢をいいます。

## おすすめ!

### 入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

**(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。  
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。**

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

**引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社**

## 制度の特徴

**1**

### 24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間\*1を超えた場合に補償します。\*2

\*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

\*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し動けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。



**2**

### 天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償します。



**3**

### ご加入の際、医師の診査は不要です！

別紙の加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。  
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



**4**

### 充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」  
サービスの詳細は後記「サービスのご案内」をご参照ください。

## サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

### ・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。  
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



### ・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



## ご加入手続きについて

代理店 広医(株)までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

(TEL:082-232-8800 FAX:082-294-1868)

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)

●1か月の補償額とタイプ(※1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。)

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族(※2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。

(個別に加入依頼書をご記入願います)

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落としで便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。



(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター

原田 修江、永野 利香、胡明 史子

(公社) 日本薬剤師会 DI委員会

東京大学大学院薬学系研究科 (医薬品情報学講座)

澤田 康文

**【事例】**

**ニバジール錠4mgのところ、ニバジール2mgを誤調剤。  
患者が服用前に気づいて発覚！**

**■処方内容は 63歳 男性**

〈処方1〉 総合病院 脳神経外科 印字処方

ディオバン錠80mg	2錠	1日2回	朝夕食後	56日分
ニバジール錠4mg	2錠	1日2回	朝夕食後	56日分

既病歴（不明） 現病歴（高血圧）

**■何が起ったか？**

- ニバジール錠4mgのところ、ニバジール錠2mgを誤調剤。患者が服用前に気づいて発覚した。

**■どのような経緯で起ったか？**

- 患者は、高血圧のため、〈処方1〉が継続して処方されていた。
- 患者が来局したのは午前11時頃で、投薬待ちの患者が多い時間帯であった。
- 薬を取り揃えた薬剤師は、いつも通り薬歴を確認した後に、処方箋原本を見ながら集薬した。
- 鑑査および投薬者もいつも通り、処方箋と薬情を基に、患者と一緒に薬の確認を行い、薬剤を交付した。

**■どうなったか？**

- 2週間後、患者自身がいつもと薬が違うことに気づき、薬局に持参して誤調剤が発覚した。
- 返却された薬をチェックすると、ニバジール錠4mgのところ、ニバジール2mg錠を交付していた。
- 患者は、残薬があったため、幸いにも4mg錠は服用していなかったが、丁寧にお詫びをした後に、持参した2mg錠（112錠）を4mg錠（112錠）に交換し、再交付した。

**■なぜ起ったか？**

- 投薬待ちの患者が多くいたため、薬を取り揃えた薬剤師および鑑査者のどちらも早く投薬することに意識が集中し、薬剤の確認が不十分であった。
- ニバジール錠2mgとニバジール4mg錠は、同じ薬品棚の上下に位置していたため、取り違え易かった。

- 患者もお昼前で帰りを急いでいたため、薬局カウンターで薬剤の説明を受けた際に、2mg錠と4mg錠とは明らかにPTP包装は異なる（図1）が、いつもと薬が違うことに気がつかなかった。

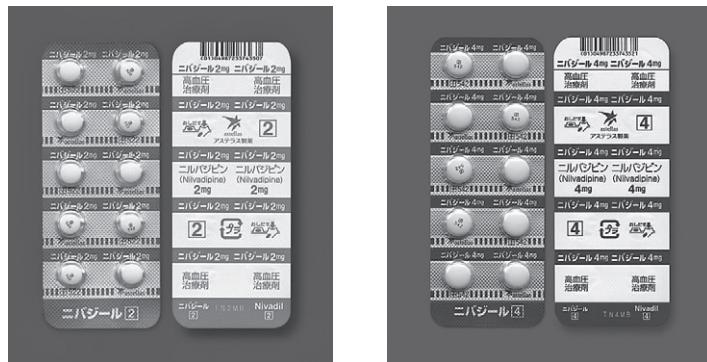


図1 ニバジール錠2mg（左、緑色のPTPシート）とニバジール錠4mg（右、赤色のPTPシート）

### ■今後二度と起こさないためにどうするか？

- 薬の取り違いを注意喚起するために、ニバジール錠4mgの保管棚に、「4mg」と規格単位を大きく書いたメモを貼り付けた（図2の矢印部分）。また、複数規格がある薬剤は全てニバジール錠と同様に、保管棚に規格単位を大きく表示した。



図2 ニバジール錠2mg（上）とニバジール錠4mg（下）の保管棚

- 薬を取り揃えた薬剤師および鑑査者は、処方箋に記載された薬品名は最後までしっかり読み込み、声だし指さし確認をする。
- 調剤過誤防止システム\*を導入する。今回のような別物調剤するようなミスを、全く無くすることは難しい。「気をつける」「確実に行う」など注意喚起しても、「忙しい」「他のことに気をとられていた」などさまざまな理由で、再びミスができるのが現実である。そこで、「調剤過誤防止システム」を導入することで、かなり誤調剤が防げるのではないかと考えられる。

\*「調剤過誤防止システム」：薬品カセットやビンのバーコードをピッキング端末で読み込んで処方情報と照合し、別物調剤を防止するシステム。

## ■特記事項は？

- ・「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（公益財団法人 日本医療機能評価機構）

標記事業の報告システムにも“規格間違い”の事例が多数報告されている。『薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第13回集計報告（平成27年1月～6月）』では、調剤に関するヒヤリ・ハット事例1,793件のうち規格・剤形間違いが294件、全体の16.4%を占めていた（図3）。

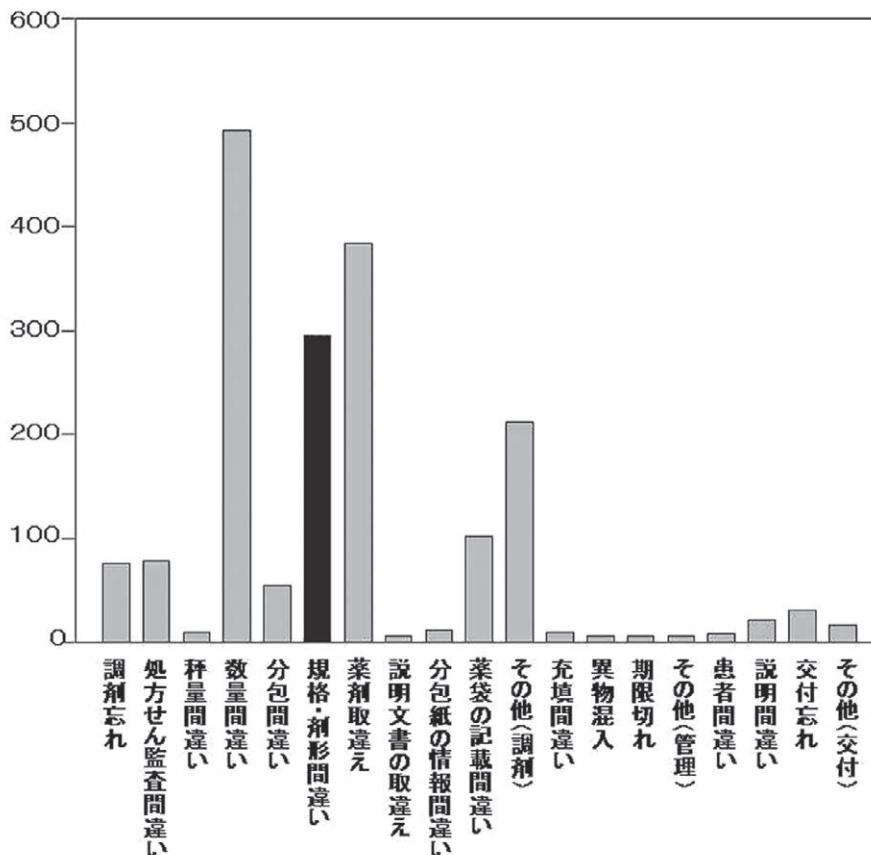
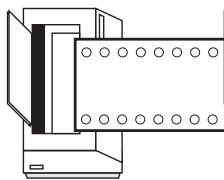


図3 調剤に関するヒヤリ・ハット事例  
(薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第13回集計報告より)

“ヒヤリ・ハットエビデンス情報”をご提供いただける場合は、

薬事情報センター（原田・永野・胡明）までご連絡をお願い致します。

〈連絡先 TEL:082-243-6660 メールアドレス di@hiroyaku.or.jp〉



## 薬事情報センターのページ



永野 利香

### ピボキシル基を有する薬剤とその注意事項について

#### ◆ピボキシルについて

ピボキシル基とは図のような側鎖のことです。元々腸管からの吸収の良くない抗菌薬等（表）に、吸収を促進する目的で、活性本体にピバリン酸をエステル結合させています。

このようなピボキシル基を有する抗菌薬は、腸管から吸収される際に代謝を受けてピバリン酸と活性本体になり、さらにピバリン酸はカルニチン抱合を受けて排泄されます。この結果、血清カルニチンが低下し、低カルニチン血症に至ることがあります。

図 ピボキシル基

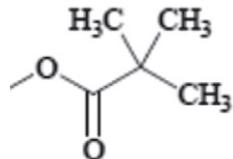


表 ピボキシル基を有する薬剤

分類	一般名	商品名（会社名）
抗 菌 薬	セフカペン ピボキシル 塩酸塩水和物	フロモックス錠75mg / 100mg / 小児用細粒100mg（塩野義製薬） 他
	セフジトレン ピボキシル	メイアクトMS錠100mg / 小児用細粒10%（MeijiSeikaファルマ）他
	セフテラム ピボキシル	トミロン錠50/同錠100/同細粒小児用10%（富山化学工業,-大正富山医薬品=昭和薬品化工）他
カルバペネム系	テビペネム ピボキシル	オラペネム小児用細粒10%（MeijiSeikaファルマ）
抗ウイルス薬	アデホビル ピボキシル	ヘプセラ錠10（グラクソ・スミスクライン）

#### ◆カルニチンについて

- ・脂質代謝に関与するビタミン様物質。
- ・食物からの摂取のほか、体内ではリジンとメチオニンから生合成される。合成にはビタミンCが必須。
- ・長鎖脂肪酸のミトコンドリア輸送に必須。ミトコンドリア内の脂肪酸 $\beta$ 酸化の必須因子。空腹、飢餓状態では通常、脂肪酸 $\beta$ 酸化によって必要なエネルギーを確保し、糖新生を行なうが、カルニチン欠乏状態だと脂肪酸 $\beta$ 酸化ができず、糖新生が行えないため、低血糖を来たす。
- ・ミトコンドリア内のCoA/acylCoAの比率を調整している。CoAとカルニチンの置換によりミトコンドリア内にフリーのCoAが生み出される。
- ・効果があるのはL-カルニチンであり、D-カルニチンはL-カルニチンの作用を阻害するため、L-カルニチン欠乏を引き起こすことがある。
- ・細胞毒であるアシル化合物をカルニチンエステルとして細胞内より除去し尿中へ排泄する。

#### ◆乳児におけるカルニチンについて

- ・乳児のカルニチン合成能は成人の1/5程度とされ、必要量をほとんど合成できない。
- ・乳児期は脂肪利用率が高い時期なのでカルニチンは必須の栄養素と考えられている。
- ・乳児や小児は全身の筋肉量が少ないので保持しているカルニチン量は成人に比してはるかに少ない。

- 特に、各種疾患で痩せている病児においては、カルニチン貯蔵量は極めて少ない。

つまり、小児（特に乳幼児）はもともとの血中カルニチンが少ないとため、ピボキシル基を有する抗菌薬を投与する際には特に、以下の注意が必要となります。

**【ピボキシル基を有する抗菌薬投与による小児等の重篤な低カルニチン血症と低血糖について】**

- ・小児（特に乳幼児）への投与においては、血中カルニチンの低下に伴う低血糖症状（意識レベル低下、痙攣等）に注意してください。
- ・長期投与に限らず、投与開始翌日に低カルニチン血症に伴う低血糖を起こした報告もあります。
- ・妊婦の服用により出生児に低カルニチン血症が認められた報告もあります。

**【参考資料】**

- ・医薬品医療機器総合機構PMDAからの医薬品適正使用のお願い No.8、2012年4月  
<http://www.pmda.go.jp/files/000143929.pdf>
- ・国立健康・栄養研究所ウェブサイト <http://hfnet.nih.go.jp/contents/detail603.html>
- ・カルニチンの臨床 生物試料分析、35（4）、2012

公益社団法人 広島県薬剤師会 薬事情報センター **ウェブサイト** もぜひご利用ください。

- ◆医療用医薬品の新発売、効能追加等の情報
- ◆薬事情報センター研修会 情報
- ◆モバイル（動く）DI室（PDF）
- ◆資料箱（当センター作成の各種資料のPDF）
- ◆過去定例研修会資料（PDF）
- ◆薬価基準収載医薬品情報（PDF）など、随時更新しております。

くわしくはこちらまで ➡ <http://www.hiroyaku.or.jp/di/index.htm>

QRコードが  
便利です



**薬事情報センター ウェブサイト 更新情報（1/4～2/12）**

1/8	・医薬品情報	新発売 『ゼビアックスローション2%』
1/13	・医薬品情報	新発売 『トラクリア小児用分散錠32mg』 世界アンチ・ドーピング規程「2016年禁止表国際基準 日本語版」に関する訂正について
1/19	・過去定例 研修会資料	第490回 平成28年1月資料 (1) 【薬価基準収載医薬品情報】後発医薬品等（平成27年12月11日付） • 特徴 • 内用薬 • 注射薬、外用薬 (2) 【ニュース】薬事関連情報（12/10～1/6） <別添>子どもによる医薬品の誤飲事故に注意！ (3) 【最近の話題】医療分野の雑誌・ウェブサイト掲載情報 (4) 【アンチ・ドーピング活動】禁止表国際基準2016年について (5) 【マメ知識】心電図について • 薬価基準収載 平成27年12月11日付 後発品等 医薬品情報 • 資料箱 【マメ知識】心電図について
1/20	・医薬品情報	<会員専用ページ> 「医療安全情報No.110」について
1/21	・医薬品情報	新発売 『ロコアテープ』
2/1	・医薬品情報	新発売 『オクトレオスキャン静注用セット』
2/3	・医薬品情報	<会員専用ページ>薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2015年11月>について
2/4	・モバイルDI室	No.12



# お薬相談電話 事例集 No.98



薬事情報センター 胡明 史子

## ED治療薬（PDE5阻害薬）について

**Q1.** 8年前に心筋梗塞をして、バイアスピリン、エナリン、アーチスト、リピトールを服用中なのですが、EDの薬を処方してもらうことはできますか？

**A1.** 現在、厚労省で認可されているED治療薬は、一般名でシルデナフィルクエン酸塩、バルデナフィル塩酸塩水和物とタダラフィルの3種類があります。いずれも心筋梗塞の既往歴が最近6か月以内（タダラフィルは3か月以内）にある患者には禁忌であり、 $\alpha$ 遮断薬や降圧剤との併用に注意することとなっています。いただいた情報だけで判断すると服用できる可能性もあるかもしれません、最終的には医師の判断になりますので、主治医の先生にご相談なさってみてください。

■ PDE5阻害薬に共通する禁忌

- ・硝酸剤あるいは一酸化窒素（NO）供与剤を投与中の患者
- ・心筋梗塞の既往歴が最近3か月あるいは6か月以内にある患者
- ・脳梗塞・脳出血の既往歴が最近6か月以内にある患者
- ・重度の肝障害のある患者
- ・網膜色素変性症患者 など

■ PDE5阻害薬に共通する併用禁忌

- ・硝酸剤及びNO供与剤
- ・リオシグアト（sGC刺激剤）
- ・アミオダロン塩酸塩※<sup>1</sup> など

■ PDE5阻害薬に共通する併用注意

- ・CYP3A4を阻害する薬剤※<sup>2</sup>
- ・CYP3A4を誘導する薬剤
- ・ $\alpha$ 遮断薬 など

※1 シルデナフィルとバルデナフィルのみ

※2 バルデナフィルとは一部併用禁忌もあり

**Q2.** 主人がレビトラ（バルデナフィル）を処方されて飲んでいるのですが、飲んでどのくらいで効きますか？主人は夜飲んで朝効いてきた、効き目が悪いと言っています。

**A2.** レビトラのTmaxは45分、半減期は約4時間（20mg服用の場合）で、3種類のED治療薬の中では一番即効性があると言われていますが、薬物の吸収、分布、代謝及び排泄には年齢差、個人差があり、効き方も異なります。また、レビトラは、食事と関係なく服用できますが、高脂肪食とともに服用すると、効果発現時間が遅れることがあるとの報告もあります。

一般名	T <sub>max</sub> (h)	t <sub>1/2</sub> (h)	食事の影響
シルデナフィルクエン酸塩	0.8-0.9	3.2-3.3	食後投与によりC <sub>max</sub> 及びAUCは空腹時に比べて有意に減少。
バルデナフィル塩酸塩水和物	0.75	3.2-5.3	標準的な食事※ <sup>3</sup> であれば、AUC及びC <sub>max</sub> に影響なし。高脂肪食とともに服用すると、効果発現時間が遅れることがある。
タダラフィル	3.00	13.6-14.9	AUC及びC <sub>max</sub> 共に食事（高脂肪食）摂取による影響なし。

※3 総エネルギーに占める脂肪の割合が約30%

「EDは最初に気づく生活習慣病」とも言われ、生活習慣病の合併率が高く、直接関与する海綿体動脈は内径が小さく走行は複雑で、ほかの動脈より早期に動脈硬化を起こすと言われています。また、EDは中高年男性のQOLを低下させ、生命予後にも関連すると言われており、患者からは切り出しにくい話題であることから、医師から話を向けることが重要と考えられています。

【参考資料】日本医事新報No.4490&4506、各製品添付文書およびインタビューフォーム

# 医薬品・医療機器等 安全性情報

Pharmaceuticals  
and  
Medical Devices  
Safety Information  
No.329・330

厚生労働省医薬・生活衛生局

## No.329 目次

1. 平成26年シーズンのインフルエンザワクチン接種後の副反応報告について	3
2. 抗インフルエンザウイルス薬の安全性について	8
3. 重要な副作用等に関する情報	13
1 レンバチニブメシル酸塩	13
4. 使用上の注意の改訂について（その270） ホメピゾール 他（3件）	15
5. 市販直後調査の対象品目一覧	17
（参考資料）在宅酸素療法における火気の取扱いについて	20

## No.330 目次

1. 子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策について	3
2. 重要な副作用等に関する情報	7
1 アムロジピンベシル酸	7
2 イトラコナゾール	10
3. 使用上の注意の改訂について（その271） アジルサルタン 他（12件）	13
4. 市販直後調査の対象品目一覧	17

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対して情報提供されるものです。医薬品・医療機器等安全性情報は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ(<http://www.pmda.go.jp/>) 又は厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)からも入手可能です。

配信一覧はコチラ



PMDAメディナビでどこよりも早く安全性情報を入手できます。

厚生労働省、PMDAからの安全性に関する必須情報をメールで配信しています。登録いただくと、本情報も発表当日に入手可能です。



登録はコチラ



平成28年(2016年)1月・2月 厚生労働省医薬・生活衛生局

## ◎連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

☎ | 03-3595-2435 (直通)  
          03-5253-1111 (内線) 2755、2754、2756  
(Fax) 03-3508-4364

# 検査センターだより



有助美奈子

## ～尿糖～

前回に引き続き尿検査項目の一つである尿糖についてお話ししたいと思います。

尿糖は健常人でも微量に存在し、その濃度は2~20mg/dL、1日排泄量は約40~85mgとされています。

血液の中の糖は腎臓の糸球体で濾過され、その後尿細管で再吸収されます。しかし、尿細管での再吸収能には限度があり、その限度量を越えると再吸収されずに残った糖が尿中に排泄されます。この尿糖の排泄される限界の血糖値のことを腎臓の糖排出閾値といい、健常人では160~180mg/dLです。つまり、尿糖が検出されなければ一般的に血糖値は180mg/dL以下であると言えます。

尿糖は様々な原因により糖質代謝異常によって血糖値が上昇した場合、または血糖値の上昇がなくても腎臓の糖排出閾値が低下した場合に出現します。

尿糖がきたす疾患は次のように分類されます。

### ○食餌性糖尿

一時的に大量の糖分を摂取した場合に起こります。健常人では個人差がありますが一時的に200g以上のブドウ糖を摂取すると糖尿になります。

また、胃切除手術を受けた者は炭水化物等が胃に溜まることなく一度に小腸に送られるため、それらの糖分が小腸から一気に吸収されてしまい高血糖状態となります。そのため、食後に一過性の尿糖を起こすことが多くみられます。

### ○特発性一過性糖尿

一過性の原因（アドレナリン、インスリン分泌異常）により糖同化能が低下するか、グリコーゲンの分解を促進する場合にみられ、精神的ストレス、緊張状態、運動後、頭部外傷、脳出血、諸種中毒、ステロイド剤の過剰投与等で一時的に起こります。

### ○持続性糖尿

#### ①糖尿病

インスリンの分泌量が体内需要に対して相対的または絶対的に不足し、各組織のブドウ糖利用が低下するため過血糖を起こし、尿糖をきたします。

#### ②二次性糖尿

二次的に他の病気がきっかけとなり起こる高血糖性糖尿で、急性・慢性膵炎、急性肝障害、甲状腺機能亢進症、副腎機能亢進症、肥満症、高血圧症等に随伴して起こります。

#### ③腎性糖尿

血糖値には異常がなく、腎尿細管の糖再吸収能の障害によって起こります。

この中で特に重要なのが持続性糖尿に分類される糖尿病です。糖尿病は痛み等の自覚症状がほとんどなく、発見された時にはすでに進行し、合併症を引き起こす可能性もあります。糖尿病は一度発症すると治ることはできません。そのため早期発見し、早期治療することが重要になってきます。

最後に、自覚症状がなくても年に一回は定期的に尿検査を受け、同じく糖尿病に関連する空腹時血糖やヘモグロビンAlcの項目も併せて検査するといいでしよう。特に、尿糖で異常が見られた場合は、早期発見のためにも再検査や精密検査を受けましょう。自分が10年後健康であるためにも早めに生活習慣や食生活の見直しを行っていくことが大切です。

## ひろしま桔梗研修会 平成27年度 第2回研修会報告



神戸薬科大学同窓会広島支部 山下 恵利佳

日 時：平成27年11月28日（土）

場 所：RCC文化センター

今回の研修会は、1.「漢方薬の服薬指導と副作用part2」(株)ツムラ広島支店学術課の上田雅之先生、2.「痛みの漢方～漢方による精神疾患とアトピー」大阪府センブククリニック院長の千福貞博先生に講演していただきました。どちらの先生もスライドを用いてわかりやすく、時に冗談を交えながらお話をしてくださいました。

上田先生は、主に芍薬甘草湯についてお話し下さいました。まず、芍薬と甘草についての現時点で分かっている限りの作用機序、芍薬は鎮痛作用があり、こちらが速効性（5分程度）のある成分、甘草には鎮痙攣作用があり即効性のある成分と持続性のある成分があります。どこから吸収されてどういったようにという機序はまだ解明中のようです。

次に最近話題の酸化マグネシウム製剤と交えて、生薬の中にはマグネシウム含有のものはないが、滑潤剤としてステアリン酸マグネシウムは入っている。7.5g/日の漢方に3.75mg程度の含有と含有率は低い為高マグネシウム血症の心配はまずないようです。



そして、千福先生のお話はとても興味深いものが多くありました。周知の方もいらっしゃるかとは思いますが、漢方の中にはいくつか石膏(CaSO<sub>4</sub>)が含まれているものがあり、ニューキノロン等の併用に注意が必要とのことで驚きました。石膏が入っているものには消風散、釣藤散、防風通聖散、辛夷清肺湯などがあり、今後の服薬指導に役立てていきたいと思いました。

次に附子と麻黄の入っている漢方についてお話くださいました。通常高齢者では麻黄のはいっている漢方を服用すると不眠・動悸の症状がでやすくなり、BPH男性には尿閉にも注意が必要になってきます。逆に通常小児に附子は使いません。葛根湯の使い方については目からうろこの事ばかりでした。肩こりや風邪の初期抗炎症などのイメージしか今まででは無かったのですが、乳腺症、急性乳腺炎などにも使われるということです。葛根湯には葛根、麻黄、芍薬、桂枝、甘草、大棗、生姜が入っており、葛根には排膿作用、麻黄には鎮痛作用、芍薬には抗プロラクチン作用があるので、薬学的にこの働きで乳腺症、乳腺炎に効果があるとのことでした。



最後になりますが、漢方薬とはいえる多くの使い方や注意事項・副作用があり、甘草、麻黄、附子、大黄だけを気にすれば大丈夫といったような概念がなくなりました。今回のお話を活かし、日々の投薬に役立てていきたいと思います。本当にありがとうございました。

# Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~



## カヴェコスポーツ & パイロットショート

羅 焚 屋

万年筆には様々なタイプが存在する。種別化も多岐にわたるが、今回は携帯性に絞って展開していくこうと思います。

1930年代前後より、カラーバリエーションとともに、サイズも多様化してくる。

ウォーターマン100年ペン・シェーファーライフタイム・パーカーデュフォールド・オノトブルドッグ・並木20号ペン装着モデル等のフルサイズ及びオーバーフルサイズ、いわゆる大型のものに対して、携帯目的のダウンサイザタイプが普及し始めたのもこの頃らしい。主にレディースと呼ばれるものから豆ペンともいいくべき5cmクラスのものまで存在した。

万年筆の小型化は、戦後の日本製万年筆において、顕著な傾向であり、60年代から70年代半ばに普及した独自のポケット万年筆は、ジャパンオリジナルといってもいい。要するに日本の万年筆メーカーは、携帯万年筆のオーソリティといつても過言ではない。

今回は、ポケット万年筆登場前後の携帯用万年筆2種を紹介する。

最初は、ドイツのカヴェコスポーツ。オリジナルは、1930年代で、形は違うが、現在でも同名モデルは現行品である。スポーツの名のとおり、携帯性を表に出した小型万年筆。後年のポケット万年筆よりさらに短い。(対比に用いたのは、ご当地広島のセーラー21)。出店品は、カヴェコスポーツV16。60年代前後のモデルで14金のインサートニブ。このサイズで回転吸入式。

もう一つは、同年代に発売された、パイロットショート。(余談だが、同時代に出たキャップレスもやはり携帯性の追求により派生したモデルだと思われる。) ご覧のとおり、前述のカヴェコスポーツとよく似ている。このモデルは伸縮機能がある。この時期のパイロットは、何故かドイツの万年筆と似たものが、いくつかある。

2点ともにポケット万年筆に至るまでの経緯の一つを示すかのように思える。

セーラー21



カヴェコスポーツ



パイロットショート



伸縮機能



# シリーズ 薬局紹介 47

## 三原薬剤師会センター薬局 三原市宮浦1丁目20-36 三原薬剤師会館



当センター薬局は、平成8年に竣工された三原医葉分業支援センター（三原薬剤師会館）の調剤部門です。備蓄部門（備蓄センター）・情報部門を支える事務局と配送担当者、広域病院受付に配置するFAX担当者、2店舗目の三原薬剤師会センター薬局日赤前店も含めると、総勢27名となります。三原薬剤師会会員・薬局のサポートも含め、三原の医療充実を目指して活動しております。薬局のみに着目すれば、昭和49年の分業元年に三原医師会館の中に調剤センターとして開所され、移築や名称変更、平成23年の法人化を経て、医葉分業の流れをすべて見てきた40年以上の歴史をもつ薬局です。



現在、基本開局時間以外の、平日の夜間（19:00～22:00）・日曜祝日（8:30～17:30）は基幹病院の小児夜間・休日急患診療に連携し開局、その時間は三原薬剤師会会員の当番制で対応しております。この会員の当番制は、昭和49年の開所より、夜間の開局は10年前より、改めて日々の会員協力に感謝するところです。

さて、日常をご紹介しますと、朝8:30開局、早番のスタッフにより清掃・医療機器の立ち上げ・前日夜間の処方せん確認から始まります。9:00には、薬局スタッフとして薬剤師3名・事務3名、事務局3名、配送担当スタッフ3名、合計12名のスタッフが揃い、朝礼を行い、賑やかに一日が始まります。薬局の調剤が忙しくなる10時頃になると、備蓄部門も各薬局からの医葉品小分け依頼のFAXが頻繁に入りだします。備蓄センターの日々の業務は、事務局と配送係が医葉品の取り揃え・検品・薬局の希望時間に合わせて配送係が専用車で飛び出していきます。業務の合間に昼食を皆が交代でとり、配送終業

17:00まではワイワイガヤガヤとあっと言う間に一日が慌ただしく過ぎていきます。閉局17:30までは、薬局は夜間当番への引継ぎ準備・発注業務・薬歴記入と続き、事務局は月に数回ある会員研修会や会議の準備を行います。備蓄センターの小分けは年間約10,000件、約2,000品目の医葉品・医療材料の備蓄品選定は薬局部門が管理し、不良在庫に頭を悩ませながら採用と削除を繰り返し行っています。

会営薬局ですので、日本薬剤師会・広島県薬剤師会の方向性に従い、また当三原薬剤師会代々の会長より「会員の目標となるような薬局作りをするべし」と命を受けております。薬学生長期実務実習の受入について多少落着きを得たかと思うと、ここ数年はバイタルチェック・無菌調剤室の共同利用・看取りを含む在宅医療、平成26年度に「健康サポート薬局」のモデル事業をさせていただいてからは、検体測定室の常時開設も行っております。理想の追求は果てしなく、今後は地域包括ケアシステムの中に幅広い活動のできる薬局を資源として定着させ、より地域連携に努めたいと考えています。

正直、あれもこれもと行うので、どれも中途半端、肝心の日々の調剤が手薄にならないようにという心配もありますが、そこは、当薬局のスタッフ一同の器量の良さに助けられています。薬局利用者の平均年齢が高く慢性疾患の方が多いこともあり、薬の説明以上に、顔色や表情をみて「今日は、調子いかがですか？」と、誰かが笑顔で迎え・声をかけるように心がけています。季節の花・メダカ・セラピードールの力も借り、とにかく薬局が居心地のいい空間であるようにと努めています。

次々と新しい取り組みや改定事項に振り舞わされ、気持ちばかり焦ってしまうこともありますが、やはり薬局・薬剤師は患者さんあってのこと、視線を合わせて謙虚な心で、一人一人に思いやりを持って対応することの積み重ねだと思います。



次回は、安芸支部 安芸府中薬局さんです。

## 書籍等の紹介

**「オレンジブック保険薬局版2016年4月版」CD-ROM付**

企画編集：日本薬剤師会  
発 行：株式会社 薬事日報社  
判 型：B5判、約550頁  
価 格：定 價 5,940円  
会員価格 5,000円  
送 料：1部 460円

**「在宅で使う注射薬・特材リスト平成28年4月版」**

発 行：株式会社 社会保険研究所  
判 型：A5判、約300頁（予定）  
価 格：定 價 3,024円  
会員価格 2,600円  
送 料：1部 500円

**「調剤報酬点数表の解釈 平成28年4月版」**

発 行：株式会社 社会保険研究所  
判 型：B5判、約1,000頁（予定）  
価 格：定 價 3,888円  
会員価格 3,300円  
送 料：1部 500円

**「逐条解説 医薬品医療機器法」**

編 著：薬事法規研究会／編  
発 行：株式会社 ぎょうせい  
判 型：A5判、3,824頁（3分冊、ケース入り）  
価 格：定 價 32,400円  
会員価格 29,160円  
送 料：無料

**「現場ですぐに役立つ！処方箋の読み方」**

監 修：伊賀立二（東京大学名誉教授）  
編集・執筆：土屋文人（日本病院薬剤師会副会長）  
後 信（日本医療機能評価機構理事）  
中村 均（帝京平成大学薬学部教授）  
発 行：株式会社 じほう  
判 型：A5判、234頁  
価 格：定 價 2,160円  
会員価格 1,940円  
送 料：1部 500円

※価格はすべて税込みです。

### 斡旋書籍について「お知らせ・お願ひ」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいますようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局

TEL (082) 246-4317 FAX (082) 249-4589

担当：吉田 E-mail : yoshida@hiroyaku.or.jp

## 告 知 板

# 子育て応援団すこやか2016 協力スタッフ(薬剤師)募集

日 時：平成28年5月21日（土）・22日（日）

場 所：広島県立総合体育館（グリーンアリーナ）

子供たちの調剤体験・白衣de記念撮影（予定）の補助、お薬相談コーナー

①土曜日午前・②午後、③日曜日午前・④午後の4部構成（シフト）です。

※是非、ご協力をお願いいたします。

参加申込・お問い合わせ

広島県薬剤師会事務局

(TEL082-246-4317 担当：吉田)



## 薬剤師国家試験 正答・解説



7頁 問27

### 解説

自律神経節における神經伝達物質はアセチルコリンで、節前線維から節後線維への速い神經伝達を担うのは、ニコチン受容体の $N_A$ 受容体である。

Ans. 3

10頁 問185

### 解説

- 1 × 糖尿病性腎症のおそれがあるため、厳格な血糖コントロールは重要である。
- 2 × 糖尿病を合併する高血圧の降圧目標は130/80 mmHg未満であるため、目標は達成されていない。
- 3 × アルブミン尿の原因は、糸球体の障害により基底膜のタンパク透過性が増加したためと考えられる。
- 4 × 血清総タンパク、血清アルブミンは正常範囲内であり、尿中アルブミン値から考えると、患者の尿は微量アルブミン尿程度であり、浮腫は考えにくい。
- 5 ○ レニン-アンギオテンシン系を抑制(ACE阻害薬、ARB)することによって腎血管が拡張し、腎保護作用が得られる。

Ans. 5

15頁 問71

### 解説

法文上、「医療の担い手」と明示し、その役割等を規定するのは、医療を全体として規律する医療法である。

医療法第1条の2(患者本位の医療):医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

Ans. 3

25頁 問151

### 解説

- 1 × 薬物の作用の強さは、最大反応(efficacy)または効力(potency)で評価できる。効力は有効濃度に関する指標で、「より低い濃度」で効果を発揮する刺激薬のほうが「効力が高い」とみなされる。刺激薬が最大の50%の反応を惹起する濃度(モル濃度)を $EC_{50}$ と定義し、 $pD_2 = -\log EC_{50}$ として $pD_2$ が算出され、 $pD_2$ が大きいほど( $EC_{50}$ が小さいほど)効力は高い。
- 2 ○ 刺激薬単独時の濃度反応曲線を2倍だけ高濃度側に平行移動させるのに必要な競合的遮断薬のモル濃度のnegative logarithmを $pA_2$ と定義し、競合的遮断薬の効力を表す指標として用いられる。
- 3 × 競合的遮断薬が存在すると刺激薬の受容体結合率は低下するが、刺激薬の濃度を十分に高めれば、刺激薬の受容体結合率は回復する。
- 4 × アロステリック部位に結合する遮断薬は、非競合的遮断薬である。
- 5 ○ 完全刺激薬は、受容体を最大限に活性化できるため、100%の最大反応を惹起する。部分刺激薬は、受容体に結合しても部分的にしか活性化できないため、100%の最大反応は惹起されない。部分刺激薬を完全刺激薬と共にさせると、同じ受容体を占有するため、完全刺激薬により生じる最大反応を減弱させる。

Ans. 2, 5

67頁 問179

### 解説

- 1 × 最終滅菌法を適用できる医薬品は、通例、 $10^{-6}$ 以下の無菌性保証水準が得られる条件で滅菌しなければならない。
- 2 × 通常、医薬品の分解における活性化エネルギーは、滅菌の活性化エネルギーより小さい。
- 3 × 加熱滅菌における微生物の死滅は、見かけ上1次速度過程となる。
- 4 ○ 発熱性物質(バイロジエン)は通常の加熱滅菌では破壊することができず、250°C、30分以上の乾熱滅菌で破壊できる。
- 5 ○ 記述の通り。

Ans. 4, 5



ねこカフェなど、猫ちゃんが注目されている。媚びないし、凛としているが、どこか癒される。私は子供の頃から猫も犬も大好きだ。人間は・・・大人になって好きになった。

<のりか>

今年の冬は暖かいかと思っていたら極寒となり、インフルエンザの患者さんがドッと増えました。でも終業時間(18時)ぎりぎりの受診はやめましょう。他の人のためにも早く昼間に受診しましょう。

<T<sup>2</sup>>

国内でもデング熱が騒がれましたが、中南米ではネッタイシマカによるジカ熱の感染が拡大しているようです。

知的障害を伴う小頭症との関連が疑れるなど気になります。

リオデジャネイロ五輪の8月までに感染が縮小しますように。

(ま)

1月行く！2月逃げる！  
3月去る！あっという間に4月になるけど。今年は4年に一度のうるう年！1日多くて得した気分、でも速いやっぱり...逃げられた！

<ANK49>

だんだんと日中は暖かさを感じられるようになってきました。暖かくなってくると気分もウキウキしてきますね。どこかドライブがてらに温泉旅行に行きたいなあ♪

<リオン>

先日、中学校で薬物乱用の講演をしてきました。非常にタイムリーというか、清原和博容疑者逮捕の翌々日だったため、講演の喰い付きもテキメンでした。

同時に中学生にとっても、彼のビッグネームの健在ぶりには驚かされました。

私と同学年にあたりますが、『才能』だけなら彼に匹敵する素材は後にも先にもいないかもしれません。もし彼に桑田の『自己管理能力』が備わっていれば・・・

『天は二物を与えず』とはよく言ったものです。

<B級コレクター>

元プロ野球選手の覚醒剤所持、使用容疑による逮捕。テレビ局のアナウンサーは危険ドラッグの所持、製造容疑で逮捕。そして、町議会議員や公立病院長など、薬物乱用防止を率先して行わなければならぬ立場の人間をも蝕む。 <K-Z>

#### 編集委員

野村 祐仁	青野 拓郎	二川 勝	松村 智子
奥本 啓	竹本 貴明	吉田亜賀子	池田 和彦
藤山 りさ	村上 孝枝	原田 修江	後藤 佳恵

# 保険薬局ニュース

平成 28 年 3 月 1 日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.24 No. 2 (No.132)

平成28年1月5日  
広島県薬剤師会保険薬局部会

## 生活保護調剤券による後発医薬品調剤について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことにつきましては、厚生労働省や行政より、リーフレット等を活用して、医療費の適正化について、意欲的に取り組まれております。

それに伴い、近年調査の結果では、後発医薬品への変更がされていない理由として、「後発医薬品への変更調剤不可」の処方せんを除いては、理由の中心であった、「後発医薬品への不信、不安」は20%台に減少しましたが、「薬局に後発医薬品の在庫がない」という理由が、約半数となりました。

つきましては、薬局、薬剤師のさらなる努力をお願いし、後発医薬品に変更可能な先発医薬品を調剤していないか、再度ご確認いただきますよう、お願ひいたします。

「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」では「第7条の2」に保険薬局として、「第8条の3」に保険薬剤師としての後発医薬品調剤への義務が規定されております。

中国四国厚生局における個別指導においても、継続的調剤（初回時を除く）においての「備蓄なし」という事由について指導される事例がありました。

保険調剤を行える権利に伴う義務です。備蓄における場所的、金銭的負担増はあろうかと思いますが、国が、医療費の抑制の一端として取り組んでおります。

「残薬」と同様に、保険薬局、保険薬剤師が貢献できる分野です。会員各位におかれましても、できる限りのご対応をお願いいたします。

### 【保険請求の注意事項】

□ 大きさの違う外用薬、例えばモーラステープ20mgとモーラステープL40mgが処方されている場合、使用部位が違えばそれを記載することで2剤分を算定することが出来ます。使用部位の記載がなかったり、同じ使用部位が記載してあれば、調剤料は1剤の計算をします。

□ 容量の違う錠剤の不均等投与について

R p 1	B錠	2錠	1日2回	朝夕食後	
R p 2	A錠	10mg	1錠	1日1回	朝食後
R p 3	A錠	25mg	1錠	1日1回	夕食後

R p 1とR p 2だけなら2剤計算ですが、R p 3が追加されると、朝夕食後の1剤の計算となります。

リリカカプセル、アマリール錠、ストラテラカプセル等で間違いが多いです。

□ ハイリスク薬による特定薬剤管理指導加算は、特定の適応症に投薬された場合に算定できる加算です。確認の上、要件を満たした場合のみ算定してください。

例：高血圧に対するβブロッカー、熱性痙攣に対するダイアップ座剤、皮膚疾患に対するアタラックス等は算定できません。

□ 検査用薬は原則、処方せんで投薬することが出来ません。やむを得ない場合は、薬剤料のみの請求をしてください。

□ 厚生局の個別指導で、薬剤服用歴管理指導料について指摘されています。

要件を満たさず算定している場合は、当然指導の対象ですが、聞き取り、服薬指導の努力をせず、漫然と投薬・配達等を行い、算定をしていない例が多い場合も、薬剤師法第25条の2で課されている情報提供義務等、医薬分業の本質からも、努力義務を怠っていると判断されることになります。

## 国会レポート 平成28年度予算案



参議院議員・薬学博士  
藤井もとゆき

年明けの日本列島は穏やかな天候に恵まれ、各地の神社・仏閣には一年の安泰や繁栄を願う大勢の参拝客で賑わいを見せっていました。また、今年は仕事始めが月曜となり、前日の3日は年末年始を故郷や旅先で過ごした人たちのUターンラッシュがピークとなり、都心に向かう新幹線や高速道路などは大変な混みようとなっていました。

さて、平成28年度の政府予算案は昨年末の24日に閣議決定され、一般会計予算の総額は社会保障費が伸びるなど、前年度当初予算比3,799億円増の96兆7,218億円と過去最大規模となっています。

厚生労働省の一般会計予算総額は、前年度当初予算比3,963億円増の30兆3,110億円となりました。このうち社会保障関係費については、前年比約6,700億円増の概算要求に対し、「安倍内閣の3年間の社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する1.5兆円程度となっていることを踏まえ、その基調を2018年度まで継続していくことを目安とする。」とした骨太の方針2015に従い、その増額を5,000億円内に収めようと強く主張する財政当局との間で、その差額約1,700億円の取り扱いに注目が集まっていますが、診療報酬改定による薬価等の引き下げや医薬品価格の適正化等により、概算要求との差額分を捻出し、前年度当初予算比4,126億円億円増<sup>\*</sup>の29兆8,631億円となりました。(※；平成27年度予算額に含まれていた、子育て世代臨時特例給付金587億円を、28年度予算に計上しないことによる影響を考慮しない場合、社会保障関係費の増額は4,997億円となります。)

また本年4月の診療報酬改定、本体部分は+0.49%の約500億円の増額となっています。一方、薬価等は▲1.33%の約1,300億円、市場拡大再算定や後発医薬品の新規収載時の価格引き下げなどの医薬品価格の適正化約500億円、いわゆる大型門前薬局等の評価の適正化約40億円、経腸栄養製品に係る給付適正化約40億円をそれぞれ減額するなどの他、協会けんぽの国庫補助特例低額により200億円を減額し、自然増を1,700億円圧縮する予算となりました。当初懸念された調剤報酬を狙い撃ちにした引き下げには、薬剤師連盟の皆さんのがんばりもあり、医科：調剤は「1：0.3」と従来同様の公平な改定に收めることができました。

第190回通常国会は1月4日に天皇陛下をお迎えして開会式を行ない、6月1日までの150日間に及ぶ論戦の火蓋が切られました。開会式に先立ち常任委員長の選出及び特別委員会の設置等の手続きが行われ、私は久しぶりに本拠地の厚生労働委員会の委員に指名されました。国会では平成27年度補正予算案に続いて、平成28年度予算案の審議が行われますが、医療や介護の充実等、高齢者や社会的弱者が安心して暮らせる社会を築くため、しっかりと責任を果たしていきたいと思います。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

# 国会レポート

## 第190回通常国会

参議院議員・薬学博士  
藤井もとゆき

今季は暖冬の影響で年明けから比較的過ごしやすい日々となっていましたが、1月下旬になり一転して大寒波が日本列島を襲来、九州や日本海側の地域を中心に大荒れとなり、沖縄本島では観測史上初、奄美大島では115年ぶりとなる降雪を観測、長崎市では観測史上最多の17センチの積雪となるなど、各地で記録的な降雪となりました。私は1月23日に北九州市での会合に出席、翌24日は福岡市に向かい九州ブロック会議、その後国政報告会をさせて頂きました。朝からの雪が降り積もる最悪の天候となりましたが、それにもかかわらずお集まり頂いた大勢の皆さんには、改めて御礼申し上げたいと思います。

さて、1月4日に開会した第190回通常国会は、まず平成27年度補正予算案について審議を行ない、14日の衆議院本会議に続いて20日の参議院本会議にて可決成立しました。また、20日の参議院本会議は午前の補正予算案審議に続き、午後からは平成26年度決算報告についての審議が行われ、自民党を代表して質問を行いました。私からは、決算報告や決算検査報告に関する政府の見解を問うのに加え、ODA及び科学技術イノベーションについて質問し、安倍総理から「ODAを積極的かつ戦略的に活用し、世界が直面する課題や人道問題について、国際社会と緊密に協力してリーダーシップを発揮していきます。」との強い決意が示され、「策定中の第5期科学技術基本計画においては、経済財政基本計画との整合性を確保しつつ、対GDP比1%を目指します。」との明確な答弁を得ることができました。本会議の模様はNHKテレビで生中継されました、ご覧頂けましたでしょうか。

引き続き国会は、1月22日の衆参本会議において安倍総理の施政方針及び財政、外交、経済それぞれの担当大臣による政府4演説を行い、来年度予算案の審議に移りました。安定した社会保障体制の構築など、国民が安心して暮らせる社会の実現を目指して、厚生労働委員会等の場でしっかりと意見を述べていきたいと思います。

また、本年4月に行われる診療報酬の改定について、厚生労働省の中央社会保険医療協議会は2月10日、厚生労働大臣に答申しました。「かかりつけ薬剤師指導料」や「かかりつけ薬剤師包括管理料」が新設されるなど、かかりつけ薬剤師・薬局を評価する具体的な内容が盛り込まれていますが、附帯意見として、残薬、重複・多剤投薬の実態を調査・検証し、かかりつけ医とかかりつけ薬剤師・薬局が連携して薬剤の適正使用を推進する方策について引き続き検討することや、患者本位の医薬分業実現の観点から、薬局に係る対物業務から対人業務への転換を促す措置の影響を調査・検証し、調剤報酬の在り方について引き続き統討することなどが記されています。

かかりつけ薬剤師・薬局として、その役割をしっかりと果たし国民の信頼に応えることができるよう、皆さんとともに取り組んで参りたいと思います。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

# 第2回中国5県若手薬剤師フォーラムに参加して

日 時：平成28年1月10日（日）・11日（月・祝）  
場 所：岡山県



## 報告 I

東広島支部 中島 啓介

今回のテーマは『未来を切り拓くのは我々だ！目指せ20万超！』でした。

今年度より東広島薬剤師会青年部の代表を務めており、フォーラムには興味はありましたが申し込みに迷っていました。同じ支部の先輩からのお誘いもあり今回参加させていただきました。お昼からのスタートという事もあり岡山での開催なので、日本三名園の1つ岡山後楽園を散策して会場に入りました。

すでにすごい熱気で皆さんのこの2日間の意気込みを感じました。

### 基調講演①「日本薬剤師会の諸課題と政治」

日本薬剤師連盟常任総務石井甲一先生のご講演でした。薬剤師業務はすべて何らかの法律、制度、予算の下にあり、薬局へのバッシングや逆風が強い中、今回の診療報酬改定の経緯や割り当ての配分などを勝ち取ってきた話。我々の目が届かない所での苦労話など頭が下がる思いでした。さらに10年後、20年後までの薬局再編の全体像など分かりやすく解説していただきました。薬剤師会、薬剤師連盟は切っても切れない関係という事を学びました。

### 基調講演②「みんなで学ぼう!!・インターネット等を利用した選挙のポイント」

中国ブロック青年部竹本貴明先生による、政治活動、選挙運動の違いやインターネット選挙やネット等で出来る選挙運動について学びました。今後の事を考えるとインターネット等はとても強力なツールであるとデータも交えて教えていただきました。

### 基調講演③

参議院議員藤井基之先生のご講演が始まりました。

明治時代に薬剤師という資格が出来、昭和50年代ぐらいまで、調剤をやりたくても薬剤師不足の問題などもあり、なかなか分業出来なかったお話をや将来薬剤師になりたい人たちに安心して薬学の道に進んでもらえる教育の整備のお話、現在は門前薬局でも、「かかりつけ薬局、薬剤師」になれる。今一度足元をみて患者のための薬局、患者に選ばれる薬剤師になる。調剤の事や将来開設者になりたいと再認識させられる内容でした。

ここからはグループワークに移り、OST (Open Space Technology) という手法で行われました。

OSTの説明が実行委員長の金田先生からありました。まず議題提案が行われ、鳥取県の先生方のスタートダッシュに完全に流れを持っていかれ圧倒されましたが、徐々に内容を理解し違う支部の方たちの議題も増えてきました。人数が多いため1人1議題に限定したものの全部で53もの議題が出ました。時間があれば53すべての議題において議論したい内容でしたが、ここで16議題までなんとか絞り込み、セッション1、2で議論しました。私も別の視点からの議題をあげることにしました。「薬剤師の主役のドラマを作るために」後にこの議題が16まで残り、リーダーになるとは思ってもみませんでした。個人的には『特殊能力により薬の副作用を100%予測出来る薬剤師』『薬学生の実務実習』をテーマにしたドラマあたりは、とても興味深いものを感じました。この下りだけで原稿がオーバーしてしまうので、詳細は省きますが皆さんと一緒に考えて結論をだして1つの物語を完成させる。すごい達成感でした。

特に尾道の山田先生、鳥取の森下先生には上手にまとめていただき、この場を借りて感謝申し上げます。





翌日は、昨日の16議題の中から投票によりさらに8議題に絞り込み、その8議題を再度議論する形になっていました。

私は政治の事や連盟の事を詳しく知りたかったので、「薬剤師議員の投票数を上げるには」「どう情報発信して伝えれば連盟嫌いを減らせるか」に参加しました。1日目の議論では実際にはどうしたらよいかという具体的な内容があまりなかったのに対して2日目は今後どのようにしたらよいか、明日から出来ることは何か。という所まで議論が進みました。

私が出来るアクションプランとして、支部に戻って東広島薬剤師会青年部の新年会の時に連盟についてのお話ををしていただこうと考えました。20人ぐらいの小さな集まりですが、各地でこのような動きがあればよいかなと思っています。

フォーラムが終わって良かったね。で終わらないためにも、次に繋げて行く事が大切だと思っています。私たちもフォーラムに参加した者として、次の世代にバトンを繋げて行きたいと考えています。フォーラム自体、あまり政治、政治のかたい話はなかったので、まだ参加されたことがない人には是非、参加していただきたいと思っています。

あっという間の2日間で、中国5県には若くて素晴らしい薬剤師がたくさんいました。とてもよい刺激になりました。広島県でのつながりはさらに強く、中国ブロックでのつながりも出来て素晴らしいフォーラムでした。



## 報告Ⅱ

大竹支部 広瀬 安國

私が薬剤師になって2年近くが経ちましたが、薬剤師会がどのようなことをしているのか実はそこまで知りませんでした。薬剤師会に入ったのも2年目になってからで決して関心が高いものではありませんでした。そういう状態なので薬剤師の地位向上のために何ができるのかということを深く考えることもなく日々を送っていました。

今回のフォーラムに参加して、まず感じたことは薬剤師の未来がこのまま安定して続くとは言えないという危機感でした。28年度の調剤報酬の改定では調剤基本料が下がる可能性があり、将来的にもさらに下がるということで、これから薬剤師にとって厳しい時代になるのではないかと思いました。そして様々な課題を自分たちで提案してそのテーマに沿って議論していく中で、薬剤師が直面している問題が山積みであり、簡単には解決することができない問題ばかりでした。

しかし、他の参加者と意見を交わしていくと、それぞれの難問に対しても諦めずに力を合わせて取り組めば解決できる、一人一人の力は弱いけれども、みんなで協力することで大きな力になると感じることができました。また、集団の力を有効的に使うために政治というものが必要であり、薬剤師系の議員が増えることで薬剤師の地位を守っていくことにつながるということも学ぶことができました。

今から思えば、私は選挙に行って投票はするものの、深く政治に対して考えていました。ましてや薬剤師の将来を考え選挙に行くことなど考えていましたし、自分の職業に対しての思いが浅いと気づかされました。

今回のフォーラムでは薬剤師の将来を守るためにやるべきことがたくさんあって、その中で政治活動は大きいものだと学ぶことができました。またたくさんの参加者と交流することで自分とは違う考え方を持った薬剤師と意見を交換することができたのは良い経験になったと思います。

# テロの未然防止に向けた 広島県警察からのお願い

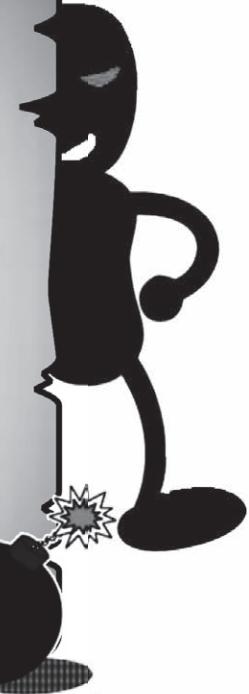
フランス・パリで集客施設等を標的  
としたテロが発生!!

4月10日(日)、11日(月)に広島外務大臣会合が5月26日(木)、  
27日(金)に伊勢志摩サミットが開催されます。

世界的に注目されているサミットを成功させるため、テロの未然防止に  
ご協力をお願いします。

## 不審者(物)発見のポイント

- 見慣れない人(物)が長時間、同じ場所  
にいる(ある)
- 観光地以外の場所を写真、ビデオ撮影  
している
- 常に人の目を気にしている
- 話かけても対応しない
- 自分の住所や名前を書き間違える



不審者(物)を発見した時は、110番通報か最寄りの  
警察署、交番へ通報して下さい。

サミットで 世界に誇る 広島警備



【問い合わせ先】 広島県警察 サミット対策課 TEL (082) 228-0110

# スポーツファーマシスト＆通訳募集！



(公社)広島県薬剤師会では、2016年4月に開催される ASTC アジアトライアスロン選手権におきまして、メディカルチームの医師・選手・トレーナーなどからのドーピングに関する相談に対応していただくスポーツファーマシストを募集いたします。

また海外からの出場選手に対応するため、英会話に自信がある薬剤師の方も募集しております。TOEIC700点以上に相当する方大歓迎です。なお、スポーツファーマシストの資格は不問です。

皆様のご協力よろしくお願ひいたします。

日 時: 2016年4月25日(月)～5月1日(日)

1組2～3名、2交替でローテーションを組み対応の予定。

出務する日、時間は個々に相談の上決定します。

場 所: 安芸グランドホテルおよび大会会場本部(廿日市市木材港)を予定

募 集 人 数: ①スポーツファーマシスト(4月に取得予定の方も可) のべ30～40名

②海外選手への通訳ができる薬剤師 のべ15～20名

※ 広島県薬剤師会の規程に従い日当・交通費をお支払いいたします。

※ 4/10(日)13:00～ 廿日市市総合健康福祉センター(あいプラザ)にて  
説明会を実施いたします。 詳細は後日、応募者に直接ご連絡いたします。

申込方法: 以下の内容を、FAX: 082-248-1904していただくか、メールの場合はタイトルを『スポーツファーマシスト＆通訳の申込』として3月10日(木)までに di@hiroyaku.or.jp にお送りください。

(公社)広島県薬剤師会 ドーピング防止推進委員会

## スポーツファーマシスト＆通訳申込用紙

ふりがな		連絡先電話番号	
氏 名		メールアドレス	
勤務先		性 別	男 • 女
① スポーツファーマシスト( )・②通訳( )※いずれかあるいは両方に○をつけてください。			



### お問い合わせ

(公社)広島県薬剤師会ドーピング防止推進委員会

事務担当: 薬事情報センター

T E L: 082-243-6660(平日 9時～17時)

F A X: 082-248-1904

M A I L: di@hiroyaku.or.jp

発 行：〒730-8601 広島市中区富士見町11番42号  
電話 (082) 246-4317(代) FAX (082) 249-4589  
ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

印 刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した  
植物油インクを使用しています。